

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

早期償還条項付 他社株式転換条項付 円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、早期償還条項付 他社株式転換条項付 円貨建て債券(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- **本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象株式終値が行使価格未満となった場合には、原則として、満期償還は対象株式の現物及び現金調整額の交付によってなされるため、対象株式の株価水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**
- **本債券は、対象株式の株価、対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準、配当利回りと株式保有コスト、並びに、本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付の変化等の様々な要因に影響されて価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**
- **本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。**
- **本債券の取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、お客様の投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。**

手数料など諸費用について

本債券を売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。

金利、金融商品市場における相場その他の指標の変動などにより損失が生じるおそれがあります。

(価格変動リスク)

- 本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のロックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象株式終値が行使価格未満となった場合には、原則として、満期償還は対象株式の現物及び現金調整額の交付によってなされるため、対象株式の株価水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。また、対象株式の発行会社について、破産手続きが開始された場合等には、本債券が無価値となる場合があります。
- 本債券は、対象株式の株価、対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準、配当利回りと株式保有コスト、並びに、本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付の変化等の様々な要因に影響されて価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。

【本債券の償還前の価格に影響する要因】

本債券の償還前の価格は、様々な要因に影響されます。また、これらの要因が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性があります。

《対象株式の株価》

対象株式の株価の下落：本債券の価格は下落

対象株式の株価の上昇：本債券の価格は上昇

《対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）》

対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）の上昇：本債券の価格は下落

対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）の低下：本債券の価格は上昇

《金利》

円金利の上昇：本債券の価格は下落

円金利の低下：本債券の価格は上昇

《配当利回りと株式保有コスト》

配当利回りの上昇、株式保有コストの下落：本債券の価格は下落

配当利回りの下落、株式保有コストの上昇：本債券の価格は上昇

《本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付》

本債券の価格は、発行体等または対象株式の発行会社の信用力の一般的な評価により影響を受けると予想されます。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受けます。発行体等または対象株式の発行会社に付与された格付が下落すると、本債券の価格は下落する可能性があります。

《早期償還判定》

本債券の価格は、早期償還判定日の前後で変動するケースが多いと考えられ、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は、本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。

債券の発行体又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります。

(信用リスク)

本債券の発行体や、本債券の元利金の支払いを保証している者の業務、財産又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があり、その結果、お客様に損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

その他のリスク

(流動性リスク)

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

(早期償還リスク)

本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

(その他のご留意いただきたい事項)

- 本債券は、主に対象株式にかかわるオプションを内包している商品であり、将来の対象株式の株価の水準によっては、債券というよりは対象株式を現物で購入するのと同様の経済効果を持つこととなります。ただし、満期償還額が額面金額を上回ることはないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。また、本債券の保有期間中に、対象株式の配当金等を得ることもできません。

■ 本債券にかかわる発行条件（行使価格、早期償還判定水準、ロックイン判定水準）は、本債券の受渡日における対象株式の終値によって決定します。このため、発行条件決定時の対象株式の株価は、お客様が本債券にかかわる投資判断を行った時の水準から、大きく乖離する可能性があります。

なお、決定した行使価格によっては、また、行使価格等の調整が行われた結果、もしくは対象株式の単元株数に変更になった場合などには、額面金額を行使価格で除して求められる株式数が単元株数に満たず、現金調整額のみで償還される場合があります。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

本債券のお取引に金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・ 本債券の売出しの取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

満期償還が対象株式によってなされる場合、当該対象株式の取得日は満期償還日、取得価額は、原則として満期償還日の対象株式の後場終値となります。

個人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

本債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- ・ 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要

商号等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	48,323,132,501 円(2020 年 9 月 30 日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	1944 年 3 月
連絡先	「インターネットコース」でお取引されているお客さま：SBI 証券 カスタマーサービスセンター 電話番号：0120-104-214（携帯電話・PHS からは、0570-550-104（有料）） 受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年未年始を除く） SBI マネープラザのお客さま：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター 電話番号：0120-142-892 受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年未年始を除く） IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客さま：IFA サポート 電話番号：0120-581-861 受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年未年始を除く） 担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

連絡先：「インターネットコース」でお取引されているお客さま：SBI 証券 カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-104-214（携帯電話・PHS からは、0570-550-104（有料））

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年未年始を除く）

SBI マネープラザのお客さま：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター

電話番号：0120-142-892

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年未年始を除く）

IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客さま：IFA サポート

電話番号：0120-581-861

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年未年始を除く）

担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

2021年8月

発行登録追補目論見書
（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



BNP PARIBAS

ビー・エヌ・ピー・パリバ
（BNPパリバ銀行）

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年3月2日満期
早期償還条項付／他社株転換条項付 円建社債
（セイコーエプソン株式会社）

－ 売 出 人 －

株式会社 S B I 証券

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年3月2日満期 早期償還条項付／他社株転換条項付 円建社債（セイコーエプソン株式会社）（以下「本社債」といいます。）の償還時期は、本社債の要項に従い、対象株式の相場の変動により影響を受けることがあります。また、本社債の償還は、本社債の要項に従い、一定の場合、対象株式および現金調整額（もしあれば）の受渡しによってなされます（「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」をご参照下さい）。本社債の償還が金銭の支払によってなされるか対象株式および現金調整額の受渡しによってなされるかは、対象株式の相場（かかる相場には上下動があります。）の変動によって左右されます。上記償還が対象株式の受渡しによってなされた場合、受渡された対象株式についてさらに株式相場の変動により影響を受けることがあります。投資家の皆様におかれましては、株式相場の変動によって本社債の償還の方法に差異が生じることを理解され、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債への投資を行われるべきです（リスク要因については「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売出社債に関するその他の条件等、売出社債に関するリスク要因」をご参照下さい）。なお、対象株式の発行会社につきましては、「第四部 保証会社等の情報」をご参照下さい。

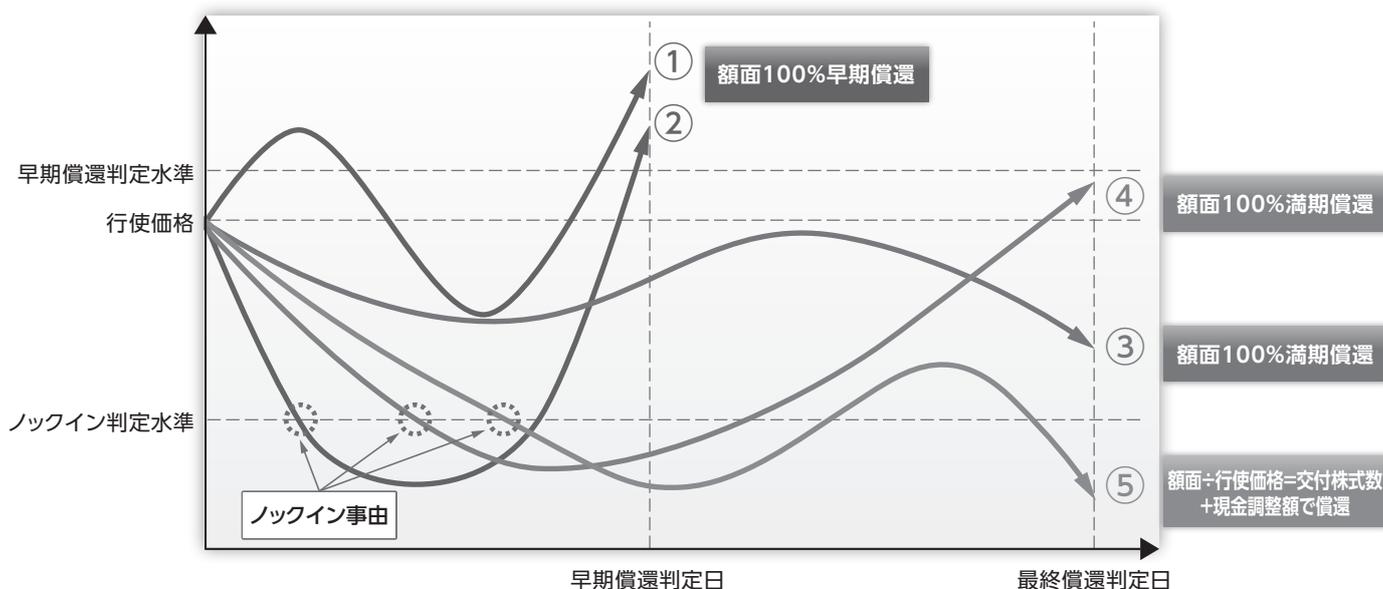
（注）発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。

この書面は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるビー・エヌ・ピー・パリバは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 \geq 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 \geq 行使価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $<$ 行使価格」の場合、「額面金額 \div 行使価格」で計算される交付株式数と現金調整額で満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「2.償還および買入れ」をご確認ください。

この書面は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるビー・エヌ・ピー・パリバは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。

最悪シナリオを想定した想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標の変化によって生じる、本債券の想定される損失額(以下「想定損失額」といいます。)のシミュレーションです。将来における実際の損失額を示すものではありません。

1. ヒストリカルデータ

2000年1月(または対象株式等の取引所上場日等)以降の各日を起算日とした約半年の期間での、最大の下落率および最大の上昇幅は以下のとおりです。

	起算日		起算日より約半年後		期中価格に悪影響を与える下落率または上昇幅	
					下落率	上昇幅
対象株式の株価	1,575.00円	2008/9/4	528.00円	2009/3/3	▲66.48%	
対象株式の株価の変動率	20.10%	2020/2/21	44.61%	2020/8/20		24.51%
円金利	0.69%	2007/2/23	1.14%	2007/8/22		0.45%

出所: BloombergのデータよりSBI証券作成(2021年8月4日現在)

■対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ):対象株式の株価の過去の変動から算出した変動率です。期間は、260日間としています。

■円金利:期間6ヵ月の円金利(6ヵ月LIBOR)を記載しております。

■対象株式の株価は下落率を、対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ)および円金利は上昇幅を記載しております。

2. 満期償還時の想定損失額

本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象株式終値が行使価格未満となった場合には、原則として、満期償還は対象株式の現物および現金調整額の交付によってなされるため、対象株式の株価水準によっては損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。

1.で示したヒストリカルデータにおける対象株式の株価の下落率は▲66.48%でした。満期償還日における、対象株式の株価の下落率を同率と想定した場合、下表に示す損失がお客様に発生します。なお、満期償還日に対象株式の株価が▲66.48%を超えて下落した場合、あるいは、本債券の発行体等の信用リスク要因やその他の要因により、お客様の損失がさらに拡大する可能性があります。

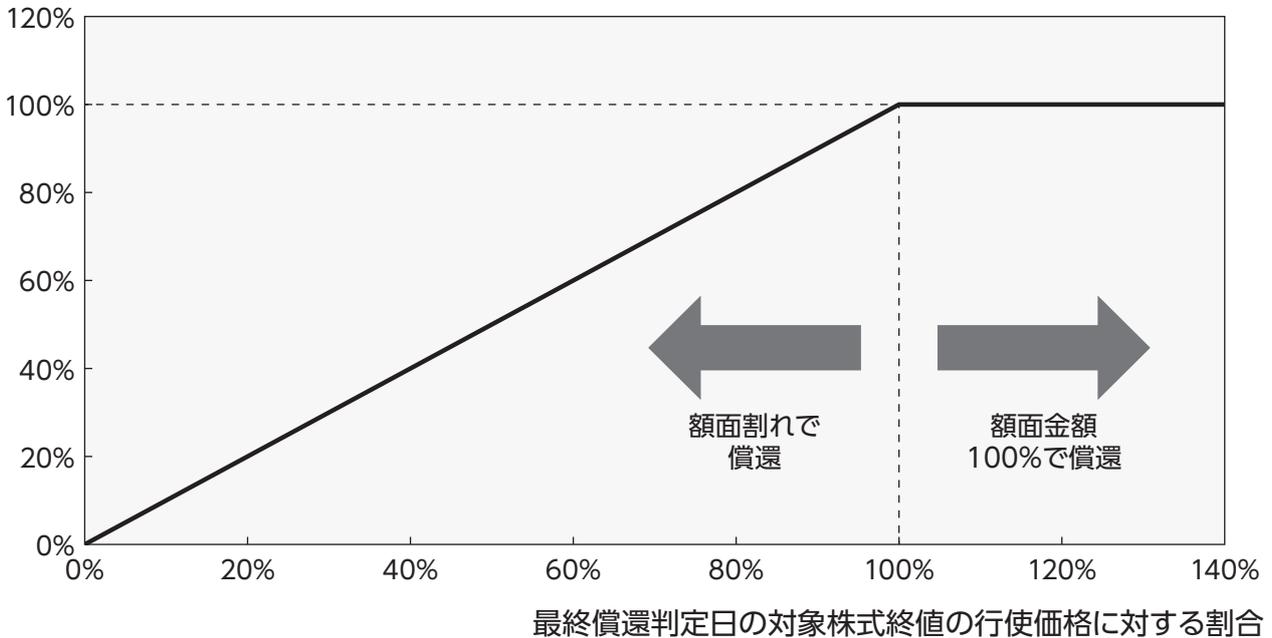
対象株式の株価の行使価格からの下落率	想定損失額(円)	実質償還金額(円)
0.00%	0	500,000
▲10.00%	▲50,000	450,000
▲20.00%	▲100,000	400,000
▲30.00%	▲150,000	350,000
▲40.00%	▲200,000	300,000
▲50.00%	▲250,000	250,000
▲60.00%	▲300,000	200,000
▲66.48%	▲332,400	167,600
▲70.00%	▲350,000	150,000
▲80.00%	▲400,000	100,000
▲90.00%	▲450,000	50,000
▲100.00%	▲500,000	0

※上記の想定損失額および実質償還金額は、額面500,000円当たりの金額を記載しております。また、受取利息、税金およびその他の諸費用等は考慮していません。

3. 満期償還時のイメージ図(ノックイン発生時)

観察期間中に対象株式の後場終値が一度でもノックイン判定水準以下となった場合、満期償還金額が額面金額を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、本債券の満期償還金額は、額面金額の100%を超えることはありませんので、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。

満期償還金額の額面金額に対する割合



4. 流動性リスクについて

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性および購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

5. 中途売却時の想定損失額

下表は、1.に記載のヒストリカルデータを用いて、各金融指標が本債券の期中価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合を想定した、中途売却時の想定損失額を試算日の市場環境に基づいて試算したものです。ただし、発行体等の信用リスクや債券の流動性等を考慮し算出したものではなく、実際の売却額とは異なります。

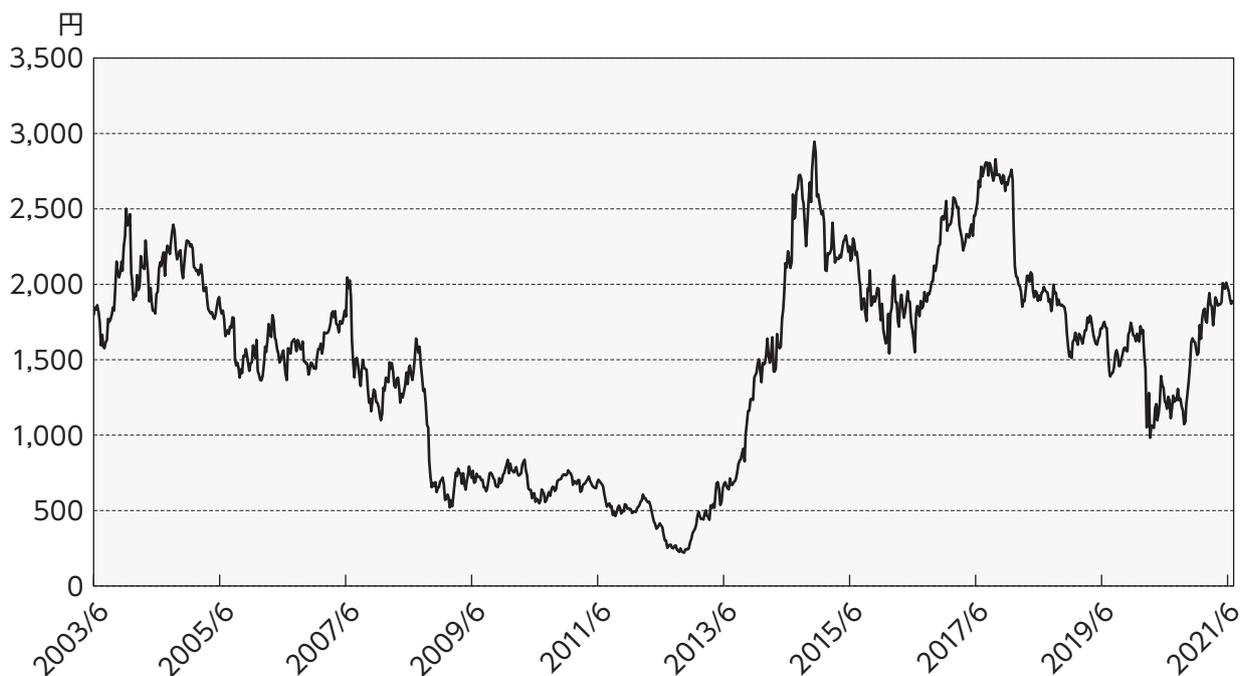
また、実際の中途売却に際し、各金融指標がより大きく変動した場合、お客様の損失はさらに拡大する可能性があります。下表の想定損失額(試算額)を上回る可能性があります。

金融指標	金融指標の動き	下落率または上昇幅	想定売却額	想定損失率	想定損失額(試算額)
対象株式の株価	下落	▲66.48%	178,150円	▲64.37%	▲321,850円
対象株式の株価の変動率	上昇	+24.51%			
円金利	上昇	+0.45%			

- 上記の想定売却額および想定損失額(試算額)は、額面500,000円当たりの金額を記載しております。
- 本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは結果が異なる場合があります。
- 本シミュレーションは、2021年8月5日(試算日)の市場環境にて計算しております。
- 試算日における想定損失額(試算額)であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額(試算額)とは異なります。
- 各金融指標の状況により、期中価格に悪影響を与える度合いや方向性が変化することがあるため、一般的に悪影響を与えるとされる方向と異なる場合があります。

6. 対象株式の株価推移

期間:2003/6/27~2021/7/30(週足)



出所: BloombergのデータよりSBI証券作成

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2-外 2-87

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年8月12日

【会社名】 ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNP PARIBAS)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
ラルス・マシュニル
(Lars Machenil)

投資家向け広報および財務情報の責任者
(Head of Investor Relations and Financial Information)
クリステル・ルノー
(Chrystelle Renaud)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市9区イタリア通り16番地
(16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1039

【事務連絡者氏名】 弁護士 船越 輝

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1116

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 3億円

【発行登録書の内容】

提出日	2020年3月13日
効力発生日	2020年3月22日
有効期限	2022年3月21日
発行登録番号	2-外 2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
2-外2-1	2020年4月2日	297,000,000円		該当事項なし
2-外2-2	2020年4月2日	483,000,000円		該当事項なし
2-外2-3	2020年4月16日	300,000,000円		該当事項なし
2-外2-4	2020年4月16日	300,000,000円		該当事項なし
2-外2-5	2020年4月16日	300,000,000円		該当事項なし
2-外2-6	2020年4月20日	610,000,000円		該当事項なし
2-外2-7	2020年4月21日	300,000,000円		該当事項なし
2-外2-8	2020年5月20日	521,000,000円		該当事項なし
2-外2-9	2020年5月25日	123,200,000円		該当事項なし
2-外2-10	2020年5月25日	300,000,000円		該当事項なし
2-外2-11	2020年5月29日	680,000,000円		該当事項なし
2-外2-12	2020年6月9日	300,000,000円		該当事項なし
2-外2-13	2020年6月12日	635,000,000円		該当事項なし
2-外2-14	2020年8月14日	502,000,000円		該当事項なし
2-外2-15	2020年8月14日	4,843,000,000円		該当事項なし
2-外2-16	2020年8月14日	452,000,000円		該当事項なし
2-外2-17	2020年8月18日	250,000,000円		該当事項なし
2-外2-18	2020年8月18日	4,093,000,000円		該当事項なし
2-外2-19	2020年8月18日	2,460,000,000円		該当事項なし
2-外2-20	2020年8月21日	5,577,000,000円		該当事項なし
2-外2-21	2020年8月26日	300,000,000円		該当事項なし
2-外2-22	2020年8月27日	2,200,000,000円		該当事項なし
2-外2-23	2020年8月28日	250,000,000円		該当事項なし
2-外2-24	2020年9月1日	365,000,000円		該当事項なし
2-外2-25	2020年9月2日	687,000,000円		該当事項なし
2-外2-26	2020年9月2日	3,072,000,000円		該当事項なし
2-外2-27	2020年9月10日	300,000,000円		該当事項なし
2-外2-28	2020年9月15日	9,500,000,000円		該当事項なし
2-外2-29	2020年9月16日	2,690,000,000円		該当事項なし
2-外2-30	2020年9月17日	1,300,000,000円		該当事項なし

2-外2-31	2020年9月18日	536,700,000円	該当事項なし
2-外2-32	2020年10月15日	5,880,000,000円	該当事項なし
2-外2-33	2020年10月20日	3,872,000,000円	該当事項なし
2-外2-34	2020年12月4日	2,030,000,000円	該当事項なし
2-外2-35	2020年12月4日	1,021,000,000円	該当事項なし
2-外2-36	2020年12月4日	6,851,000,000円	該当事項なし
2-外2-37	2020年12月14日	4,913,000,000円	該当事項なし
2-外2-38	2020年12月15日	9,164,000,000円	該当事項なし
2-外2-39	2020年12月15日	24,060,000,000円	該当事項なし
2-外2-40	2021年1月20日	1,572,000,000円	該当事項なし
2-外2-41	2021年1月20日	250,752,000円	該当事項なし
2-外2-42	2021年2月17日	1,910,000,000円	該当事項なし
2-外2-43	2021年2月17日	2,728,000,000円	該当事項なし
2-外2-44	2021年2月17日	6,665,000,000円	該当事項なし
2-外2-45	2021年2月17日	518,000,000円	該当事項なし
2-外2-46	2021年2月17日	4,370,000,000円	該当事項なし
2-外2-47	2021年2月17日	1,504,000,000円	該当事項なし
2-外2-48	2021年4月1日	1,000,000,000円	該当事項なし
2-外2-49	2021年4月2日	1,000,000,000円	該当事項なし
2-外2-50	2021年4月9日	1,855,000,000円	該当事項なし
2-外2-51	2021年4月14日	700,000,000円	該当事項なし
2-外2-52	2021年4月16日	4,009,000,000円	該当事項なし
2-外2-53	2021年4月19日	774,000,000円	該当事項なし
2-外2-54	2021年4月19日	1,117,000,000円	該当事項なし
2-外2-55	2021年4月20日	2,000,000,000円	該当事項なし
2-外2-56	2021年5月12日	1,693,000,000円	該当事項なし
2-外2-57	2021年5月12日	480,000,000円	該当事項なし
2-外2-58	2021年5月12日	1,056,000,000円	該当事項なし
2-外2-59	2021年5月12日	5,311,000,000円	該当事項なし
2-外2-60	2021年5月14日	250,000,000円	該当事項なし
2-外2-61	2021年5月14日	250,000,000円	該当事項なし
2-外2-62	2021年5月19日	871,000,000円	該当事項なし
2-外2-63	2021年5月20日	430,000,000円	該当事項なし

2-外2-64	2021年5月21日	1,080,000,000円	該当事項なし
2-外2-65	2021年5月21日	1,655,000,000円	該当事項なし
2-外2-66	2021年5月28日	300,000,000円	該当事項なし
2-外2-67	2021年6月2日	4,550,000,000円	該当事項なし
2-外2-68	2021年6月10日	400,000,000円	該当事項なし
2-外2-69	2021年6月11日	1,583,000,000円	該当事項なし
2-外2-70	2021年6月11日	202,000,000円	該当事項なし
2-外2-71	2021年6月11日	448,000,000円	該当事項なし
2-外2-72	2021年6月11日	5,484,000,000円	該当事項なし
2-外2-73	2021年6月11日	1,760,000,000円	該当事項なし
2-外2-74	2021年6月15日	7,406,000,000円	該当事項なし
2-外2-75	2021年6月15日	18,015,000,000円	該当事項なし
2-外2-76	2021年6月18日	4,900,000,000円	該当事項なし
2-外2-77	2021年6月18日	485,000,000円	該当事項なし
2-外2-78	2021年6月21日	2,409,000,000円	該当事項なし
2-外2-79	2021年6月21日	1,500,000,000円	該当事項なし
2-外2-80	2021年6月22日	549,000,000円	該当事項なし
2-外2-81	2021年7月14日	250,000,000円	該当事項なし
2-外2-82	2021年8月11日	543,000,000円	該当事項なし
2-外2-83	2021年8月11日	1,041,000,000円	該当事項なし
2-外2-84	2021年8月11日	882,000,000円	該当事項なし
2-外2-85	2021年8月11日	412,000,000円	該当事項なし
2-外2-86	2021年8月12日	1,990,000,000円	該当事項なし
実績合計額		202,475,652,000円	減額総額 0円

【残額】 297,524,348,000円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】

該当事項なし。

【縦覧に供する場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウ ノースタワー

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
2【売出しの条件】	2
3【売出社債に関するその他の条件等】	3
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	37
第3【第三者割当の場合の特記事項】	38
第二部【公開買付けに関する情報】	38
第三部【参照情報】	39
第1【参照書類】	39
第2【参照書類の補完情報】	39
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	39
第四部【保証会社等の情報】	40
第1 保証会社情報	40
第2 保証会社以外の会社の情報	40
第3 指数等の情報	41
 発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項	
各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	42
 有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類	43
 事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	77

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年3月2日満期 早期償還条項付／他社株転換条項付 円建社債 (セイコーエプソン株式会社) (以下「本社債」という。) (注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	3億円(注2)	売出価額の総額	3億円(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	50万円
償還期限	2022年3月2日(ロンドン時間)(注3)		
利率	額面金額に対して 年5.50%		
売出しに係る社債 の所有者の住所および 氏名または名称	株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号 (以下「売出人」という。)		
摘要	ビー・エヌ・ピー・パリバ(以下「発行会社」という。)により発行される非劣後長期社債について下記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インバスターズ・サービスより「Aa3」、S&P グローバル・レーティングより「A+」の格付がそれぞれ付与されている。本社債に関するその他の条件等については下記「3 売出社債に関するその他の条件等」を参照のこと。		

(注1) 本社債は、発行会社により、発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムおよび下記注4に記載の代理人契約に基づき、2021年9月1日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2) ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、3億円である。

(注3) 本社債の償還は、計算代理人が(i)「観測期間」中、「対象株価終値」が「ロックイン価格」を常に上回っていたと決定した場合には金銭の支払により、(ii)「観測期間」中のいずれかの日において、「対象株価終値」が「ロックイン価格」以下となり、かつ「最終評価日」における「対象株価終値」が「行使価格」以上となったと決定した場合には金銭の支払により、(iii)「観測期間」中のいずれかの日において、「対象株価終値」が「ロックイン価格」以下となり、かつ「最終評価日」における「対象株価終値」が「行使価格」未満となったと決定した場合には対象株式および現金調整額(もしあれば)の受渡しにより、それぞれなされる。本注記に使用されている用語は下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」に定義されている。また、期限前償還および早期償還についても同項を参照のこと。

本社債の償還が金銭の支払によってなされるか対象株式および現金調整額の受渡しによってなされるかは、対象株式の相場(かかる相場には上下動がある。)の変動によって左右される。申込人は、株式相場の変動によるリスクおよび株式相場の変動によって本社債の償還の方法に差異が生じることを理解し、かかるリスクに耐え得る場合に限り、本社債への投資を行うべきである。なお、リスクの詳細については、下記「3 売出社債に関するその他の条件等、売出社債に関するリスク要因」を参照のこと。また、対象株式の発行会社については下記「第四部 保証会社等の情報」を参照のこと。

(注4) 本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、主支払代理人および名義書換代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店(以下「主支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または名義書換代理人としての承継人を含むものとする。)、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店(以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。)ならびに契約におい

て指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人（主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。）の間で2021年7月2日頃に締結された改訂書換代理人契約（以下「代理人契約」という。この用語には、随時更新または補足される代理人契約を含むものとする。）に従い、代理人契約の利益を享受して発行会社により発行される社債券（以下「本社債券」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある最終条件書に規定する。）、(ii)包括社債券との交換（または一部交換）により発行される確定社債券、および(iii)包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。主支払代理人、登録機関および名義書換代理人を総合して「代理人」という。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「3 売社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書（これには最終条件書の様式を含む。）および本社債の最終条件書の写しは、(i)当該「社債の要項の概要、3. 支払」に所定の主支払代理人の本店および支払代理人において、または(ii)本社債権者が主支払代理人もしくは関係する支払代理人に対して事前の請求および所定の証明書の提示を行うことにより電子メールにより、入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2021年7月2日頃に発行会社により発行された改訂書換約款(Deed of Covenant)（以下「約款」という。）を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー/エスブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・エスエー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）を代表して共通預託機関により保管されている。

(注5) 本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

発行会社により発行される非劣後長期社債について上記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）より「Aa3」、S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」という。）より「A+」の格付がそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびS&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moody.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%	申込期間	2021年8月12日から 2021年9月1日まで
申込単位	50万円	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店 および各支店(注1)	受渡期日	2021年9月2日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	該当事項なし	売出しの委託契約の内容	該当事項なし

(注1) 本社債の申込および払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「口座約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ口座約款の交付を受け、口座約款に基づく取引口座の設定を申込旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注2) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したのではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則(EU)1286/2014（以下「PRIIPs規則」という。）によ

って要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって EEA におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs 規則に基づき不適法となることがある。ここに「リテール投資家」とは、(i)指令 2014/65/EU (その後の改正を含み、以下「第 2 次金融商品市場指令」という。) 第 4(1)条第 11 号において定義されるリテール顧客、(ii)指令 (EU) 2016/97 にいう顧客であって、第 2 次金融商品市場指令第 4(1)条第 10 号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(iii)2017 年 6 月 14 日付の規則 (EU) 2017/1129 (その後の改正を含む。) において定義される適格投資家ではない者のいずれか (またはこれらの複数) に該当する者をいう。

本社債は、英国におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。そのため、英国におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、2018 年欧州連合 (離脱) 法 (以下「EUWA」という。) に基づき英国の国内法の一部を構成する規則 (EU) 1286/2014 (以下「英国 PRIIPs 規則」という。) によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって英国におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、英国 PRIIPs 規則に基づき不適法となることがある。ここに「リテール投資家」とは、(i)EUWA に基づき国内法の一部を構成する規則 (EU) 2017/565 第 2 条第 8 号において定義されるリテール顧客、(ii)2000 年金融サービス市場法 (以下「FSMA」という。) の規定および指令 (EU) 2016/97 を施行するため FSMA に基づき制定された規則もしくは規制にいう顧客であって、EUWA に基づき国内法の一部を構成する規則 (EU) 600/2014 第 2(1)条第 8 号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(iii)EUWA に基づき国内法の一部を構成する規則 (EU) 2017/1129 第 2 条において定義される適格投資家ではない者のいずれか (またはこれらの複数) に該当する者をいう。

3 【売出社債に関するその他の条件等】

売出社債に関するリスク要因

本社債への投資には、一定のリスクが伴う。各申込人は、本社債へ投資することが適当か否か判断するにあたり、以下に掲げるリスク要因その他のリスク要因を検討する必要がある。ただし、以下の記載は本社債に含まれるすべてのリスクを網羅した完全な記載を意図したものではないことに注意を要する。

価格変動リスク

本社債の市場価格は、金利の動向およびその水準の変化ならびに金利の変動性 (ボラティリティ) によって変動する。このため、本社債を途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

対象株式による償還のリスク

本社債は、計算代理人が、観測期間中のいずれかの日において、対象株価終値がロックイン価格以下となり、かつ最終評価日における対象株価終値が行使価格未満となったと決定した場合には、対象株式および現金調整額 (もしあれば) の受渡しにより償還される (現物決済)。したがって、額面金額の金銭の代わりに、対象株式の交付により償還されるリスクを有している。かかるリスクは、後述する対象株式の株価の予想変動率が高い程高くなる。また、現物決済により償還された後も、この株式を保有している限り、株式保有にかかるすべてのリスクを負い続けることとなる。

信用リスク

本社債には発行会社の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行会社の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われず、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

投資利回りリスク

本社債は類似する満期と信用度の普通社債と比較して高い利金が得られるが、現物決済により償還されることが決定した場合において、本社債の評価損を考慮した後の所有期間利回りは普通社債を下回る（場合によってはマイナスになる）可能性がある。また、金利水準等の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の社債が、発行会社から発行される可能性もある。

一方、本社債を購入する投資家は、対象株式に投資した場合と比較して、償還までの間における対象株式の株価上昇による利益を享受することはできず、額面金額による償還を受けることができるに過ぎない。

期限前償還または早期償還における受取利息に関するリスク

下記「社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」または「社債の要項の概要、6. 債務不履行事由」に記載の事由が発生した場合には、本社債は期限前償還または早期償還される場合がある。当該事由の発生により期限前償還または早期償還がなされた場合には、期限前償還または早期償還の日までの利息しか支払われないため、本社債権者が受領する利息金額は本社債を満期償還日まで保有したならば受領したであろう金額を下回る。

受渡しリスク

本社債の償還は、対象株式および現金調整額の受渡しにより行われる場合がある。この場合、対象株式は、発行会社に代わり、本社債の決済代理人であるBNPパリバ証券株式会社により受渡しが行われる。発行会社は、対象株式につき流動性が欠如する場合には、株式市場より償還のために必要な数の対象株式を迅速に調達できなくなる可能性があり、本社債の償還に支障が生じることもありえる。また、下記「社債の要項の概要、3. 支払」に記載の決済障害事由の発生により、対象株式の受渡しは満期償還日より後に延期される場合がありえる。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は整備されていない。また整備されたとしても十分な市場流動性を備えている保証はない。また、流通市場における途中売却価格は、対象株式の株価等の市場環境、発行会社の経済状況やその他の要因に大きく影響を受ける。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への一般的な影響を例示した。ただし、以下の要因だけが途中売却価格

に影響を及ぼす要因とは限らない。また、ある特殊の条件の下では、一般論とは逆の作用を及ぼす可能性もある。発行会社および日本国における売出人は本書に基づいて売出された本社債につき買取る義務を負うものではない。

- ・ 株価水準

一般的に、対象株式の株価が上昇した場合、本社債の価値は増加し、同株価が下落した場合、本社債の価値も減少することが予想される。本社債の償還日が近づくにつれ、本社債の価値は対象株式の株価の変動に非常に敏感に影響される可能性がある。

- ・ 対象株式の株価の予想変動率

対象株式の予想変動率とは一定の期間における株価の変動の頻度および変動幅を示す。一般的に、対象株式の株価の予想変動率が上昇すると、本社債の価値が減少し、予想変動率が下落すると、本社債の価値が上昇する傾向が予想される。ただし、対象株式の株価水準、本社債の残存期間等によって、その影響度は左右される。

- ・ 円金利

一般的には、円金利が上昇すれば本社債の価値が下落し、円金利が下落すると、本社債の価値が上昇する傾向が予想される。

- ・ 発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が低下すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

本社債に影響を与える市場活動

発行会社、BNPパリバ証券株式会社その他発行会社の関連会社は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で株式現物、先物およびオプションの取引を定期的に行うことができる。発行会社、BNPパリバ証券株式会社その他発行会社の関連会社は、一般に、多数の株式現物、先物またはオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャーおよびオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジ活動の中止は、市場における価格、したがって、本社債の価値に影響を与える可能性がある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（購入）しようとするとき、需要（供給）がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却（購入）することが困難となるリスクである。そのため、本社債も売却希

望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行会社の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「課税上の取扱い、(2) 日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

潜在的利益相反

計算代理人であるビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エヌエヌシーは、発行会社の関連会社である。場合によっては、発行会社の関連会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。例えば、混乱事由発生日の有無に関する計算代理人の決定やその他の計算代理人の判断に関して、そのような場合が起こりうる。ビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エヌエヌシーは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

社債の要項の概要

1. 利息

(a) 各本社債は、2021年9月2日（同日を含む。）から2022年3月2日（同日を含まない。）までの期間につきその額面金額に対し年5.50パーセントの利率による利息が発生し、額面金額50万円の各本社債につき、2021年12月2日および2022年3月2日（以下「利払期日」という。）にそれぞれ6,875円が支払われる。

なお、利払期日が営業日でない場合には、当該利払期日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

「営業日」とは、ロンドンおよび東京において、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ欧州自動即時グロス決済システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System）（以下「TARGET2システム」という。）が稼働している日をいう。

(b) 利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。ただし、1円未満は四捨五入する。

(c) 利息は本要項第 3 項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、(i) 当該本社債に対して支払われるべき全額および／または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに(ii) 主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第 10 項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および／もしくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

2. 償還および買入れ

(a) 対象株式の株価の水準による期限前償還

計算代理人がその単独の裁量により早期償還判定日における対象株価終値が早期償還判定価格以上であると決定した場合（以下「早期償還事由」という。）、各本社債は、2021 年 12 月 2 日（以下「早期償還日」という。）において、額面金額に早期償還日までの利息を付して早期償還される。

「対象株式」とは、セイコーエプソン株式会社の普通株式（証券コード：6724）をいう。

「早期償還判定日」とは、早期償還日の 5 予定取引日前の日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(b) 最終償還、(E) 混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「対象株価終値」とは、計算代理人が決定する予定取引日における対象株式の公式な終値をいう。ただし、当該予定取引日が潜在的調整事由発生日または特別事由発生日である場合には、下記「(b) 最終償還、(B) 潜在的調整事由および特別事由」に記載の調整を受ける。

「早期償還判定価格」とは、当初価格の 105 パーセントに相当する金額（小数点第 3 位を四捨五入する。）をいう。

「当初価格」とは、当初価格決定日における対象株価終値をいう。

「当初価格決定日」とは、2021 年 9 月 2 日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(b) 最終償還、(E) 混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「混乱事由発生日」とは、予定取引日のうち、本取引所が通常の取引時間内に取引のため開設されなかった日または市場混乱事由が発生した日をいう。

「市場混乱事由」とは、対象株式に関して、本取引所の予定取引終了時までの 1 時間の間に(i) 計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により重大なものであると判断する取引混乱事由もしくは(ii) 計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により重大なものであると判断する取引所混乱事由が発生しもしくは存在し、または(iii) 取引早期終了事由が発生しもしくは存在することをいう。

計算代理人は、ある特定の日が混乱事由発生日に該当した場合は、本要項第 10 項に基づき実行可能な限り速やかに本社債権者に対してその発生を通知するものとする。

「取引混乱事由」とは、本取引所の値幅制限を超えて価格が変動したことまたはその他の理由により、本取引所における対象株式の取引につき、本取引所その他により取引が停止されまたは取引に制限が課されることをいう。

「取引所混乱事由」とは、市場参加者による本取引所における対象株式の取引または市場価値の把握の一般的な障害となると計算代理人が判断する事由（取引早期終了事由を除く。）をいう。

「取引早期終了事由」とは、取引所営業日において、本取引所における取引が予定取引終了時よりも前に終了することをいう。ただし、(i)当該取引所営業日における本取引所の通常取引が実際に終了した時点または(ii)当該取引所営業日の予定取引終了時における執行のための本取引所のシステムにおける注文の最終受付時点のいずれか早い方の1時間以上前に、本取引所によりかかる早期終了が発表された場合には、この限りでない。

「予定取引終了時」とは、本取引所および予定取引日に関しては、かかる予定取引日における本取引所の平日の取引終了予定時刻（取引時間終了後の取引または通常の取引時間外に行われるその他の取引を考慮しない。）をいう。

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エスエヌシーをいう。

「本取引所」とは、東京証券取引所、その承継の取引所もしくは取引システムまたは対象株式の取引を暫定的に取り扱う代替の取引所もしくは取引システム（ただし、かかる暫定的な代替の取引所または取引システムが、当該対象株式について、本取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。）をいう。

「取引所営業日」とは、本取引所における取引がその予定取引終了時より前に終了するか否かにかかわらず、本取引所が、通常の取引のため開設する予定取引日をいう。

「予定取引日」とは、本取引所が、通常の取引のため開設する予定の日をいう。

(b) 最終償還

(A) 満期における償還

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、本社債は発行会社により以下のとおり償還される。

- (i) 計算代理人が、ロックイン事由が発生しなかったと決定した場合には、本社債は、額面金額で償還されるものとする。
- (ii) 計算代理人が、ロックイン事由が発生し、かつ最終評価日における対象株価終値が行使価格以上となったと決定した場合には、本社債は、額面金額で償還されるものとする。
- (iii) 計算代理人が、ロックイン事由が発生し、かつ最終評価日における対象株価終値が行使価格未満となったと決定した場合には、本社債は、額面金額50万円の各本社債につき、償還株式数の対象株式および現金調整額をもって償還されるものとする。

「満期償還日」とは、2022年3月2日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

「ノックイン事由」とは、観測期間中のいずれかの予定取引日に対象株価終値が、一度でもノックイン価格以下となった場合をいう。

「観測期間」とは、当初価格決定日から最終評価日までの期間をいう。

「ノックイン価格」とは、当初価格の76.60パーセントに相当する金額（小数点第3位を四捨五入する。）をいう。

「償還株式数」とは、本社債の額面金額を行使価格で除した数以下の取引単位の最大整数倍をいう。

「取引単位」とは、本取引所における対象株式の取引単位（100株）をいう。

「端株数」とは、本社債の額面金額を行使価格で除した数（小数点第9位を四捨五入する。）から償還株式数を引いた数をいう。

「行使価格」とは、当初価格の100パーセントに相当する金額をいう。

「現金調整額」とは、最終評価日における対象株価終値に端株数を乗じた金額（1円未満を四捨五入する。）をいう。

「最終評価日」とは、満期償還日の5予定取引日前の日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(E)混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

(B) 潜在的調整事由および特別事由

(i) 潜在的調整事由

「潜在的調整事由」とは、以下のいずれかの事由をいう。

- (1) 対象株式の分割、併合もしくは種類変更（合併事由による場合を除く。）、または特別配当、資本組入れもしくは類似の発行による既存株主に対する対象株式の無償交付または株式配当。
- (2) ①対象株式、または②配当もしくは対象株式の発行会社の清算代り金につき当該対象株式の株主に対する支払と等価もしくはこれに比例して支払を受ける権利を付与するその他の株式資本もしくは有価証券、または③スピンオフもしくはその他類似の取引の結果、対象株式の発行会社が取得もしくは（直接的もしくは間接的に）保有する他の会社の株式資本もしくはその他の有価証券、または④その他の種類の有価証券、権利もしくはワラントもしくはその他の資産の対象株式の既存株主に対する分配、発行または配当。いずれの（現金またはその他の対価による）支払の場合も、支払は計算代理人により決定される市場価格を下回る場合とする。
- (3) 計算代理人により決定される特別配当。
- (4) 全額払込済でない対象株式に関する対象株式の発行会社による払込請求。
- (5) 対象株式の発行会社またはその子会社による対象株式の買戻し（利益または資本のいずれを原資とするか、およびその買戻しの対価が現金、有価証券その他であることを問わない。）。

(6) 対象株式の発行会社に関して、一定の事由が発生した場合に、計算代理人が決定する市場価値を下回る価格により優先株式、証書、ワラント、債務証書または新株予約権を発行することを定める敵対的買収防衛策としての株主ライツプランまたはその他の取決めに従い、対象株式の発行会社の普通株式またはその他の株式資本から株主権が分配または分離される結果となる事由。

(7) 計算代理人の判断により、対象株式の理論的価値を希釈化または増大化する効果を有する可能性があるその他の事由。

「潜在的調整事由発生日」とは、計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定する潜在的調整事由が対象株式の発行会社により発表された日をいう。

対象株式の発行会社により潜在的調整事由の条件が発表された後、計算代理人は、誠実かつ商業的に合理的な方法により対象株式の理論的価値を希釈化または増大化する効果とその潜在的調整事由にあるかどうかを判断する。その場合、計算代理人は(i)希釈化または増大化する効果を反映させるために適切であると誠実かつ商業的に合理的な方法により判断する対象株式および／もしくは償還株式数および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき相応の調整(もしあれば)を計算する(ただし、対象株式に関するボラティリティ、予想配当率、貸株料率または流動性の変更に対応するためだけの調整は行われない。)ものとし、かつ(ii)その調整の発効日を決定するものとする。計算代理人は、オプションの取引所において対象株式に関して取引されるオプションについて当該取引所が行う当該潜在的調整事由に関する調整を参照して、適切な調整を決定することができる(ただし、義務ではない。)

計算代理人がこれらの調整を行う際、計算代理人は、本要項第10項に従い本社債権者に対し、対象株式および／もしくは償還株式数および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対する調整を記載し、潜在的調整事由の概要および潜在的調整事由発生日を説明した通知を、実行可能な限り速やかに行うものとする。

(ii) 特別事由

(ア) 上場廃止、破産、合併事由または国有化の発生は特別事由とみなされ、下記(イ)に記載の手続が実施される。

「上場廃止」とは、対象株式に関し、本取引所の規則に従い、かかる対象株式の本取引所における上場、取引または相場形成が何らかの理由(合併事由を除く。)で停止された(または停止される)ことおよびその後本取引所の管轄区域にある他の類似のいかなる証券取引所または取引システムにおいても上場、取引または相場形成が行われないことを本取引所が発表することをいう。

「破産」とは、対象株式の発行会社の自主的もしくは強制的な清算、倒産、破産、解散もしくは閉鎖、または対象株式の発行会社に影響する類似の手続により、(1)当該対象株式の発行会社のすべての株式を管財人、清算人またはその他の類似の公職者に対して譲渡することを要求される場合、または(2)対象株式の株主が法律上その保有する株式の譲渡を禁止される場合をいう。

「合併事由」とは、対象株式に関し、(1)すべての発行済の対象株式の他の法人もしくは個人への譲渡もしくは取消不能の譲渡約を伴う対象株式の種類変更もしくは変更、(2)対象株式の発行会社と他の法人もしくは個人との新設合併、吸収合併もしくは拘束力のある株式交換（対象株式の発行会社が存続会社であり、対象株式の発行会社のすべての発行済株式の種類変更または変更を生じない新設合併、吸収合併もしくは拘束力のある株式交換の場合を除く。）、(3)対象株式の発行会社の株式（他の法人もしくは個人により所有もしくは支配されている株式を除く。）の譲渡もしくは取消不能の譲渡約を伴う他の法人もしくは個人による買入れもしくはその他の方法による対象株式の発行会社の発行済株式の100パーセントを取得するための買収の申し出、公開買付、エクステンジ・オファー、勧誘、提案もしくはその他の事由、または(4)対象株式の発行会社もしくはその子会社と他の法人との新設合併、吸収合併または拘束力のある株式交換で、対象株式の発行会社が存続会社であり、対象株式の発行会社のすべての発行済株式の種類変更または変更を生じず、かかる事由の直前の発行済株式（当該他の法人により所有または支配されている株式を除く。）の数が、かかる事由の直後の発行済株式の数の50パーセント未満となる新設合併、吸収合併または拘束力のある株式交換を意味し、いずれの場合も関連する特別事由発生日が満期償還日以前となる場合に限るものとする。

「特別事由発生日」とは、特別事由が発生したと計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定した日をいう。

「国有化」とは、対象株式の発行会社のすべての株式または対象株式の発行会社のすべての資産もしくは実質的にすべての資産を、国有化、収用またはその他の方法で政府関係機関、政府当局、政府関係法人もしくはその補助機関に譲渡することをいう。

(イ) 特別事由発生時の手続

対象株式に関して、特別事由が生じた場合は、発行会社は、以下の(1)、(2)または(3)に記載する手続を行うことができる。

(1) 関連する特別事由を反映させるために適切であると判断する対象株式および／もしくは償還株式数および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき適切な調整（もしあれば）を、計算代理人に誠実かつ商業的に合理的な方法により決定させ、かつ、その調整の発効日を決定させる。適切な調整には、対象株式または本社債に関するボラティリティ、予想配当率、貸株料率もしくは流動性の変更に対応するための調整が含まれることがあるが、これらに限られない。計算代理人は、オプションの取引所において対象株式に関して取引されるオプションについて当該取引所が行う関連する特別事由に関する調整を参照して、適切な調整を決定することができる（ただし、義務ではない。）。

(2) 本要項第10項に従い本社債権者に対する通知を行ったうえ、本社債の全部（一部のみは不可。）を、関連する特別事由を考慮した各本社債の公正市場価格から、関連の原資となるヘッジ取引の

解消のため発行会社またはその関連会社に生じた費用を差し引いた額（これらはすべて計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定するものとする。）に相当する金額で償還する。かかる償還金額の支払は、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知された方法によるものとする。

- (3) 発行会社が単独の裁量により選択する取引所または取引システム（以下「オプション取引所」という。）において取引される対象株式に関するオプションの決済条件の調整後、対象株式および／もしくは償還株式数および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき相応の調整を計算代理人に行わせる（かかる調整は、オプション取引所による相応の調整の発効日として計算代理人が決定する日において、効力が発生するものとする。）。オプション取引所において対象株式に関するオプションが取引されない場合には、オプションがオプション取引所において取引された場合にオプション取引所による調整が行われると計算代理人が判断する関連する特別事由を考慮するために、計算代理人は、誠実かつ商業的に合理的な方法により、オプション取引所が設定する規則および先例（もしあれば）を参照して、対象株式および／もしくは償還株式数および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき適切な調整（もしあれば）を行うものとする。

「関連会社」とは、ある法人（以下「当該法人」という。）により直接的もしくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的もしくは間接的に支配している法人または当該法人と直接的もしくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

- (iii) 株式の発行会社に関して、関連性がなく、本(イ)に従うと異なる結果が導かれる複数の特別事由が生じたと計算代理人が決定した場合は、計算代理人は、かかる特別事由および手続のいずれが適用されるかを、誠実かつ商業的に合理的な方法により決定するものとする。
- (iv) 特別事由が生じ、上記の規定に基づく調整が必要と計算代理人が判断した場合、計算代理人は、発行会社に対して、実行可能な限り速やかにこれを通知し、また、本要項第 10 項に従って、それぞれの場合に応じ、特別事由の発生およびその詳細ならびにかかる特別事由の発生に伴いとるべき行動を本社債権者に対して実行可能な限り速やかに通知するものとする。

(C) 株価の訂正

満期償還日の 3 営業日前の日より後に訂正が公表された場合を除き、ある特定の日に公表され、最終償還額を決定するために計算代理人が使用する株価が同日より後に訂正され、株価が当初公表された日から対象株式の株価の訂正期間に相当する日数以内にかかる訂正が本取引所により公表された場合、訂正された当該株価を計算代理人が使用する株価とする。満期償還日の 3 営業日前の日より後に

公表された訂正については、最終償還額の決定において、計算代理人によりなかったものとしてみなされる。

「対象株式の株価の訂正期間」とは、1 決済周期をいう。

「決済周期」とは、対象株式に関して、本取引所において、かかる本取引所の規則に従った決済に通常要する決済機関営業日の日数をいう。

「決済機関」とは、対象株式の取引の決済に通常使用される主要な国内の決済機関をいう。

「決済機関営業日」とは、決済機関が決済指示の受領および実行のために開業している日（または決済機関が対象株式の譲渡の決済を行うことができない結果を招く事象がなければ開業していたであろう日）をいう。

(D) 追加混乱事由

(i) 追加混乱事由が発生した場合、発行会社は、下記(1)または(2)の行為を行うことができる。

(1) 計算代理人に対して、誠実かつ商業的に合理的な方法により、追加混乱事由の発生に対応するための対象株式および／もしくは償還株式数および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件の適切な調整ならびにかかる調整の発効日の決定を行うように要求する。

(2) 本要項第 10 項に従って本社債権者に対する通知を行うことにより、本社債を償還する。本社債が償還された場合、発行会社は、各本社債権者に対して、追加混乱事由を考慮した本社債の公正市場価格から発行会社または発行会社の関連会社が負担するヘッジ取引に係る費用を差し引いた金額（計算代理人により誠実かつ商業的に合理的な方法により決定される。）を支払うものとする。かかる支払は、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知された方法によるものとする。

(ii) 追加混乱事由が発生し、上記の規定に基づく調整が必要と計算代理人が判断した場合、計算代理人は、発行会社に対して、実行可能な限り速やかにこれを通知し、また、本要項第 10 項に従って、追加混乱事由の発生およびその詳細ならびにかかる追加混乱事由の発生に伴いとるべき行動を本社債権者に対して実行可能な限り速やかに通知するものとする。

「追加混乱事由」とは、法令変更およびヘッジ混乱事由をいう。

「法令変更」とは、発行日以後に、(A)適用ある法令の採択もしくは変更（税法、支払能力もしくは資本の要件を含むが、これらに限られない。）により、または(B)適用ある法令の公布もしくは管轄権を有する裁判所、裁決機関もしくは規制当局による適用ある法令の解釈の変更（税務当局または金融当局による措置を含む。）により、もしくは複数回発生する場合はこれらの相乗効果により、発行会社が誠実かつ商業的に合理的な方法により以下のとおり決定することをいう。

(a) 発行会社またはその関連会社による対象株式に関連するヘッジポジションの保有、取得または処分が違法となったこと。

(b) 発行会社またはその関連会社が、発行済みの本社債についてまたは対象株式に関連するヘッジポジションの保有、取得もしくは処分において、費用の著しい増加（租税、支払能力、規制または資本の要件に関連する費用を含むが、これらに限られない。）を被ることとなること。

「ヘッジ混乱事由」とは、発行会社および／またはその関連会社が、商業的に合理的な努力を行ったにもかかわらず、(A)発行会社が本社債を発行し本社債に関する義務を履行するにあたっての株価リスクもしくはその他の価格リスク（通貨リスクを含むが、これに限られない。）をヘッジするために必要とみなす取引、資産もしくは先物取引もしくはオプション取引の取得、設定、再設定、代替、維持、解消もしくは処分を行うことができないこと、または(B)かかる取引、資産もしくは先物取引もしくはオプション取引による収益もしくは対象株式に関連するヘッジポジションによる収益の自由な実現、回収、送金、受領、本国送金もしくは移転を行うことができないことをいう。

(E) 混乱事由発生による調整

評価日が混乱事由発生日に該当した場合には、混乱事由発生日でなければ評価日となるはずであった日の直後の2連続予定取引日の各日が混乱事由発生日である場合を除き、混乱事由発生日に該当した日の直後に最初に到来する混乱事由発生日に該当しない予定取引日が評価日になるものとする。混乱事由発生日でなければ評価日となるはずであった日の直後の2連続予定取引日の各日が混乱事由発生日である場合、(i)連続する予定取引日の最終日が混乱事由発生日であるにもかかわらず、かかる最終日が評価日であるとみなされ、また、(ii)計算代理人は、かかる連続する予定取引日の最終日の評価時刻における誠実に推定される対象株価終値を用いて、対象株価終値を決定するものとする。

「評価日」とは、当初価格決定日、早期償還判定日および最終評価日をいう。

「評価時刻」とは、予定取引終了時をいう。

(c) 税務上の理由による償還

(A) 発行会社がフランスまたはその当局もしくはその領域内の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更の結果、本要項第5項に定める追加額を支払うことを要求される場合は、発行会社は、その選択により、いつでも（本要項第10項に従い）本社債権者に対し30日以上45日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、期限前償還金額（以下に定義される。）に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が当該税金を源泉徴収することなく支払を行うことのできる直近の日よりも前であってはならない。

(B) 本要項第5項に定める発行会社による追加額支払の約束にかかわらず、本社債に関する支払期日において、フランス法により発行会社がかかる支払を行うことが許容されない場合には、発行会社は、主支払代理人に事前に通知し、また、（本要項第10項に従い）本社債権者に対し7日以上45日前までに通知することにより、期限前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が

本社債に関して支払われるべき額の全額を支払うことができる直近の日よりも前であってはならず、また、かかる直近の日が既に経過している場合には、その日より後のできる限り早い日でなければならない。

(d) 期限前償還

上記(c)、下記(g)および本要項第6項において、各本社債は、計算代理人が本社債の公正市場価格から関連費用を控除して決定する金額（以下「期限前償還金額」という。）に償還の日として定められた日または（場合により）本社債が支払われるべきものとなった日（いずれも同日を含まない。）までの利息を付して償還されるものとする。

1年未満の期間につきこのような計算が行われる場合には、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。

(e) 買入れ

発行会社は、いつでも、公開市場またはその他においていかなる価格にても本社債（ならびにそれに付された期日未到来の利札）を買入れることができる。

発行会社は、買入れた本社債を、適用ある法律および規則に従い保有および再販売するか、または消却することができる。

(f) 消却

償還されたすべての本社債または消却することを前提に発行会社により買入れられたすべての本社債（および確定社債券の場合は、それとともに呈示されたすべての期日未到来の利札）は直ちに消却されるものとし、その後は再発行または再販売されないものとする。

(g) アドミニストレーター・ベンチマーク事由による償還および調整

アドミニストレーター・ベンチマーク事由が発生した場合、発行会社は、その選択により、以下のいずれかの措置をとることができる。

(i) かかる事由または状況に対処するために適切であると発行会社が判断する本要項の条項の調整を行うよう計算代理人に対して指示する。かかる調整は、(ア)1つもしくは複数の条項の変更により行われるかまたは1日もしくは数日にわたって行われ、(イ)本社債に関するヘッジ取引に係る関連する事由または状況に関する調整を参照して決定され、(ウ)代替のベンチマークの選択、ならびに（該当する場合）かかる代替のベンチマークに関するエクスポージャーによる発行会社の増加費用の反映等のための本要項の条項の調整および代替のベンチマークが複数の場合のベンチマーク間のエクスポージャーの配分規定の制定を含むことがある。

(ii) 本要項第10項に従い、本社債権者に対し10日以上30日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、かかる通知期間の経過をもって、満期前償還金額に償還の日として定められた日または（場合により）かかる本社債が支払われるべきものとなった日（いずれも同日を含まない。）までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還する。

疑義を避けるため、上記は、本要項の他の条項に影響を及ぼすことなく追加されるものである。(i)他の条項によればアドミニストレーター・ベンチマーク事由の対象となる事由もしくは事象に関連して他の結果が適用され得る場合、または(ii)他の条項が本項(g)の条項と矛盾する場合には、発行会社は、その単独の絶対的な裁量により、いずれの条項が適用されるかを決定するものとする。

本項(g)において、以下の用語は以下の意味を有するものとする。

「アドミニストレーター・ベンチマーク事由」とは、計算代理人により決定される以下のいずれかの事由をいう。

(x) ベンチマーク修正・中止事由が発生することまたは発生する予定であること。

(y) 当該ベンチマークもしくは当該ベンチマークのアドミニストレーターもしくはスポンサーに関する許可、登録、認証、承認、同等の決定、認可もしくは公的登録簿への登録が得られないかもしくは得られる予定がなく、または管轄権を有する関連当局またはその他の関連する公的組織によりこれらが却下、拒絶、停止もしくは撤回されるかもしくは却下、拒絶、停止もしくは撤回される予定であり、その結果、発行会社、主支払代理人もしくは計算代理人またはその他の法人が、本社債に関するそれぞれの義務を履行するために適用ある法律または規則に基づき当該ベンチマークを使用することができなくなるかまたはできなくなる予定であること。

(z) 適用ある許認可における制約または許認可の取得もしくは維持に係る費用が増加した結果（発行会社、計算代理人もしくは主支払代理人またはその他の法人が、本社債を発行するかまたは本社債に関する義務を履行するために有効な許認可を保有することを要求される場合において、何らかの理由でかかる許認可が取得もしくは更新されないかもしくは取消されるか、またはかかる許認可の取得もしくは更新にかかる費用に大幅な変更があった場合を含むが、これらに限られない。）、「発行会社、主支払代理人もしくは計算代理人にとって、本社債に関する当該ベンチマークの使用を継続することが商業的に合理的ではなくなるか、または発行会社もしくは計算代理人の費用が増加するもしくは増加する予定であること。

「ベンチマーク」とは、BMR においてベンチマークとして定義されている数値、価値、水準またはレートであって、本社債に基づき支払われもしくは交付される金額または本社債の価値の全部もしくは一部がかかる数値、価値、水準またはレートを参照して決定されるものとして計算代理人により決定される数値、価値、水準またはレートをいう。

「ベンチマーク修正・中止事由」とは、ベンチマークに関して以下のいずれかの事由が発生したかまたは発生する予定であることをいう。

(i) 当該ベンチマークに重大な変更がなされること。

(ii) 当該ベンチマークの提供が、永久または無期限に停止または中止されること。

「BMR」とは、欧州連合ベンチマーク規制（規則（EU）2016/1011、その後の改正を含む。）をいう。

3. 支払

本要項第3項において、元本および／または利息の（それぞれの場合に応じ）支払という場合およびその他の類似の表現は、文脈により可能な場合は、償還株式数を構成する対象株式の引渡しをも意味するものとする。

(a) 支払方法

確定社債券に関する元本および（もしあれば）利息の支払は（以下の規定に従い）当該本社債券または（場合により）利札の支払代理人の所定の事務所への呈示または提出に対して行われるものとする。本社債に関するすべての利息および元本の支払は、米国（本要項において、この用語はアメリカ合衆国（州およびコロンビア地区およびその領地）を意味する。）外における当該本社債または利札の呈示または提出に対してのみ行われる。本社債に関する支払は、米国内の住所への郵便または米国内の所持人の維持する口座への送金の方法では行われない。

確定社債券に関する支払は（以下の規定に従い）所持人を受取人とする指定通貨の小切手、または所持人の選択により、および主支払代理人への15日前の通知により、支払受領者が指定通貨の国の主要金融センターにおける銀行に保有する指定通貨の口座への送金により行われる。

元本、利息等の支払をなすべき日の2営業日前に、当該日における指定通貨での支払を違法または不可能とする事由が生じていると計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定した場合には、発行会社は、本社債権者に対し可能な限り速やかに通知した上で、指定通貨による支払の延期または米ドルでの支払を行う。

包括社債券により表章される本社債に関する元本および（もしあれば）利息の支払は、上記に特定した方法、およびその他当該包括社債券に特定される方法にて、当該包括社債券の米国外の支払代理人の所定の事務所への呈示または（場合により）提出に対して行われる。当該包括社債券に対してなされた各支払の元本の支払と利息の支払を区別した記録は、支払のために当該包括社債券の呈示を受けた支払代理人により、当該包括社債券に対して記録され、その記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となるものとする。

該当する包括社債券の所持人は、その包括社債券により表章される本社債に関して支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行会社は、当該包括社債券の所持人またはその指定する者への支払により、支払われた各金額につき支払義務を免れる。本社債の特定の額面金額の所持人として、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿に記載されている者は、それぞれの場合に応じ、発行会社から当該包括社債券の所持人またはその指定する者に対し支払われた各支払の各自の割当分について、専らユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ請求しなければならない。当該包括社債券の所持人以外のいかなる者も、その包括社債券に対して行われるべき支払に関して発行会社に対しいかなる請求権も有しないものとする。

現金の方法で決済される本社債券の償還される日において、これらの本社債券に関連するすべての期日未到来の利札は（添付の有無を問わず）無効となり、これらに関して支払はなされない。現金の方法で決済される本社債券がそれらに付されたすべての期日未到来の利札を添えることなく償還のため呈示された場合は、これらの本社債券に関連して支払われるすべての金員の支払は、発行会社の補償の提供と引換えにのみ行われるものとする。

いずれかの本社債券または利札に関する金員の支払期日が、支払日でない場合は、これらの所持人はその直後の支払日まで、支払われるべき金員の支払を受ける権利を有しないものとし、その遅延に関してはいかなる利息その他の金員の支払を受ける権利も有しないものとする。

本要項において、「支払日」とは、該当する呈示の場所（確定社債券が発行されている場合）ならびにロンドンおよび東京において、（本要項第7項に従うことを条件として）商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつTARGET2システムが稼働している日を意味する。

当初の主支払代理人およびその他の当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は以下に記載するとおりである。

主支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店

(BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)

ルクセンブルク、ルクセンブルク市 1855、J・F・ケネディ通り 60

(60, avenue J.F. Kennedy, 1855 Luxembourg, Luxembourg)

その他の支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ

(BNP Paribas Securities Services)

フランス、パンタン 93500、デバルカデール通り 9 番地、レ・グラン・ムーラン・ド・パンタン

(Les Grands Moulins de Pantin, 9, rue du Débarcadère, 93500 Pantin, France)

発行会社は、支払代理人のいずれも随時変更または解任し、追加のまたは別の支払代理人を任命し、および／またはいずれかの支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

- (i) 常に主支払代理人および登録機関が存在すること。
- (ii) 発行会社の属する法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。

いかなる変更、解任、任命または所定の事務所の変更も 30 日以上 45 日以内の事前通知が本要項第 10 項に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする（ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。）。

本社債に関する支払は、常に(i)支払場所において適用される（本要項第 5 項の規定に影響しない）財務もしくはその他の法律および規則または発行会社もしくはその代理人に適用されるその他の法律および規則、(ii)1986 年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収または控除ならびに(iii)内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に従い要求されるか、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する（本要項第 5 項の規定に影響しない）法律に従って課される源泉徴収または控除に従うものとする。

米国の有価証券または米国の有価証券を含む指数を参照する本社債に関する支払は、70 パーセントの割合で再投資される米国の有価証券に係る配当を参照して計算することができる。かかる場合には、支払金額の計算において、かかる米国の有価証券に関する配当同等物（内国歳入法第 871 条(m)において定義される。）の 30 パーセントについて、発行会社が源泉徴収し、本社債権者が受領したとみなすことができるものとする。発行会社は、源泉徴収したものとみなされた第 871 条(m)の金額について、本社債権者に対していかなる金額も支払わない。

(b) 現物決済債

(A) 現物決済

(1) 譲渡通知

償還株式数を構成する対象株式の引渡しを得るためには、保有者は、以下に従うものとする。

(X) 包括社債券により表章される本社債の場合は、遅くとも交付期日（以下に定義される。）の 3 営業日前の日（以下「締切日」という。）の交付を受ける場所における営業終了時までに、ユーロクリアまたは（場合に応じて）クリアストリーム・ルクセンブルクに対し、代理人契約に定める様式による適度な記載がなされた譲渡通知（以下「譲渡通知」という。）を交付し、その写しを主支払代理人に交付するものとする。

本項において、「営業日」とは、東京およびロンドンにおける銀行ならびにユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが営業している日を意味する。

(Y) 確定社債券により表章される本社債の場合は、遅くとも締切日の交付を受ける場所における営業終了時までに、いずれかの支払代理人に対し、代理人契約に定める様式による適度な記載がなされた譲渡通知を交付し、その写しを主支払代理人に交付するものとする。

譲渡通知の様式の写しは通常の営業時間中に支払代理人の所定の事務所から入手することができる。

譲渡通知は、(i)包括社債券により表章される本社債の場合は、ユーロクリアまたは(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルクの認める方法によってのみ交付され、(ii)確定社債券により表章される本社債の場合は、書面によってのみ交付することができる。

確定社債券により表章される本社債の場合は、本社債は、適式な記載がなされた譲渡通知とともに交付するものとする。

譲渡通知には、代理人契約に定めるとおり、以下の記載を要するものとする。

- (i) 保有者および発行会社に対して償還株式数を構成する対象株式の交付に関する詳細を提供する者の名称、住所および連絡先電話番号。
- (ii) 本社債のシリーズ番号およびかかる譲渡通知の対象となる本社債の数。
- (iii) 包括社債券により表章される本社債の場合は、かかる譲渡通知の対象となる本社債の額面金額およびかかる本社債が差し引かれる関連する決済機関における保有者の口座の番号ならびに交付期日以前に保有者の口座から当該本社債を差し引く旨の関連する決済機関への取消不能の形での指示および授権。
- (iv) すべての費用(以下に定義される。)を支払う旨の約束、また、包括社債券により表章される本社債の場合は、関連する決済機関における保有者の所定の口座から差し引くことおよびかかる費用を支払うことに関する関連する決済機関への授権。
- (v) 償還株式数を構成する対象株式の保有者として登録される者の口座情報ならびに/もしくはは名称および住所、ならびに/または償還株式数を構成する対象株式の保有を証明する書類が交付されるべき銀行、ブローカーもしくはその他の者の名称および住所を含む償還株式数を構成する対象株式の交付に要する詳細、ならびに発行会社により支払われる現金(現金調整額もしくは償還株式数を構成する対象株式に関連する配当金、または決済障害事由もしくは流動性の欠如による受渡不履行の結果として発行会社が決済障害現金償還額もしくは(場合に応じて)受渡不履行償還額(以下に定義される。))を支払うことを選択した場合の現金もしくは発行会社が代替現金償還額を支払うことを選択した場合の現金)が入金される保有者の口座の名称および番号。
- (vi) 各本社債の実質的所有者が米国人(譲渡通知に定義される。)でなく、本社債が米国内においてまたは米国人のために償還されず、その償還に関連して米国内において米国人に対してもしくは米国人の名義でもしくは米国人のために、いかなる現金、証券その他の資産も交付されなかった旨または将来も交付されない旨の証明。
- (vii) 適用ある行政または法律上の手続における当該証明書の提出の授権。

(2) 保有者に関する確認

包括社債券により表章される本社債の場合は、関連する決済機関は、譲渡通知の受領と同時に、かかる譲渡通知を交付する者が、かかる譲渡通知に記載された本社債の保有者であることをその帳

簿に従い確認するものとする。関連する決済機関は、主支払代理人に対し、かかる譲渡通知の対象となる本社債のシリーズ番号および数、口座情報ならびに各本社債の償還株式数を構成する対象株式の交付に関する詳細につき確認するものとする。かかる確認の受領後、主支払代理人はかかる確認内容につき発行会社に報告するものとする。関連する決済機関は、交付期日までに当該保有者の証券取引口座から当該本社債を差し引くものとする。

(3) 決定および交付

譲渡通知が適切に記載され適式であるかどうかの決定は、包括社債券により表章される本社債の場合は関連する決済機関により、確定社債券により表章される本社債の場合は支払代理人により、いずれの場合も主支払代理人との協議のうえ行われるものとし、かかる決定は、最終的かつ発行会社、主支払代理人および保有者を拘束するものとする。適切に記載されておらず適式でないと決定された譲渡通知、または上記(1)の規定に従い交付もしくは送付された直後に主支払代理人に写しが交付されなかった譲渡通知は、下記に従い、無効として取り扱われるものとする。

かかる譲渡通知が、主支払代理人との協議のうえ、包括社債券により表章される本社債の場合は関連する決済機関の、確定社債券により表章される本社債の場合は支払代理人の、それぞれ満足する様式にその後訂正された場合には、かかる譲渡通知はかかる訂正が交付された時に提出された新たな譲渡通知とみなされるものとする。

上記記載のとおり、関連する決済機関または（場合により）支払代理人によって譲渡通知が受領された後は、いずれの譲渡通知も撤回することはできない。譲渡通知の交付後は、保有者はかかる譲渡通知の対象となる本社債を譲渡することはできない。

償還株式数を構成する対象株式は、下記の方法により、満期償還日に保有者の危険負担にて交付される（以下、かかる交付の日を「交付期日」といい、本項に従い調整される。）ものとする。ただし、譲渡通知は、上記のとおり、締切日までに適式に交付されることを条件とする。

保有者が、本項に記載のとおり、譲渡通知を締切日までに主支払代理人への写しとともに交付できなかった場合には、償還株式数を構成する対象株式は、満期償還日以降で実行可能な限り速やかに（かかる場合、当該交付の日が交付期日となる。）、下記記載の方法により、保有者の危険負担にて交付されるものとする。疑義を避けるため、かかる状況下では、保有者は、交付期日が満期償還日後となった場合にも、利息その他を問わず何らの支払を受ける権利も有さないものとし、これに関して発行会社には何らの責任も発生しないものとする。

発行会社は、保有者の危険負担にて、計算代理人が決定し、当該譲渡通知において保有者により指名される者に通知する商業的に合理的な方法により、各本社債に関する償還株式数を構成する対象株式を交付するかまたは交付させるものとする。かかる本社債に関する償還株式数を構成する対象株式の交付から生じる印紙税、印紙税引当金および／もしくはその他の経費または税金を含むすべての経費、税金および／もしくはその他の費用（以下「費用」という。）は、保有者により負担

され、すべての費用が発行会社の満足する形で保有者により支払われるまでは、償還株式数を構成する対象株式の交付は行われないものとする。

(4) 一般的事項

対象株式の交付期日後、交付される当該対象株式に関するすべての配当は、交付期日において実行される対象株式の売買の市場慣行に従って、当該配当を受領すべき者に対して、対象株式と同様の方法により支払われるものとする。保有者に対して支払われる配当は、保有者が上記の譲渡通知において指定する口座に支払われるものとする。

償還株式数を構成する対象株式の交付後に、発行会社または発行会社のために行為する者が償還株式数を構成する対象株式の法律上の株主として登録されている期間（以下「介在期間」という。）中は、いつでも、発行会社、支払代理人またはその他のいかなる者も、(i) 保有者に対し、当該対象株式の所持人としてその者が受領した書簡、証明書、通知、回覧もしくはその他の書類または（本項に規定される場合を除き）支払を交付しまたは交付の手配をする義務を負わず、(ii) 対象株式に付随するすべての権利を行使しまたは行使を手配する義務を負わず、かつ(iii) 保有者が、直接または間接を問わず、その者が介在期間中に対象株式の法律上の株主として登録されていることにより被るいかなる損失または損害に関しても、保有者に対し責任を負わないものとする。

(5) 決済障害

計算代理人の判断により、計算代理人が決定する商業的に合理的な受渡方法による償還株式数を構成する対象株式の交付が、決済障害事由（以下に定義される。）が交付期日に発生し存続しているために実行可能でない場合、交付期日はかかる決済障害事由が存在しない翌決済営業日まで延期されるものとする。ただし、発行会社は、発行会社が選択するその他の商業的に合理的な受渡方法で償還株式数を構成する対象株式を交付することにより当該本社債に関する義務を履行することを、その単独の裁量により選択することができ、その場合には、交付期日は、かかるその他の商業的に合理的な受渡方法による償還株式数を構成する対象株式の交付に関し、発行会社が適切と判断する日とする。疑義を避けるため、決済障害事由が償還株式数を構成する対象株式の全部でなく一部に影響を及ぼす場合は、決済障害事由により影響を被らない対象株式の交付期日は、当初指定された交付期日とする。償還株式数を構成する対象株式の交付が決済障害事由により実行可能でない限り、現物決済に代えて、また、本項のその他の規定にもかかわらず、発行会社は、当該本社債権者に対し、当該本社債に関する義務を決済障害現金償還額（以下に定義される。）を支払うことにより履行することを、その単独の裁量により選択することができ、かかる決済障害現金償還額は、かかる選択を本要項第 10 項に従い当該本社債権者に通知した日の 5 営業日後に支払われるものとする。決済障害現金償還額の支払は、本要項第 10 項に従い本社債権者に通知された方法により行われるものとする。計算代理人は、決済障害事由が発生したことを、本要項第 10 項に基づき実行可能な限り速やかに本社債権者に対して通知するものとする。本社債権者は、決済障害事由の発生により償還株

式数を構成する対象株式の交付が遅延した場合も、当該本社債に関するいかなる支払をも受ける権利を有するものではなく、これに関して発行会社には何らの責任も発生しないものとする。

「決済障害現金償還額」とは、本社債に関し、本社債の公正市場価格（決済障害事由が償還株式数を構成する対象株式の全部でなく一部に影響を及ぼし、影響を被らない対象株式が上記のとおり交付された場合に、当該対象株式の価格を考慮する。）から、関連の原資となるヘッジ取引の解消のため発行会社または関連会社に生じた費用を差し引いた額（これらはすべて発行会社が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定するものとする。）を意味する。

「決済営業日」とは、適用ある場合、対象株式に関連する決済機関または決済システムが開業している日をいう。

「決済障害事由」とは、計算代理人の判断により、発行会社の支配の及ばない事由で、その結果として、発行会社が対象株式を本要項に記載する方法により本社債権者に対して交付する手配ができない事由を意味する。

(6) 流動性の欠如による受渡不履行

償還株式数を構成する対象株式の一部または全部（以下「受渡不能株式」という。）の交付が、期限の到来にもかかわらず実行不可能となったと計算代理人が判断した場合で、受渡不履行が対象株式の市場における流動性の欠如による場合、

- (i) 本要項の規定に従い、受渡不能株式以外の対象株式は、当初定められた満期償還日に交付されるものとし、また、
- (ii) 本要項の他の規定にもかかわらず、発行会社は、当該本社債権者に対し、受渡不能株式に関し、現物決済に代えて、当該本社債に関する義務を受渡不履行償還額を支払うことにより履行することを、その単独の裁量により選択することができ、かかる受渡不履行償還額は、かかる選択を本要項第10項に従い当該本社債権者に通知した日の5営業日後に支払われるものとする。受渡不履行償還額の支払は、本要項第10項に従い本社債権者に通知された方法により行われるものとする。計算代理人は、本項の規定が適用されることを、本要項第10項に従い実行可能な限り速やかに本社債権者に対して通知するものとする。

本項において「受渡不履行償還額」とは、当該本社債に関し、本社債の公正市場価格（償還株式数を構成する対象株式が上記のとおり正式に交付された場合に、当該対象株式の価格を考慮する。）から、関連の原資となるヘッジ取引の解消のため発行会社または関連会社に生じた費用を差し引いた額（これらはすべて発行会社が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定するものとする。）を意味する。

(B) 資産の代替または代替現金償還額の支払に関する発行会社の選択

本要項の他の規定にかかわらず、計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により対象株式が自由に取引可能でない株式であると決定した場合、発行会社は、かかる本社債に関し、(i)対象株式に

代えて、計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により自由に取引可能であると決定するその他の株式の（計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定する）相当価値（以下「代替資産」という。）と交換するか、または(ii)当該本社債権者に対し対象株式または代替資産の交付または交付の手配を行わず、これに代えて、当該本社債権者に対し、計算代理人が適切と判断する情報を参照して誠実かつ商業的に合理的な方法により決定する最終評価日における対象株式の公正市場価格に相当する金額（以下「代替現金償還額」という。）を交付期日に支払うかを選択することができるものとする。かかる選択は、本要項第10項に従って本社債権者に対して通知されるものとし、発行会社が代替現金償還額を支払うことを選択した場合には、かかる通知にはかかる金額の支払方法に関する詳細を記載するものとする。

本項において、「自由に取引可能」な株式とは、日本における譲渡に関する法的規制を受けない株式を意味する。

(C) 本社債権者の権利および計算

発行会社、計算代理人または代理人のいずれも、本社債に関する計算または決定における過失について責任を負わないものとする。

本社債の買入れは、かかる本社債の所持人に対し、（議決権、配当その他を問わず）対象株式に付随する権利を付与するものではない。

4. 本社債の地位

本社債は上位優先債務であり、本社債および（該当する場合は）関連する利札は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ上位の債務であり、現在および将来も常に以下の優先順位となる。

(a) 相互間で、また他の上位優先債務との間において、同順位である。

(b) 非上位優先債務に優先する。

(c) 他の例外的に優先権を与えられる現在および将来の請求権に係る債務に劣後する。

適用ある法律に従い、発行会社の任意清算もしくは裁判上の清算 (*liquidation amiable ou liquidation judiciaire*)、破産手続または発行会社に影響を及ぼすその他の類似の手続が行われた場合、本社債に基づく本社債権者の支払を受ける権利に係る債務は、(i)他の例外的に優先権を与えられる現在および将来の請求権に係る債務に劣後し、また、(ii)非上位優先債務に優先する。

「上位優先債務」とは、フランス通貨金融法典の L. 613-30-3-I-3 条に記載される債務の範囲に含まれるかまたは含まれるものと表示される発行会社のすべての優先債務（本社債を含む。）または発行会社により発行されるその他の証券をいう。

「非上位優先債務」とは、フランス通貨金融法典の L. 613-30-3-I-4 条に記載される債務の範囲に含まれるかまたは含まれるものと表示される発行会社のすべての優先 (*chirographaires*) 債務（非上位優先社債を含む。）または発行会社により発行されるその他の証券をいう。

5. 課税

(a) 源泉徴収税

発行会社またはその代理人により行われる本社債または利札に関する元本、利息およびその他の収益の支払は、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局によりまたはこれらのために課され、徴収され、回収され、源泉徴収されまたは請求されることのある一切の租税、賦課金または公租公課を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

(b) 追加額

課税管轄によりまたは課税管轄のために何らかの控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、法律により許容される限りにおいて、かかる源泉徴収または控除が要求されなかったならば本来本社債権者または（場合により）利札所持人が受領したであろう金額を受領することができるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または（場合により）利札に関しては支払われないものとする。

(i) その他の関連性がある場合

本社債または利札を所持しているという理由のみ以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して公租公課を支払うべきである本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

(ii) 関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合

関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合。ただし、本社債権者または（場合により）利札所持人が関連日から 30 日目の日（かかる 30 日目の日が支払日であった場合）に本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合は、この限りではない。

本項において、「課税管轄」とは、フランスまたは課税権限を有するその行政区域もしくは当局をいう。

本項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、当該本社債または利札に関して、最初に支払期日の到来した日もしくは（支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合）未払金額の全額が支払われた日、または社債券の発行された本社債の場合（他の日より早く到来する場合には）本社債権者に対し、本要項に従い本社債または利札が支払のためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨（ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。）が正式に通知された日から 7 日を経過した日をいう。

本要項における元本および／または利息への言及は、本項に基づき支払われる追加額への言及を含むとみなされる。

疑義を避けるため、本社債に関する元本の支払に関して発行会社により支払われるべき追加額はないものとする。

(c) フランスの非居住者である証明書

各本社債権者は、適用あるフランス税法の規定に従って、（支払代理人の所定の事務所で入手可能な様式によるまたはフランスの税務当局が随時指定するその他の様式による）フランスの非居住者である旨の証明書を提出するものとする。

6. 債務不履行事由

本社債権者は、以下の事由が生じた場合（以下「債務不履行事由」という。）には、発行会社および主支払代理人に対し、本社債は、その期限前償還金額にて直ちに支払われるべき旨書面にて通知することができる。

(a) 発行会社が、本社債またはその一部に関して支払うべき金員を支払期日に支払わず、当該支払期日から 30 日を経過してもなおその支払が行われない場合。

(b) 発行会社が、本社債に基づくその他の義務を履行または遵守せず、本社債権者がかかる不履行につき主支払代理人に対して通知した後 45 日経過してもなおかかる不履行が治癒されない場合。

(c) 発行会社が、支払を停止し、もしくは発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) もしくはその事業の全部の譲渡 (*cession totale de l'entreprise*) を命じる判決が下された場合、もしくは発行会社が同様の手続の対象となった場合、法的手続をとることなく発行会社はその債権者のための移転、譲渡もしくはその他の取決めを行ったり、債権者との和議手続を行った場合、または発行会社により清算もしくは解散の決議がなされた場合。ただし、かかる手続が合併その他の組織再編成に関連して行われ、これにより発行会社のすべての資産が発行会社の活動を承継する別の法人に譲渡され、発行会社のすべての債務および負債（本社債を含む。）が当該法人によって引受けられる場合を除く。

7. 時効

本社債に関する元本の支払に係る請求は、その支払期日より 10 年を経過した時に時効により無効となり、（もしあれば）本社債に関する利息の支払に係る請求は、その支払期日より 5 年を経過した時に時効により無効となるものとする。

8. 本社債券および利札の代り券の発行

本社債券（包括社債券を含む。）または利札が毀損、摩損、盗難、破損もしくは紛失した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠および補償の条件に従い、主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。本社債券または利札の消却および代り券の発行は、適用ある法律により要求される手続を遵守して行われるものとする。

9. 追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債と同一の条件を有するか、または発行日、発行価格、最初の利息の金額および支払日ならびに／もしくは利息が発生する日を除くすべての点において同一の条件を有し、本社債と統合されて単一のシリーズを構成する社債を追加して発行するこ

とができるものとする。フランス法の下で、これらの追加社債は、その追加社債の条件として定められた場合、本社債と統合 (*assimilables*) されるものとする。

10. 公告

本社債に関するすべての公告は、ヨーロッパにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞（ファイナンシャル・タイムズであることが予定されている。）において一度掲載された場合に有効となる。当該公告は、その掲載日に行われたものとみなされ、または複数回もしくは異なる期日に掲載された場合は、その最初の掲載日に行われたものとみなされる。利札所持人は、すべての目的で、本要項に従い本シリーズの本社債権者に対して行われた公告の内容を通知されたものとみなされる。

確定社債券が発行される時までは、本シリーズのすべての包括社債券（上場の有無を問わない。）の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、当該シリーズに関してのみ、本項に記載する公告に代えて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対し、これらが本社債権者に対して連絡するよう通知を交付することができる。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日の2日後に本社債権者に対して行われたものとみなされる。

いずれの本社債権者による通知も、関連する本社債券とともに、書面による通知を主支払代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債権者による通知は、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて主支払代理人に対し、主支払代理人およびユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法によって行われるものとする。

（通知の方法を問わず）本社債権者に対するすべての通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対しても書面にて交付されるものとする。

11. 社債権者集会、変更および放棄

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を考慮するための社債権者集会の招集に関する規定（電話会議システムまたはテレビ会議システムによる開催に関する規定を含む。）が含まれている。社債権者集会は、発行会社または本社債の未償還額面総額の5パーセント以上を保有する本社債権者により招集することができる。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の50パーセント以上を所持または代表する1名以上の者、またはその延会においては額面総額の割合を問わずそのように所持または代表する1名以上の者であるものとする。ただし、本社債または利札の条項の変更（本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元本額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）がその議題に含まれる会議においては、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の3分の2、またはその延会においては3分の1を所持または代表する1名以上の者であるものとする。代理人契約には、(i)代理人契約に従い適式に招集さ

れ開催された社債権者集会において、4分の3以上の多数により可決された決議、(ii)本社債のその時点での未償還額面総額の90パーセント以上を保有する者によりもしくはかかる者のために署名された書面による決議、または(iii)本社債のその時点での未償還額面総額の4分の3以上を保有する者によりもしくはかかる者のために決済システムを通じて付与される電子的承認(主支払代理人の満足する様式による。)の方法による承認は、いずれの場合も本社債権者による特別決議として効力を有すると規定されている。本社債権者によって可決された特別決議は、社債権者集会に出席したかどうかまたは議決権を行使したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。また、特別決議は、本社債の額面総額の90パーセント以上を保有する本社債権者により署名された場合には、書面により可決することができるものとする。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

本社債権者の利益を著しく侵害しないものである本社債、利札または代理人契約の変更。

形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を是正、訂正もしくは補足するために行う、または発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、本要項第10項に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

疑義を避けるため、本項は、本要項第2項(c)および本要項第2項(g)の規定に服するものとする。

12. 代理人

代理人契約に基づく行為において、代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対しいかなる義務をも負わず、またはこれらとの代理もしくは信託関係も引き受けるものではない。ただし、(発行会社が本社債権者および利札所持人に対して本社債またはそれに対する利息の支払を行う義務に影響することなく)本要項第7項に基づく時効の期間の満了まで、主支払代理人により本社債の元本もしくはそれに対する利息の支払のために受領された資金を主支払代理人が本社債権者および/または利札所持人のために信託として保管することを除く。発行会社は、代理人契約に基づき発行会社に対して課される義務を履行し遵守することに合意する。代理人契約には、支払代理人の補償および一定の状況における責任の免除に関する条項が含まれ、これらのいずれも、発行会社およびその子会社と取引を行う権利を有し、本社債権者または利札所持人に対してかかる取引の結果生ずる利益につき説明する責任を負うものではない。

13. 1999年契約(第三者の権利)法

本社債は、本社債の条項を執行するための1999年契約(第三者の権利)法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、これは同法とは別に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済には影響するものではない。

14. 準拠法および管轄裁判所

(a) 準拠法

代理人契約、約款、本社債および利札ならびに代理人契約、約款、本社債よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(b) 管轄裁判所

本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して（直接的または間接的に）生じるすべての紛争（本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）（以下「紛争」という。）の解決には英国の裁判所が専属的管轄権を有し、発行会社は英国の裁判所の専属的管轄権を受け入れるものとし、各本社債権者は（本社債の取得により）英国の裁判所の専属的管轄権を受け入れたものとみなされる。本項において、発行会社は、紛争が不都合または不適切な裁判所に提起されたとの英国の裁判所に対する主張を放棄し、各本社債権者は（本社債の取得により）かかる主張を放棄したものとみなされる。

(c) 送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、現在ロンドン市 NW1 6AA、ヘアウッド・アヴェニュー10 (10 Harewood Avenue, London NW1 6AA) に所在するビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店 (BNP Paribas, London branch) (Loan Administration Department 気付) を任命し、またビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店が代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命し、本要項第 10 項に従い直ちに本社債権者に対して通知することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

15. 包括社債券

本社債は、無記名式恒久包括社債券（以下「無記名式恒久包括社債券」という。）の様式にて発行される。

無記名式恒久包括社債券に対する元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく無記名式恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対してユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

無記名式恒久包括社債券は、交換事由が発生した場合に、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、相当する場合は利札を付して、無記名式確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは(i)債務不履行事由（本要項第 6 項に定義される。）が発生し継続した場合、(ii)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する 14 日間以上営業を行っていない（法定またはその他の休日による場合を除く。）、または事業を永久に停止する意図を発表しもしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないとの通知を発行会社が受けた場合、または(iii)無記名式恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合を意味

する。発行会社は、交換事由が発生した場合は本要項第 10 項に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記(iii)に記載する交換事由の発生の場合は、発行会社もまた、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができる。これらの交換は、主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から 45 日以内に行われるものとする。

無記名式恒久包括社債券が無記名式確定社債券に交換される場合、かかる無記名式確定社債券は、最低指定券面額でのみ発行されるものとする。決済制度に基づき、指定券面額の整数倍でない金額の本社債を保有する本社債権者は、かかる交換の日までに、保有する本社債が指定券面額の整数倍となるよう、本社債を購入または売却する必要性が生じる可能性がある。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される無記名式の包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元本または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われるものとする。元本または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの代理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、ユーロクリアおよび／もしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたは発行会社もしくは主支払代理人により承認されたその他の決済制度の規則および手続に従ってのみ移転することができる。

16. 様式、券面額、権原および移転

本社債は、各本社債の額面 50 万円の無記名式で発行され、確定社債券が発行される場合には、連続番号が付される。かかる確定社債券は、利札が付されて発行される。ただし、確定社債券は、本要項第 15 項に記載のとおり一定の場合を除き発行されない。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡しにより移転する。各利札の所持人は、その利札が本社債券に添付されているかどうかを問わず、その所持人の権能として、当該本社債券に含まれるすべての条項に従うものとし、それらに拘束されるものとする。発行会社および代理人は、適用ある法律により許容される限りにおいて、いかなる本社債券または利札の所持人をも（それらの本社債券または利札の支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権等に関する記載、以前の当社債券

の損失または盗難の通知に関わらず) すべての目的のためにその最終的所有者として取り扱うことができる。

17. ベイルインおよび損失吸収の認識

(a) 承認

本社債を取得することにより、本社債権者（本項において、現在または将来における本社債の実質的保有者を含む。）は、以下の事項について承認、受諾、承諾および合意するものとする。

(A) 関連破綻処理当局（以下に定義される。）によるベイルイン・損失吸収権限（以下に定義される。）

の行使による影響に拘束されること。それにより、以下のうち1つまたは複合的な影響または結果が生じることがある。

(i) 支払額（以下に定義される。）の全部または一部の減額。

(ii) 本社債の条件の修正、改正または変更を含む、支払額の全部または一部の発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券または債務への転換（およびかかる株式、有価証券または債務の本社債権者に対する発行）。この場合において、本社債権者は、本社債に基づく権利に代えて、かかる発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券または債務を受け入れることに合意する。

(iii) 本社債の消却。

(iv) 本社債の償還期限の修正もしくは変更または本社債に関して支払われる利息の金額もしくは支払日の修正（支払を一定期間停止することを含む。）。

(B) 本社債の条件は、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使の対象であり、その効力を生じさせるために必要な場合には変更される可能性がある。

本要項において、「支払額」とは、その時点までに消却その他により支払義務が消滅していない各本社債について支払われるべき金額または交付されるべき償還株式数を構成する対象株式をいう。

(b) ベイルイン・損失吸収権限

本要項において、「ベイルイン・損失吸収権限」とは、以下のいずれかをいう。

(i) 金融機関および投資会社の再生および破綻処理制度に関する枠組を設定する2014年5月15日付の欧州議会および欧州連合理事会の指令2014/59/EU（以下「銀行再生および破綻処理指令」または「BRRD」といい、随時改定される。）の置き換えに関するフランスにおいて有効な法律、規制、規則もしくは要件(2015年8月20日付政令2015-1024(*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*))（その後の改正を含み、以下「2015年8月20日付政令」という。）を含む。）に基づき随時存在する権限、

(ii) 単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組において金融機関および投資会社の破綻処理制度に関する統一的な規則および手続を定めるとともに規則(EU) 1093/2010を改正する、2014年7月15日付の欧州議会および欧州連合理事会の規則(EU) 806/2014(2014年7月15日付の規則)

(EU) 2019/877 による改正およびその後の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。) 、または

(iii) その他のフランス法 (それぞれ、それらに基づく指示、規則および基準を含む。) に基づく権限であって、破綻処理後のペイルイン・ツールの実行に関連するか否かを問わず、これに従い規制対象企業 (またはかかる規制対象企業の関連会社) の債務が減額 (一部または全部) 、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他何らの方法によって修正されるか、または規制対象企業 (またはかかる規制対象企業の関連会社) の有価証券がかかる規制対象企業もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくは債務に転換されるもの。

「規制対象企業」とは、フランス通貨金融法典 L. 613-34 条の第 1 項に規定される企業をいい、金融機関、投資会社およびフランスにおいて設立されたそれらの親会社または持株会社の一部を含むものとする。

「関連破綻処理当局」とは、金融健全性監督・破綻処理機構 (*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*) 、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会、または随時ペイルイン・損失吸収権限を行使することができるかもしくはかかる行使に参加することができるその他の当局 (単一破綻処理メカニズム規則第 18 条に基づく活動をする欧州連合理事会および欧州委員会を含む。) をいう。

(c) 利息およびその他の支払額の支払

発行会社に関して関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限が行使された後は、支払額の支払または返済は、当該支払または返済が予定された日において発行会社またはそのグループ内の他の構成員に適用あるフランスおよび欧州連合において効力を有する法令に基づきかかる支払または返済が行われることが許されない限り、支払額の支払期限は到来せず、支払または返済はなされないものとする。

(d) 債務不履行事由の不存在

発行会社に関する関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使に伴う本社債の消却、支払額の減額 (一部または全部) 、発行会社もしくはその他の者の有価証券もしくは債務への転換、または本社債に関する関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使のいずれも、債務不履行事由またはその他の契約上の義務の不履行とはならず、本社債権者に救済 (衡平法上の救済を含む。) を受ける権利を与えるものではなく、かかる救済はここに明示的に放棄されるものとする。

(e) 本社債権者への通知

本社債に関して関連破綻処理当局によりペイルイン・損失吸収権限が行使されたときは、発行会社は、可能な限り速やかに、本要項第 10 項に従って、本社債権者に対し、かかるペイルイン・損失吸収権限の行使について通知するものとする。発行会社は、さらに、情報提供を目的として、かかる通知の写しを主支払代理人に対して交付するものとするが、主支払代理人はかかる通知を本社債権者に送付する義務を負わない。発行会社によるかかる通知の遅延または不履行は、ペイルイン・損失吸収権限の有効性ま

たは執行可能性に影響を及ぼすものではなく、上記(a)および(b)に記載された本社債への効果に影響を及ぼすものではない。

(f) 主支払代理人の職務

関連破綻処理当局によりペイルイン・損失吸収権限が行使された場合、発行会社および本社債権者(本社債の実質的保有者を含むものとする。)は、関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使に関して、(ア)主支払代理人は本社債権者からいかなる指示を受ける必要もなく、(イ)代理人契約は主支払代理人に対していかなる職務を課すものでもないことに、ここに合意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の完了後に本社債が残存する場合(例えば、ペイルイン権限の行使の結果が本社債の元本の部分的な減額に留まった場合)、代理人契約に基づく主支払代理人の職務は、発行会社および主支払代理人が代理人契約の修正に従い合意する範囲において、かかる完了後にも本社債に関して引き続き適用されるものとする。

(g) 比例按分

支払額の合計額を下回る金額について関連破綻処理当局がペイルイン・損失吸収権限を行使した場合、発行会社または関連破綻処理当局により主支払代理人が別途指示された場合を除き、ペイルイン・損失吸収権限に従い本社債に関して行われる消却、減額または転換は、按分計算で行われるものとする。

(h) 完全条項

本項に記載される事項は、上記の事項に関する完全な合意であり、発行会社および本社債権者との間の他の契約、取決めまたは合意を排除するものである。

課税上の取扱い

(1) フランスの租税

以下は、本社債の保有に関する一定のフランス税効果の概要である。

この概要は、本社債を取得、保有または処分することに関連する可能性のあるフランス税務上の留意事項のすべてを網羅的に記載したものではない。この概要は、本発行登録追補書類の提出日(2021年8月12日)現在において有効な法令に基づいており、したがって、当該日以降に効力を生じる法令の変更により影響を受ける可能性がある。

源泉徴収税

以下は、発行会社の株式を現在保有していないか、または発行会社とのその他の関係を有しない本社債権者に関連する可能性のある一定の源泉徴収税の留意事項についての概要である。

フランス共和国の2009年第3号改正金融法(*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*) (2009年12月30日付2009-1674法)(以下「本法」という。)の導入後、2010年3月1日以後に発行された社債について発行会社によってなされる利息およびその他の収入の支払には、当該支払がフランス国外における、フランス一般租税法第238-0条Aに定められた意味における、フランス一般租

税法同第 238-0 条 A 第 2 の 2 項第 2 号に定められたもの以外の非協動的な国または属領 (*Etat ou territoire non coopératif*) (以下「非協調国」という。)においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第 125 条 AIII に定められる源泉徴収税は課されない。当該社債の当該支払がフランス国外におけるフランス一般租税法第 238-0 条 A 第 2 の 2 項第 2 号に定められたもの以外の非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第 125 条 AIII に基づいて 75 パーセントの源泉徴収税が適用される(ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。)

さらに、フランス一般租税法第 238 条 A に基づき、当該社債の利息およびその他の収入は、それらが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場合または非協調国に設立された金融機関に開設された口座へ支払われた場合、発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入は、フランス一般租税法第 109 条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入には、フランス一般租税法第 119 条の 2 第 2 項に基づき、(i) 税務上のフランス居住者ではない個人の利益となる支払の場合は 12.8 パーセント、(ii) 税務上のフランス居住者ではない法人の利益となる支払の場合はフランス一般租税法第 219-1 条第 2 項第 1 文に記載される一般法人所得税率(例えば、2021 年 1 月 1 日に開始する会計年度については 26.5 パーセント) または (iii) フランス国外におけるフランス一般租税法第 238-0 条 A 第 2 の 2 項第 2 号に定められたもの以外の非協調国においてなされる支払の場合は 75 パーセント(ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。)の源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、ある社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息およびその他の収入の支払を認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行にはフランス一般租税法第 125 条 AIII に定められる 75 パーセントの源泉徴収税の規定および(当該利息およびその他の収入が正当な取引に関するもので、異常または過剰な金額でない限り) フランス一般租税法第 238 条 A に定められる不控除に関する規定のいずれもが適用されないと規定されている(以下「本例外」という。)。フランスの税務公報 (*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*) (BOI-INT-DG-20-50-30 no. 150 および BOI-INT-DG-20-50-20 no. 290) に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、発行会社はかかる社債の発行の目的および効果に係る証拠を提示することなく、かかる社債の発行について本例外が適用される。

- (i) フランス通貨金融法典 L. 411-1 条に定められた意味における目論見書作成義務を免除されない公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への募集書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。

(ii) フランス共和国もしくは外国の規制市場または多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実行されている場合に限る。（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。））。

(iii) その発行時において、フランス通貨金融法典 L. 561-2 条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の受渡しのためのシステムの運用機関または 1 以上の類似の外国預託機関もしくは運用機関の提供する業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて決済されるため、適用ある規則に基づく本免除を受けることができ、適用ある規則が将来変更される場合を除き、フランスにおける源泉徴収税および控除に関する規定のいずれも本社債には適用されない。

一定の例外を除き、フランス一般租税法第 125 条 A I に従い、税務上のフランスの居住者 (*domiciliés fiscalement*) である個人が受け取る利息および類似の収入には 12.8 パーセントの源泉徴収税が課され、これはかかる支払がなされた年度に係る個人の所得税額から控除される。一定の例外を除き、社会税（一般社会拠出金、社会保障債務返済拠出金および連帯税）もまた、税務上のフランスの居住者である個人が受け取る利息および類似の収入に対し、一律 17.2 パーセントの源泉徴収税として課される。

(2) 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務または税務顧問に相談する必要がある。日本国の税法上、本社債のような社債についての課税上の取扱いは必ずしも明確とはいえず、また日本国の税務当局もその取扱いを明確にしていない点注意を要する。

日本国の税法上、本社債は普通社債として取扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に、日本国の税法上、本社債が普通社債として取扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本社債のように、社債の償還時において、社債が、他社の発行する株式に強制的に交換されるものに関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本国の税務当局が他社の発行する株式に強制的に交換される社債に関する取扱いを新たに取決めたり、または日本国の税務当局が日本国の税法について新たな解釈をした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、日本国の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037

年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）の源泉所得税を課される（租税特別措置法第 3 条の 3、地方税法第 71 条の 5 および 6）。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税））の税率が適用される（租税特別措置法第 8 条の 4、地方税法第 71 条の 5 および 6）。内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 15 パーセント（2037 年 12 月 31 日までは 15.315 パーセント）の源泉所得税を課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税））の税率による申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項、第 2 項）。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は、当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

本社債の償還が発行者以外の者の発行する株式によってなされる場合、日本国の居住者が本社債の元金の償還により交付を受ける金額（償還の日における当該株式の終値に交付される株式の数を乗じて計算される金額。その他に対価が現金で支払われる場合にはこれを加えた金額。）は、本社債の譲渡に係る収入金額とみなされて、償還差損益に係る課税がなされる。内国法人の場合には、当該償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成するが、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差損益の算出方法は日本国の居住者に帰属する場合の算出方法とは異なる可能性がある。

日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

本社債に係る利息および償還差益ならびに本社債の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

本社債の償還が発行者以外の者の発行する株式によってなされる場合、租税特別措置法（所得税関係）通達により、償還の日における当該株式の終値が当該株式の取得価額となる。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

発行会社の発行する社債に関するリスク要因

BRRD は、健全性に問題があるかまたは破綻状態に陥っている法人に対して、潜在的な破綻が経済および金融システムに与える影響を最小限に抑えつつ、かかる法人の重要な金融機能および経済機能の継続性を確保するために、当該法人の経営に十分に早期かつ迅速に介入するための信頼性の高い一連の手法（以下「BRRD 破綻処理手法」という。）を用いる権限を（その他の権限とともに）当局に与えるために、フランスにおいて複数の法律により施行されている。

BRRD の見直しを受けて、金融機関および投資会社の損失吸収能力および資本再構成能力に関する指令 2014/59/EU ならびに指令 98/26/EC を改正する 2019 年 5 月 20 日付の欧州議会および欧州連合理事会の指令 2019/879/EU（以下「BRRD 2」という。）が施行された。

BRRD 2 は、銀行業界における破綻処理の枠組に関する 2020 年 12 月 20 日付政令 2020-1636 および銀行業界における破綻処理の枠組に関する 2020 年 12 月 24 日付法令 2020-1703 によりフランス法に置き換えられ、2020 年 12 月 28 日に効力を生じた。

BRRD に定められた意味において、また、BRRD が定めた条件の下で、発行会社が破綻状態に陥っているかまたは陥る可能性があるかと判断され、関連破綻処理当局が BRRD 破綻処理手法（例えば、事業の売却、承継金融機関の設置、資産分離またはバイルイン・ツール）のいずれかまたはこれらの組み合わせを適用した場合、発行会社の資産の売却後になお不足があるときには、かかる発行会社の無担保債権者の債権額（場合により、本社債を含む。）が一部減額されるか、最悪の場合にはゼロに減額される可能性がある。発行会社の無担保債務（場合により、本社債を含む。）は、通常の破産手続における弁済順位に従って、株式またはその他の持分証券に転換される可能性があり、さらに、かかる株式またはその他の持分証券は、将来的な消却、移転または希釈化の対象となり得る（最初に普通株式等 Tier 1 証券について減額または消却が行われ、その後、その他 Tier 1 証券、次に Tier 2 証券およびその他の劣後債務、そして最後にその他の適格債務の順に、減額、消却または転換が行われる。）。関連破綻処理当局はまた、未償還の無担保負債証券（場合により、本社債を含む。）の条件の修正（償還期限の変更等）を要求することができる（詳細は、本要項第 17 項に記載される。）。

破綻のリスクが存在する発行会社の破綻処理を行うための公的な資金援助は、金融の安定を維持しつつ、上記の破綻処理手法（バイルイン・ツールを含む。）を可能な限り評価および活用した後の最終手段としてのみ利用される。

BRRD に基づく権限が行使された場合または行使されることが提案された場合には、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、本社債権者は、本社債への投資の全部または大部分を失う可能性がある。

対象株式の株価の過去の推移

下記のグラフは、2020年8月5日から2021年8月5日までの東京証券取引所における対象株価終値の推移を表したものである。これは、様々な経済状況の下で対象株式の株価がどのように推移するかを参考のために記載するものであり、この対象株式の株価の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、また本社債の時価を示すものでもない。過去の下記の期間において対象株式の株価が下記のように変動したことによって、対象株式の株価が本社債の償還までに同様に推移することも示唆するものではない。



(注) 2021年8月5日の東京証券取引所における対象株式の終値は、2,035円であった。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2020年度）（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

2021年6月30日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2021年8月12日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

グラントウキョウ ノースタワー

第四部【保証会社等の情報】

第1 保証会社情報

該当事項なし。

第2 保証会社以外の会社の情報

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

セイコーエプソン株式会社 東京都新宿区新宿四丁目1番6号

(2) 理由

本社債の償還は、上記「第一部 証券情報、第2 売出要項 3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」に記載の条件に従い、一定の場合当該会社の普通株式の受渡しによりなされる。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所または 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2021年8月3日現在)		
発行済株式	普通株式	399,634,778株	東京証券取引所(市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第79期)(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

2021年6月28日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間（第 80 期第 1 四半期）（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日）

2021 年 8 月 3 日関東財務局長に提出

③ 臨時報告書

①の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2021 年 8 月 12 日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき臨時報告書を 2021 年 6 月 30 日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

第 3 指数等の情報

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に
掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

2020年3月13日

会社名 ビー・エヌ・ピー・パリバ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
代理人 弁護士 柴田 弘典

署名 柴田 弘典

1. 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（2020年3月13日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額は100億円以上であります。
(2017年2月23日の募集)
券面総額または振替社債の総額：506億円

2021年度第2四半期 決算報告書

プレスリリース
2021年7月30日、パリ発

堅実なビジネスモデルで力強い業績を実現

営業収益の伸長が継続
2020年度第2四半期比 **+0.9%**
(2019年度第2四半期比 **+4.9%**)

コストが低減、ジョーズ効果はポジティブ
2020年度第2四半期比 **-2.3%**
(2019年度第2四半期比 **-3.5%**)

営業総利益が前年同期・前々年同期比で大幅増
2020年度第2四半期比 **+6.2%**
(2019年度第2四半期比 **+21.5%**)

リスク費用は低水準：38 bp¹

- 45-55 bpレンジ 以下¹
- 正常債権（ステージ1と2）では全体的に引当金取崩なし

営業利益が前年同期・前々年同期比で大幅増
2021年度第2四半期：37億9,100万ユーロ（2020年度第2四半期比 **+31.2%**）
(2019年度第2四半期比 **+19.7%**)

極めて高水準の成果を達成
純利益²が前年同期・前々年同期比で力強く増加
2021年度第2四半期：29億1,100万ユーロ（2020年度第2四半期比 **+26.6%**）
(2019年度第2四半期比 **+17.9%**)

バランスシートは盤石 – TRIM³ が終了
普通株式等Tier 1比率⁴：12.9%

2021年9月24日の株主総会で追加的な普通配当（現金配当1.55ユーロ）を提案し、
2021年9月30日に支払実施の方針⁵

1. リスク費用+顧客向け融資期首残高；2. 親会社株主帰属純利益；3. 内部モデル・ターゲット審査（TRIM）；4. 資本要求指令4（CRD4）；国際財務報告基準（IFRS）第9号の経過規定を含む；5. 2020年度の純利益に対する1株当たりの追加的な配当（配当性向は50%に上昇）。BNPパリバ・グループの普通配当方針および欧州中央銀行（ECB）の2021年7月23日の発表に基づく。2021年9月24日に開催される株主総会の承認を要し、2021年9月28日に配当落ち、2021年9月30日に支払いの見通し。

堅実なビジネスモデルで力強い業績を実現.....	2
リテールバンキング&サービス事業	6
国内市場部門.....	6
国際金融サービス部門.....	11
ホールセールバンキング（CIB）部門.....	16
コーポレート・センター.....	18
財務構造.....	19
連結損益計算書.....	20
2021年度第2四半期－コア事業別業績.....	21
2021年度上半期－コア事業別業績.....	22
連結四半期業績の推移.....	23
代替的業績指標（Alternative Performance Measures: APM）－フランス金融市場庁（AMF）の 一般規則第223-1条に基づく開示	32

本プレスリリースに含まれる数値は、未監査の数値です。

本プレスリリースには、将来の事象に関する現在の見解および見通しに基づいた予測的な記述が含まれています。予測的な記述は、財務上の予測や見積りおよびその基礎となる仮定、将来の事象、事業活動、商品およびサービスに関連する計画、目標および見通しに関する記述、ならびに将来の業績およびシナジーに関する記述があります。予測的な記述は将来の業績を保証するものではなく、BNPパリバとその子会社および出資先企業にまつわる固有リスク、不確実性および仮定によって左右されるものです。さらには、BNPパリバとその子会社の事業展開、銀行業界のトレンド、将来の設備投資および買収、グローバルもしくはBNPパリバの主要地域市場における経済状況の変化（世界的には特に新型コロナウイルスのパンデミック関連）、市場競争ならびに規制といった要因にも左右されます。これらの事象はいずれも不確実なものであり、現在の見通しとは異なる結果と、ひいては現在の見通しとは大きく異なる業績をもたらす可能性があります。実際の業績は、予測的な記述において見積りまたは示唆されたものとは大きく異なる可能性があります。本プレスリリースに含まれるいかなる予測的な記述も本プレスリリース発行日現在の予測であり、BNPパリバは、新たな情報や将来の事象によって、予測的な記述を公に修正もしくは更新する責任を負いません。これに関連して、「監督上の検証・評価プロセス（Supervisory Review and Evaluation Process：SREP）」は欧州中央銀行（ECB）により毎年実施されますが、BNPパリバ・グループが満たすべき所要資本比率は毎年修正される可能性があることに留意が必要です。

本プレスリリースに含まれるBNPパリバ以外の第三者に関わる情報もしくは外部の情報源から入手した情報は、その真実たることを独立に確認したものではありません。ここに記載の情報や意見に関して、表示または保証を表現あるいは示唆してはならず、またその公正性、正確性、完全性または正当性に関しては確実なものではありません。BNPパリバもしくはその代表者ともに、いかなる過失に対しても責任を負わず、また本プレスリリースあるいはその内容の使用により生ずる、もしくは本プレスリリースやここに記載の情報や資料に関連して生じる、いかなる損失に対しても責任を負いません。

表中および分析において掲載された数値は四捨五入のため、内訳の合計と総数に若干の差異が生じる場合があります。

BNPパリバの取締役会が2021年7月29日に開催され、ジャン・ルミエール会長が議長を務めるなか、当グループの2021年度第2四半期の業績が検討されました。

今回の決算を踏まえ、ジャン＝ローラン・ボナフェCEO（最高経営責任者）は取締役会の最後に以下のように述べました。

「BNPパリバは、その多角的かつ統合的なビジネスモデルや盤石な財務構造を力とし、お客様や経済に貢献する活動を拡大し続けています。BNPパリバの堅実な決算は経済活動の回復の反映であると共に、我々の成長余地も反映しています。

当グループは、環境面・社会面のコミットメントを強化し、デジタル・事業変革を継続しつつ、経営資源と専門知識を全て結集し続けており、個人・法人・機関投資家のお客様の適切なソリューション導入をご支援し、その変革を後押しし、共に着実に持続可能な景気回復の実現に貢献しています。

BNPパリバの世界中のチーム全てに謝意を表します。お客様に常に寄り添ってきたその一貫した姿勢により、我々への信頼は欧州のみならず世界全体で大きく高まっています。」

*
* *

堅実なビジネスモデルで力強い業績を実現

第2四半期の経済活動は従来の軌道へ着実に戻りました。地域・セクター・事業分野によってモメンタムの違いは見られたものの、公衆衛生状況の改善が寄与しました。

この環境を追い風に、BNPパリバは上半期に再び多角的なビジネスモデルの強みを示し、景気回復動向を超える成長力を発揮しました。当グループの第2四半期/中間決算は高水準で、2019年度をはるかに上回っています。

この状況下、当グループは成長を続けていく好位置に立っています。

当グループ全体の当四半期の営業収益は117億7,600万ユーロとなり、2020年度第2四半期比0.9%増、2019年度第2四半期比4.9%増でした。国内市場部門が極めて好調だったことに加え、ホールセールバンキング（CIB）部門が前年同期の好業績に次ぐ高水準の営業収益を維持し、増収に寄与しました。

事業部門の当四半期の営業収益は前年同期比1.2%減でした。国内市場部門¹の営業収益は力強く伸び（2020年度第2四半期比+9.5%、2019年度第2四半期比+3.9%）、中でもリテールバンキング業務（特にフランス）の急回復や専門的金融業務（特にアルバル）の着実な伸びが貢献しました。国際金融サービス部門の営業収益は、アセット・マネジメント事業での急増に加え、バンクウェストやパーソナル・ファイナンスの寄与もあったものの、保険事業の前年同期比較は不利に働き、また、欧州・地中海沿岸諸国事業のリテールバンキングがやや不調で、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含めると前年同期比2.0%減、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと同1.5%増でした。CIB部門は事業の多角化やプラットフォームの強さが奏功し、前年同期の高業績に次ぐ好調さを達成しました。CIB部門の営業収益は2020年度第2四半期比では9.9%減ですが、2019年度第2四半期比では19.8%の大幅増収です。

¹ 国内市場部門のプライベート・バンキングの100%を含む（PEL/CELの影響を除く）

営業費用はグループ全体で当四半期は71億7,200万ユーロで、2020年度第2四半期比2.3%減、2019年度第2四半期比3.5%減でした。ジョーズ効果は+3.1ポイントと非常に良好でした。当四半期の営業費用の中には、一時項目として、事業再編費用¹と事業適応費用²（2,400万ユーロ）、および、IT強化費用（4,700万ユーロ）が合計7,100万ユーロ含まれています（前年同期の一時項目合計額は1億6,100万ユーロ）。

事業部門の当四半期の営業費用は前年同期比0.8%減でした。国内市場部門³は2.3%増で、専門的金融業務の伸びやリテールバンキング業務の回復に伴って費用が嵩みましたが、コスト節減策で抑制しています。国際金融サービス部門の営業費用は事業活動の回復により2.6%増⁴、CIB部門の営業費用は前年同期が高水準だったことから8.0%減でした。

これらを受けて、営業総利益はグループ全体で当四半期に46億400万ユーロとなり、2020年度第2四半期比で6.2%増、2019年度第2四半期比では21.5%の大幅増益でした。

リスク費用は8億1,300万ユーロと前年同期比6億3,400万ユーロ減少し、顧客向け融資残高の38bp相当と低水準でした（45～55bpのレンジ以下）。不良債権（ステージ3）の引当は低位で、全体的には正常債権（ステージ1と2）の引当金取崩はありませんでした。

営業利益は、グループ全体で当四半期に37億9,100万ユーロとなり、2020年度第2四半期比で31.2%、2019年度第2四半期比で19.7%の大幅増益でした。

営業外項目は、当四半期に4億300万ユーロの利益となり、前年同期の2億3,600万ユーロの利益を上回りました。当四半期の営業外項目にはAllfunds株売却⁵による譲渡益3億ユーロが含まれています。なお、前年同期の営業外項目には建物売却による譲渡益（8,300万ユーロ）が反映されていました。

税引前利益は、当四半期に41億9,400万ユーロに上り、2020年度第2四半期（31億2,600万ユーロ）に比べて34.2%の急増、2019年度第2四半期比で24.2%の大幅増益でした。

当四半期の平均法人税率は29.1%でした。

以上から、株主帰属純利益は当四半期に29億1,100万ユーロに達し、2020年度第2四半期比26.6%増、2019年度第2四半期比17.9%増と極めて堅調でした。なお、一時項目による影響⁶を除くと27億4,800万ユーロで、2020年度第2四半期比16.5%増、2019年度第2四半期比4.9%増でした。

当グループの普通株式等Tier 1比率は2021年6月末現在12.9%⁷、2021年3月末比10bp上昇しています。当グループの即時利用可能な余剰資金は4,880億ユーロに上っており、これは資金調達との関係で1年超の余裕資金があることを意味しています。レバレッジ比率⁸は4.0%でした。

1株当たり有形純資産額⁹は2021年6月末現在76.3ユーロに達し、2008年12月末からの年平均成長率は7.2%に相当し、当グループが景気局面を通して継続的に企業価値を創造する能力を備えていることを裏付けています。

¹ 特に特定の事業（とりわけCIB部門）の中止・再編に関連

² 特にバンクウェストとCIB部門に関連

³ 国内市場部門のプライベート・バンキングの100%を含む（PEL/CELの影響を除く）

⁴ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+6.8%

⁵ Allfunds持分6.7%の売却（残部持分は15.77%）

⁶ 一時項目による影響（税引後）：2021年度第2四半期は+1億6,200万ユーロ、2020年度第2四半期は-6,100万ユーロ、2019年度第2四半期は-1億5,100万ユーロ

⁷ 資本要求指令4（CRD4）；国際財務報告基準（IFRS）第9号経過規定を含む

⁸ ECBの2021年6月18日の決定によって認定されたユーロ中央銀行制度（ユーロシステム）への預金関連の一時的免除を選択せず、規則（EU）2019/876に従って算定。

⁹ 再評価後

取締役会は株主総会で1株当たり1.55ユーロの普通配当を現金で支払うことを株主に提案する予定です¹。この配当は2021年5月26日に現金で支払った1株当たり1.11ユーロの普通配当に上乘せるもので、これにより2021年度に現金で支払う普通配当の合計は1株当たり2.66ユーロとなり、当グループの2020年度の配当性向は50%となります。

当グループは株主還元方針を2025年度事業計画の一環として重視し、2021年度の年度締め後に見直す予定です。新たな株主還元方針は2022年2月の本決算発表時に公表予定です。

当グループは内部統制体制の強化を継続しています。

当グループは社会に深く関わる意欲的な方針の推進を続けています。これに伴い、気候変動との長期にわたる闘いに最大限の努力を投じており、例えばネットゼロ・バンキング・アライアンス（NZBA）の最初の署名機関の1つとして名を連ね、NZBAを通じ、投融資先を含めたカーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）の2050年までの達成にコミットしています。また、生物多様性保護の支援にも力を入れて取り組んでいます。EpE（環境保護のための企業連合）が主導するイニシアチブ「アクト・フォー・ネイチャー（act4nature）」に参加してから3年、BNPパリバは生物多様性保護へのコミットメントを強めており、法人顧客を生物多様性の尺度で評価する体制を2025年までに整える方針です。

2021年度上半期において、グループ全体の営業収益は236億500万ユーロとなり、2020年度上半期比4.6%の増収、2019年度上半期比5.5%の増収でした。

事業部門の営業収益は前年同期比2.7%増²でした。国内市場部門³はリテールバンキング業務（特にフランス）の回復や専門的金融業務（特にアルバル）の堅調な業績に支えられ、5.6%の増収となりました。国際金融サービス部門では、資金の呼び込みを基盤とする事業の力強い伸びやバンクウェストの好調な伸びが他の事業の不振を補い、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと3.0%増⁴でした。CIB部門では、2020年度第2四半期の目覚ましい業績に次ぐ持続的な伸びとなり、3事業が全て増収を記録し、2020年度上半期比4.4%の増収、2019年度上半期比20.9%の増収を果たしました。

営業費用はグループ全体で157億6,900万ユーロ、前年同期比1.8%増でした。当上半期の営業費用には、一時項目として、事業再編費用⁵と事業適応費用⁶（8,200万ユーロ）、および、IT強化費用（6,600万ユーロ）が合計1億4,800万ユーロ含まれています（前年同期は2億4,000万ユーロ）。ジョーズ効果は高水準でした（+2.8ポイント）。

営業費用の中には、2021年度に納付する税金・拠出金（主に単一破綻処理基金への拠出金）のほぼ全額、14億6,000万ユーロが含まれています（前年同期は12億8,400万ユーロ）。

営業部門の営業費用は前年同期比1.1%増でした。国内市場部門では、専門的金融業務の伸びやリテールバンキング業務の回復を支える費用が高み、1.5%増でした。国際金融サービス部門は連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと2.1%増⁷でした。CIB部門では、事業活動の伸びに加え、国際財務報告基準解釈指針委員会（IFRIC）第21号（以下「IFRIC21」）「賦課金」の影響もあり、4.3%増でした。

¹ 2021年9月24日に開催される株主総会の承認を要し、2021年9月28日に配当落ち、2021年9月30日に支払いの見通し。

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+5.6%

³ 国内市場部門のプライベート・バンキングの100%を含む（PEL/CELの影響を除く）

⁴ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含めると-1.3%

⁵ 特に特定の事業（とりわけCIB部門）の中止・再編に関連

⁶ 特にウェルス・マネジメント部門とCIB部門に関連

⁷ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含めると-2.2%

これらを受けて、営業総利益はグループ全体で当上半期に78億3,600万ユーロとなり、2020年度上半期（70億6,800万ユーロ）比で10.9%増益、2019年度上半期比で20.8%増益でした。事業部門の営業総利益は2020年度上半期比で6.0%増でした。

リスク費用は17億900万ユーロでした。健康危機に伴う正常債権（ステージ1と2）の引当の影響を受けた前年同期に比べて11億6,400万ユーロ減少し、顧客向け融資残高の40bp相当へ正常化し、45～55bpレンジを下回りました。

営業利益は、グループ全体で61億2,700万ユーロとなり、前年同期（41億9,500万ユーロ）と比べ、46.0%の大幅増益を果たしました。事業部門の営業利益は同36.4%増でした。

営業外項目は、当上半期に8億9,000万ユーロの利益となり、前年同期の7億2,600万ユーロの利益を上回りました。当上半期の営業外項目には、一時項目として、建物売却による譲渡益（+3億200万ユーロ）、BNPパリバ・アセットマネジメントの持分売却による譲渡益（+9,600万ユーロ）、Allfunds株売却¹による譲渡益（+3億ユーロ）が含まれています。なお、前年同期の営業外項目には、一時項目として、複数の建物売却による譲渡益（+4億6,400万ユーロ）が含まれていました。

税引前利益は、当上半期に70億1,700万ユーロとなり、2020年度上半期（49億2,100万ユーロ）と比べて42.6%の大幅増益、2019年度上半期比で15.8%の増益でした。

法人税率は平均で31.8%でした。これはIFRIC 21「賦課金」により生じる税金・拠出金が第1四半期に通年分の全額が計上され、その大半は税控除できないことによるものです。

以上から、株主帰属純利益は当上半期に46億7,900万ユーロとなり、2020年度上半期比30.6%の増益、2019年度上半期比6.7%の増益でした。

有形自己資本利益率（ROTE）は当上半期に年率10.6%となり、BNPパリバ・グループが多角的かつ統合的なビジネスモデルで生み出した堅実な業績を反映し、今後の事業活動の更なる回復と成長余地を裏付けています。

¹ Allfunds持分6.7%の売却（残部持分は15.77%）

リテールバンキング&サービス事業

国内市場部門

国内市場部門の当四半期の業績は力強い事業活動の継続により極めて良好でした。融資残高は前年同期比**4.0%**増え、業務全てで増加を記録し、特に法人・個人向け貸出が好調でした。預金残高は健康危機が顧客行動に及ぼした影響により前年同期比**7.5%**増加しました。手数料収入は経済情勢が明るさを増す中で持続的に増加しています。オフバランス貯蓄商品では良好な市場動向が寄与し、**2020年6月末比15.5%**の大幅増でした。プライベート・バンキングへの資金純流入は**30億ユーロ**近くに達し、キャッシュマネジメントとトレードファイナンスの回復は顕著です。

デジタルツールの利用は加速を続け、モバイルアプリの接続回数は1日当たり**500万回**に迫り¹、前年同期比**25.1%**増でした。

営業収益²は、当四半期に**40億7,600万ユーロ**となり、前年同期比**9.5%**の増収でした。リテールバンキング業務³が好調で**(+7.9%)**、特にフランスの伸びが高水準でした。手数料収入の大幅増に加え、融資の伸びもあり、低金利環境のマイナス影響を一部相殺しました。専門的金融業務の伸びは続き、アルバル、Nickel、リーシング・ソリューションズは大幅増でした。

営業費用²は、当四半期は**25億200万ユーロ**、前年同期比**2.3%**増でした。リテールバンキング業務³では横ばいでしたが、専門的金融業務で事業活動の伸びに伴って増加しました**(11.9%増)**。ジョーズ効果は高水準でした**(+7.2ポイント)**。

これらを受けて、営業総利益²は当四半期に**15億7,400万ユーロ**となり、前年同期比**23.4%**増の大幅増益でした。

リスク費用²は**2億8,400万ユーロ**と低位でした（前年同期は**3億3,100万ユーロ**）。

以上から、国内プライベート・バンキング業務の純利益の**3分の1**をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、国内市場部門の税引前利益⁴は当四半期に**12億2,800万ユーロ**となり、前年同期比**38.9%**増の大幅増益でした。

2021年度上半期において、国内市場部門の営業収益²は**80億3,200万ユーロ**、前年同期比**5.2%**の増収でした。リテールバンキング業務³の営業収益の増加（主に手数料収入の増加継続、特に金融手数料）に加え、融資の伸びもあり、低金利環境のマイナス影響を一部相殺しました。また、専門的金融業務の力強い増加（アルバルの高い伸びを含む）も押し上げ要因となりました。営業費用²は**54億9,900万ユーロ**、前年同期比**1.5%**増でした。リテールバンキング業務の営業費用は横ばいでしたが、専門的金融業務は事業の伸びに伴ってコスト増が生じました。これらを受けて、営業総利益²は**25億3,300万ユーロ**となり、前年同期比**14.2%**の増益でした。リスク費用²は**5億9,900万ユーロ**と前年同期と比べ全体で**4,600万ユーロ**減少しています。以上から、国内プライベート・バンキング業務の純利益の**3分の1**をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、国内市場部門の税引前利益⁵は当上半期に**18億1,800万ユーロ**となり、前年同期比**24.7%**増の大幅増益でした。

¹ 第2四半期の平均値。範囲：国内市場部門のリテールバンキング支店またはデジタルバンクの個人顧客、法人顧客、プライベート・バンキング顧客（ドイツ、オーストリアを含む）、およびNickel。

² フランス（PEL/CELの影響を除く）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの100%を含む

³ フランス国内リテールバンキング、BNLバンカ・コメルシアレ（BNL bc）、ベルギー国内リテールバンキング

⁴ PEL/CELの影響を除く：2021年度第2四半期は+1,900万ユーロ、2020年度第2四半期は+1,500万ユーロ

⁵ PEL/CELの影響を除く：2021年度上半期は+2,000万ユーロ、2020年度上半期は+200万ユーロ

フランス国内リテールバンキング (FRB)

FRBの業績は積極的な事業活動が奏功し大きく改善しました。融資残高は法人・個人向け貸出の増加に牽引され前年同期比6.2%増でした。個人向け貸出は力強い拡大が続き、住宅ローン等の組成は引き続き堅調で、利鞘は高水準です。預金残高は、健康危機が顧客行動に及ぼした影響により前年同期比6.0%増加しました。手数料収入は経済活動の回復や金融貯蓄商品の拡大に支えられ、高い伸びを達成しました。オフバランス貯蓄商品は、生命保険に対する高水準の資金流入が寄与し、2021年6月末時点で50億ユーロ以上に急増しています(2020年6月末比+72.6%)。プライベート・バンキングへの資金純流入は9億ユーロ増でした。

営業収益¹は当四半期は15億8,700万ユーロに上り、前年同期比12.7%増収でした。純利息収入¹は、専門的金融業務を手掛ける子会社からの寄与が正常化し、貸出の増加もあり、低金利環境のマイナス影響を一部相殺し、8.6%増と力強く回復しました。手数料収入¹は金融手数料の急増や銀行手数料の順調な回復に後押しされ、前年同期比17.8%の大幅増でした。

営業費用¹は、コスト最適化策が奏功し、当四半期は10億7,500万ユーロと前年同期比0.1%増に留まりました。ジョーズ効果は+12.7ポイントと高水準でした。

これらを受けて、営業総利益¹は当四半期に5億1,300万ユーロに達し、前年同期比53.4%増の大幅増益を果たしました。

リスク費用¹は当四半期は1億100万ユーロ(前年同期比1,100万ユーロ増)、顧客向け融資残高の19bp相当と低位を維持しました。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務(国際金融サービス部門)へ配分した後、FRBの税引前利益²は当四半期に3億7,700万ユーロとなり、前年同期比78.2%増の大幅増益でした。

2021年度上半期において、FRBの営業収益¹は30億6,700万ユーロとなり、前年同期比4.6%増でした。純利息収入¹は、専門的金融業務を手掛ける子会社からの寄与が徐々に正常化したことに加え、貸出の増加もあり、低金利環境のマイナス影響を十分に相殺し、前年同期比2.5%増でした。手数料収入¹は金融手数料の急増や銀行手数料の回復により前年同期比7.1%の増収でした。営業費用¹はコスト最適化策が奏功し、22億4,400万ユーロと前年同期比0.2%の小幅増に留まりました。これらを受けて、営業総利益¹は8億2,300万ユーロに上り、前年同期比18.9%の増益です。リスク費用¹は2億2,600万ユーロ(前年同期は1億9,100万ユーロ)、顧客向け融資残高の21bp相当と低位でした。以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務(国際金融サービス部門)へ配分した後、FRBの税引前利益³は当上半期に5億3,300万ユーロとなり、前年同期比22.9%の増益でした。

¹ フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む(PEL/CELの影響を除く)

² PEL/CELの影響を除く: 2021年度第2四半期は+1,900万ユーロ、2020年度第2四半期は+1,500万ユーロ

³ PEL/CELの影響を除く: 2021年度上半期は+2,000万ユーロ、2020年度上半期は+200万ユーロ

BNLバンカ・コメルシアーレ (BNL bc)

BNL bcの業績は好調でした。融資残高は主に個人向け貸出の増加により前年同期比1.1%増、不良債権を除くと同2.9%増でした。預金残高は前年同期比13.1%増で、顧客セグメント全てで伸びています。オフバランス貯蓄商品は2020年6月末比12.0%増でした。良好な市場動向がミューチュアルファンドの残高増につながり（2020年6月末比+19.0%）、生命保険の保有契約高も増加しました（2020年6月末比+7.5%）。プライベート・バンキングへの資金純流入も堅調で9億ユーロを超えています。

営業収益¹は当四半期に6億6,900万ユーロとなり、前年同期比3.1%の増収でした。純利息収入¹は、低金利環境のマイナス影響を融資残高の増加によるプラス効果では補えず、2.0%減でした。手数料収入¹は、金融手数料が取引高・オフバランス貯蓄商品の伸びにより増加したことが寄与し、前年同期比11.0%増加しています。

営業費用¹は4億3,500万ユーロ、前年同期比3.0%増でした。事業適応策（イタリアの年金改革「クオータ100」を活用した早期退職制度を含む）は奏功しましたが、主に経済活動の回復に伴ってコストが膨らみました。ジョーズ効果は正でした。

これらを受けて、営業総利益¹は当四半期に2億3,500万ユーロとなり、前年同期比3.4%増でした。

リスク費用¹は1億500万ユーロに留まり（前年同期比1,700万ユーロ減）、顧客向け融資残高の54bp相当と低水準でした。不良債権（ステージ3）の引当水準は低減し続けています。

以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BNL bcの税引前利益は当四半期に1億2,000万ユーロとなり、前年同期比27.1%の大幅増でした。

2021年度上半期において、BNL bcの営業収益¹は13億4,500万ユーロ、前年同期比2.8%の増収でした。純利息収入¹は低金利環境のマイナス影響を融資残高の増加によるプラス効果では補えず0.6%減、手数料収入¹は金融手数料が取引高・オフバランス貯蓄商品の伸びに伴って増加したことが寄与し、8.1%の高い伸びでした。営業費用¹は8億9,400万ユーロ、前年同期比0.8%増で、2ポイントの正のジョーズ効果を生み出しました。これらを受けて、営業総利益¹は4億5,100万ユーロとなり、前年同期比7.3%の増益でした。リスク費用¹は2億1,500万ユーロで、不良債権（ステージ3）の引当金の減少により前年同期から2,800万ユーロ削減し、顧客向け融資残高の55bp相当と依然低水準でした。以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BNL bcの税引前利益は当上半期に2億1,800万ユーロとなり、前年同期比37.6%の大幅増でした。

¹ イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む

ベルギー国内リテールバンキング (BRB)

BRBの業績は事業活動の増加に伴って大きく上向きしました。融資残高は前年同期比0.6%増え、主に個人向け貸出の伸びが牽引しました。預金残高は6.2%増でした。法人預金は減少しましたが、個人預金が増加しています。手数料収入の増加傾向は顕著でした。オフバランス貯蓄商品の伸びは着実に(2020年6月末比+14.7%)、特にミューチュアルファンドへの資金純流入が好調でした。プライベート・バンキングでは当四半期に8億ユーロ近い資金純流入を記録しました。決済業務が増え、特にカード決済数が回復しています(前年同期比+17%)。

デジタルツールの利用は加速し、モバイルアプリへの月次接続回数は5,500万回以上¹に上りました(前年同期比+42.0%)。

営業収益²は当四半期は8億6,400万ユーロ、前年同期比3.5%増でした。純利息収入²は、専門的金融業務を手掛ける子会社からの寄与や融資の伸びによるプラス効果はあったものの低金利環境のマイナス影響を補い切れず、前年同期比1.8%減少しました。手数料収入²は、金融手数料の高い伸びや銀行手数料の回復により、前年同期比16.9%増の大幅増収でした。

営業費用²は、コスト節減策に加え、支店網の最適化策の継続も奏功し、当四半期は4億8,800万ユーロと前年同期比2.1%減でした。ジョーズ効果は正でした(+5.6ポイント)。

これらを受けて、営業総利益²は当四半期に3億7,600万ユーロとなり、前年同期比11.8%の大幅増でした。

リスク費用²は当四半期は4,500万ユーロと前年同期(8,000万ユーロ)から3,500万ユーロを削減し、顧客向け融資残高の15bp相当と低水準でした。不良債権(ステージ3)の引当金が減少しています。

以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務(国際金融サービス部門)へ配分した後、BRBの税引前利益は当四半期に3億1,700万ユーロとなり、前年同期比30.2%の堅実な増加を果たしました。

2021年度上半期において、BRBの営業収益²は17億2,200万ユーロと安定的でした(前年同期比+0.1%)。純利息収入²は、専門的金融業務を手掛ける子会社からの寄与や融資の伸びによるプラス効果はあったものの低金利環境のマイナス影響を補い切れず、4.6%減でした。手数料収入²は、経済活動の再開に伴い、金融手数料が大きく伸び、銀行手数料も増加し、12.0%の大幅増でした。営業費用²は、コスト節減策に加え、支店網の最適化策の継続も奏功し、13億2,300万ユーロと前年同期比0.5%減でした。リスク費用²は9,200万ユーロと前年同期から4,200万ユーロ削減し、顧客向け融資残高の16bp相当と低水準でした。不良債権(ステージ3)の引当金が減少しています。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務(国際金融サービス部門)へ配分した後、BRBの税引前利益は当上半期に2億8,200万ユーロとなり、前年同期比18.0%増の堅調な伸びを達成しました。

¹ 第2四半期の平均値。範囲：個人顧客、法人顧客、プライベート・バンキング顧客(BNPパリバフォルティスとHello Bank!)

² ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む

その他国内市場部門（アルバル、リーシング・ソリューションズ、個人投資家部門、Nickel、ルクセンブルク国内リテールバンキング）

国内市場部門の専門的金融業務はいずれも高水準の事業開発を達成しました。アルバルのファイナンスフリートの契約台数は大きく伸び（前年同期比+6.4%¹）、中古車価格は全ての国で上昇を続けました。リーシング・ソリューションズのファイナンスリース残高は前年同期比4.7%増え²、期初来の組成水準は2019年度を上回っています。個人投資家部門では、金融市場の堅調な展開を追い風に売買注文数が正常化し高水準となり、運用資産の大幅増を達成しました（2020年6月末比+40.4%）。Nickelはフランスで躍進を続け、口座開設数は210万を超えました³。ルクセンブルク国内リテールバンキングでは、住宅ローンが大きく伸び、融資残高は前年同期比5.7%増加しています。

これら5つの業務部門合計の営業収益⁴は当四半期に9億5,600万ユーロに上り、前年同期比15.3%の大幅増でした。特にアルバル、リーシング・ソリューションズ、Nickelが力強く貢献しました。個人投資家部門の営業収益は高水準で横ばいでした。

営業費用⁴は、事業活動の拡大に伴って嵩み、5億500万ユーロでした（前年同期比11.9%増）。ジョーズ効果は正でした（+3.4ポイント）。

リスク費用⁴は当四半期は3,400万ユーロでした（前年同期は4,000万ユーロ）。

以上から、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、これら5つの業務部門の税引前利益は当四半期に4億1,400万ユーロに達し、前年同期比23.6%増の大幅増益でした。

2021年度上半期において、5つの業務部門の営業収益⁴は18億9,800万ユーロに上り、前年同期比13.3%の増収でした。アルバルの力強い伸びに加え、リーシング・ソリューションズ、個人投資家部門、Nickelも好調でしたが、ルクセンブルク国内リテールバンキングの手数料収入増は低金利環境のマイナス影響で相殺されました。営業費用⁴は事業の伸びに伴って嵩み前年同期比8.2%増でしたが、ジョーズ効果は正でした（+5.1ポイント）。リスク費用⁴は6,600万ユーロで、前年同期の7,800万ユーロを下回っています。以上から、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、これら5つの業務部門の税引前利益は当上半期に7億8,500万ユーロとなり、前年同期比25.2%増の大幅増益を果たしました。

*
* *

¹ 平均フリート台数（千台）

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

³ 設定来

⁴ ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの100%を含む

国際金融サービス部門

国際金融サービス部門は、高水準の事業活動を維持し、好業績を達成しました。パーソナル・ファイナンスは回復基調にあり、資金供給チャネル全てでローン組成が復調し、リスク費用が改善しています。国際リテールバンキング業務¹では事業活動が堅調さを維持し、手数料収入は伸び、個人向けローン組成の回復が続きました。資金の呼び込みを基盤とする事業活動も好調で、資金純流入は121億ユーロに上り、運用資産残高は2020年6月末比で10.8%増加しています。保険部門の事業活動も堅調で、不動産管理部門は回復を続けています。

営業収益は当四半期は39億4,800万ユーロで、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除いた場合は前年同期比1.5%増、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含めた場合は当四半期の不利な為替の影響により同2.0%減でした。アセット・マネジメント部門の力強い増収に加え、バンクウェスト²とパーソナル・ファイナンスの伸びも貢献しましたが、欧州・地中海沿岸諸国部門のリテールバンキング業務の不調と保険部門の不利な前年同期比較によって相殺されました。

営業費用は事業活動の回復に伴って膨らみ、当四半期は24億7,800万ユーロでした。連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含めた場合には前年同期比2.6%増、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除いた場合には同6.8%増でした。

これらを受けて、営業総利益は当四半期は14億7,000万ユーロ、前年同期比8.9%減でした。

リスク費用は当四半期は4億1,700万ユーロに留まり、前年同期に比べて3億4,900万ユーロの大幅削減となりました。前年同期は健康危機に伴う正常債権（ステージ1と2）引当の影響がありました。

以上から、国際金融サービス部門の当四半期の税引前利益は11億5,400万ユーロに上りました。連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含めた場合は前年同期比20.2%の増益、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除いた場合は21.0%の大幅な増益でした。

2021年度上半期において、国際金融サービス部門の営業収益は79億7,600万ユーロとなり、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと前年同期比3.0%増でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含めると-1.3%）。資金の呼び込みを基盤とする事業が金融市場の堅調な推移を背景に力強く伸び、また、バンクウェストの好調な伸びも営業収益に貢献しましたが、パーソナル・ファイナンスが健康危機関連で小幅減収だったことや欧州・地中海沿岸諸国部門の不振で相殺されました。営業費用は50億6,500万ユーロで、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと前年同期比2.1%増ですが、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含めると同2.2%減でした。ジョーズ効果は正でした（+0.9ポイント²）。これらを受けて、営業総利益は29億1,100万ユーロ、前年同期比0.4%増でした。リスク費用は7億7,400万ユーロに留まり、前年同期と比べ7億3,000万ユーロの大幅削減となりました。以上から、国際金融サービス部門の当上半期の税引前利益は23億9,600万ユーロとなり、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含めると前年同期比50.2%増、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと同52.6%増の大幅増益でした。当上半期には、一時項目として、第1四半期のBNPパリバ・アセットマネジメントの持分売却による譲渡益9,600万ユーロが含まれています。

¹ 欧州・地中海沿岸諸国部門とバンクウェスト

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

パーソナル・ファイナンス

パーソナル・ファイナンスの事業活動は大きく回復しました。ローン組成は公衆衛生規制の緩和に伴って当上半期に復調し（前年同期比+18.6%¹）、そのモメンタムは特に終盤に堅調でした（2021年6月は2019年6月比+6.9%¹）。融資残高水準は2020年度のローン組成減少の余波を受け続けましたが（2020年度第2四半期比-0.5%）、当四半期にトレンドの変化が見られました（前四半期比+0.5%）。

パーソナル・ファイナンスの営業収益は当四半期は13億1,900万ユーロ、前年同期比1.3%増でした。取引高の増加とローン組成の回復が押し上げ要因となりました。

営業費用は、事業活動の回復支援や投資の継続に伴って当四半期は7億ユーロとなり、2020年度第2四半期比9.2%増でした。2020年度第2四半期は2019年度第2四半期比で8.6%減少していました。

これらを受けて、営業総利益は当四半期に6億1,900万ユーロとなり、前年同期比6.3%減でした。

リスク費用は当四半期は3億4,400万ユーロと前年同期を1億600万ユーロ下回りました。前年同期は健康危機に伴って正常債権（ステージ1と2）の引当が4,100万ユーロ計上されていました。当四半期のリスク費用は顧客向け融資残高の147bp相当で、効果的な延滞債権管理や債権回収の高実績維持を反映しており、2019年度の水準に匹敵する正常化水準です。

以上から、パーソナル・ファイナンスの税引前利益は当四半期に2億6,400万ユーロとなり、前年同期比25.9%の大幅増でした。リスク費用の急減が寄与しました。

2021年度上半期において、パーソナル・ファイナンスの営業収益は26億5,100万ユーロとなり、前年同期比4.5%減でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-3.6%）。減収の主因は、2020年の健康危機の煽りで第1四半期に取引高が減少したことです（ローン組成は当上半期終盤に顕著に回復しています）。営業費用は事業活動の回復や投資の継続に伴って14億6,300万ユーロとなり、前年同期比2.4%増でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+3.3%）。これらを受けて、営業総利益は11億8,800万ユーロ、前年同期比11.9%減でした。リスク費用は6億6,500万ユーロに留まり、前年同期比3億6,800万ユーロの削減でした。以上から、パーソナル・ファイナンスの税引前利益は、リスク費用の急減が寄与し、当上半期に5億2,900万ユーロとなり、前年同期比63.6%増の大幅増益でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+70.1%）。

¹ 為替レート変動による影響を除く

欧州・地中海沿岸諸国

欧州・地中海沿岸諸国部門の事業活動は厳しい環境にありながら底堅さを見せました。融資残高は、特にポーランドとトルコを筆頭に融資が伸び、前年同期比2.0%増¹でした。ローン組成は2020年8月の底打ち後、いずれの業務でも改善を続けています(+71%)。預金残高は前年同期比7.3%増¹、各国とも増加しました。デジタル顧客は390万人に上り、前年同期比14%増加しています。

欧州・地中海沿岸諸国部門の営業収益²は当四半期は4億6,400万ユーロ、前年同期比13.7%減¹でした。純利息収入の減少（特にトルコとポーランド）に伴う減収で、手数料収入の増加で一部相殺できました。手数料収入は連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと前年同期比21.5%増でした（前年同期は健康危機と一部諸国の手数料上限の影響で低水準でした）。

営業費用²は当四半期は3億9,400万ユーロ、前年同期比6.8%増¹でした。目標を絞った複数の取り組みに加え、賃金ドリフトが特にトルコで高水準でした。

リスク費用²は5,800万ユーロで（顧客向け融資残高の65bp相当）、前年同期を8,500万ユーロ下回りました。前年同期は健康危機に伴って正常債権（ステージ1と2）の引当を4,900万ユーロ計上していました。

以上から、トルコおよびポーランドの国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、欧州・地中海沿岸諸国部門の税引前利益は当四半期に8,000万ユーロとなり、前年同期比34.2%減¹でした。

2021年度上半期において、欧州・地中海沿岸諸国部門の営業収益²は9億8,100万ユーロ、前年同期比11.3%減¹でした。手数料収入が回復しましたが、純利息収入の減少（特にトルコとポーランド）が響きました。営業費用²は8億2,600万ユーロ、前年同期比3.6%増¹でした。賃金ドリフトが特にトルコで高水準だったものの、費用増は抑制されました。リスク費用²は9,700万ユーロで、前年同期の2億2,900万ユーロから削減しています。以上から、トルコおよびポーランドの国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、欧州・地中海沿岸諸国部門の税引前利益は当上半期に1億2,100万ユーロとなり、前年同期比29.4%の減益¹でした。

バンクウエスト

バンクウエストの事業活動は堅調を維持し、個人・中小企業向けローン組成は急増しました（前年同期比+34.5%）。ただし融資残高は9.0%減¹でした。ローン組成の力強いモメンタムはあったものの、特に2020年の事業停止や経済対策の影響を被りました。預金残高は9.4%増¹、顧客預金³が大幅に伸びています(+10.9%¹)。プライベート・バンキング業務の運用資産残高は2021年6月末時点で180億ドルという記録的なレベルに達し、2020年6月末比で17.2%増加¹しています。

営業収益⁴は当四半期は5億8,700万ユーロ、前年同期比2.1%増¹でした。増収は純利息収入の増加によるもので、利鞘の改善、預金残高の増加、ローン組成の急増、銀行手数料収入の増加が貢献しました。

営業費用⁴は事業活動の回復に伴って嵩み、当四半期は4億600万ユーロ、前年同期比2.4%増¹でした。

これらを受けて、営業総利益⁴は当四半期は1億8,200万ユーロ、前年同期比1.3%減¹でした。

¹ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

² トルコおよびポーランドの国内プライベート・バンキングの100%を含む

³ 財務活動に関わる預金を除く

⁴ 米国プライベート・バンキングの100%を含む

リスク費用¹は当四半期は800万ユーロに留まり、前年同期（1億6,700万ユーロ）に比べ大幅削減し、顧客向け融資残高の7bp相当でした。前年同期は正常債権（ステージ1と2）の引当金1億2,800万ユーロが計上されていました。

以上から、米国プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）に配分した後、バンクウエストの税引前利益は当四半期に1億7,100万ユーロとなり、前年同期（2,200万ユーロ）比で大幅増益を果たしました。

2021年度上半期において、バンクウエストの営業収益¹は12億1,200万ユーロ、前年同期比6.9%増²でした。手数料収入の大幅増、利鞘の改善、預金残高の増加、高水準のローン組成が増収につながりました。営業費用¹は8億1,300万ユーロと前年同期比1.3%減少²し、8.2ポイントの正のジョーズ効果を生み出しました。これらを受けて、営業総利益¹は3億9,900万ユーロ、前年同期比28.4%の増益²でした。リスク費用¹は200万ユーロに留まり、前年同期の2億2,900万ユーロから大幅に削減しています。（前年同期のリスク費用には正常債権（ステージ1と2）の引当の影響が反映されていました。）以上から、米国プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）に配分した後、バンクウエストの税引前利益は当上半期に3億9,000万ユーロとなり、前年同期（1億ユーロ）の4.4倍²に上りました。

保険およびウェルス&アセット・マネジメント

保険部門、ウェルス・マネジメント部門、アセット・マネジメント部門の運用資産残高³は2021年6月末現在で総額1兆2,030億ユーロに上り、2020年12月末比3.2%増でした。特にパフォーマンス面の影響が極めて良好で（+408億ユーロ）、堅調な市況や高い運用実績が押し上げ要因となりました。また、為替面の影響も有利に働きました（+79億ユーロ）。一方、連結範囲変更による影響はネガティブで（-286億ユーロ）、BNPパリバ・アセットマネジメントが保有していた持分を2021年度第1四半期に売却したことが主に響きました。資金純流入については3部門とも高水準の達成に貢献し（当上半期の総額は172億ユーロ）、ウェルス・マネジメント部門では欧州（特に国内市場）、アジア、米国で好調な資金純流入が見られ、アセット・マネジメント部門でも特に中長期ファンドを中心に資金純流入が力強く（短期ファンドから資金が純流出し一部相殺）、保険部門でも特にユニットリンク保険（とりわけフランス、イタリア、ルクセンブルク）に順調な資金純流入が見られました。

運用資産残高³の2021年6月末現在の内訳は、アセット・マネジメント部門が5,180億ユーロ（Real Estate Investment Managementの290億ユーロを含む）、ウェルス・マネジメント部門が4,100億ユーロ、保険部門は2,740億ユーロでした。

保険部門の事業活動は堅調でした。貯蓄型保険はフランス国内外で高実績を維持し、当上半期の資金流入は急増し（前年同期比+54.3%）、ユニットリンク保険が資金純流入の大半を占めました。保障保険の販売はフランスで増え、特に人身傷害補償保険や損害保険が好調でした（Cardif IARD）。国際的にも事業活動は上向き、特にアジアと南米で順調でした。

保険部門の営業収益は、当四半期は7億6,700万ユーロ、前年同期比7.4%減でした。前年同期に金融市場の回復に伴って会計上で増収効果が生じていたため、前年同期との比較は不利となり、当四半期の貯蓄型保険の目覚ましい伸びや保障保険の好調は相殺されました。営業費用は事業活動の回復や目標を絞った取り組みに伴って膨らみ、当四半期は3億6,700万ユーロ、前年同期比8.4%増でした。税引前利益は、4億2,400万ユーロ（関連会社に対する保険金請求の影響を含む）、前年同期比22.6%減でした。

¹ 米国プライベート・バンキングの100%を含む

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

³ 分配金を含む

ウェルス&アセット・マネジメント部門の事業活動は全体的に好調でした。ウェルス・マネジメント部門では、事業活動が拡大し、旺盛な資金純流入が特に国内市場（欧州内外の大口顧客）であり、運用資産残高や取引高の増加に伴って金融手数料収入が急増しました。アセット・マネジメント部門でも事業活動は堅調で、主に欧州の中長期ファンドで高水準の資金純流入が見られました（前年同期比+53億ユーロ）。不動産管理部門は回復を続けており、アドバイザリー業務（特にフランス）の復調は顕著です。

ウェルス&アセット・マネジメント部門の営業収益は、当四半期は8億3,000万ユーロ、前年同期比22.4%増で、全部門が増収でした。ウェルス・マネジメント部門では手数料収入や預貸利鞘が増収要因となり、アセット・マネジメント部門では力強い資金純流入や市場の上昇が増収に貢献し、不動産管理部門の営業収益は低水準だった前年同期に比べ回復しています。営業費用は当四半期は6億2,400万ユーロ、前年同期比3.8%増で、主に不動産管理部門とアセット・マネジメント部門の事業活動の拡大が費用増につながりました。ジョーズ効果は全部門とも正でした（全体で+18.6ポイント）。以上から、国内市場部門、トルコ、ポーランド、および米国におけるプライベート・バンキング業務の純利益の3分の1を配分された後、ウェルス&アセット・マネジメント部門の税引前利益は当四半期に2億1,500万ユーロとなりました。前年同期の倍の水準となる増益で（+110.9%）、全部門の着実な伸びが押し上げ要因となりました。

2021年度上半期において、保険部門の営業収益は15億5,800万ユーロ、前年同期比10.8%増でした。増収要因として、貯蓄型保険の好調、保障保険の回復、前年同期の水準の低さ（金融市場の動きに伴う会計上の影響）が挙げられます。営業費用は事業活動の伸びや目標を絞った取り組みに伴って膨らみ、7億5,000万ユーロ、前年同期比2.5%増でした。以上から、保険部門の税引前利益は当上半期に8億6,600万ユーロとなり、前年同期比16.4%の増益でした。関連会社の利益寄与も押し上げ要因となりました。

ウェルス&アセット・マネジメント部門の当上半期の営業収益は16億1,400万ユーロ、前年同期比13.5%増でした。この結果は、アセット・マネジメント部門の好調（力強い資金純流入や市場の上昇が貢献）、不動産管理部門の前年同期比の回復（前年同期は低水準）、および、ウェルス・マネジメント部門で手数料収入の増加が低金利環境のマイナス影響を一部相殺したことを反映しています。営業費用は12億3,600万ユーロ、前年同期比0.6%の小幅減で、ジョーズ効果は全部門とも正でした（全体で+14.1ポイント）。以上から、国内市場部門、トルコ、ポーランド、および米国におけるプライベート・バンキング業務の純利益の3分の1を配分された後、ウェルス&アセット・マネジメント部門の税引前利益は当上半期に4億9,000万ユーロとなり、前年同期比139.9%の増益でした。主な押し上げ要因は、アセット・マネジメント部門の営業総利益の大幅増や、BNPパリバ・アセットマネジメントが2021年度第1四半期に行った持分売却による譲渡益です。

*
* *

ホールセールバンキング (CIB) 部門

CIB部門は多様な業務を展開している強味を活かして高業績を達成し、事業活動の好調さを全部門で示しました。

ファイナンス業務は当四半期に株式発行業務で好成果を上げ、債券発行業務の取引高は前年同期比で正常化しつつあります。事業活動は金利・為替・クレジット市場とも好調で、エクイティデリバティブ業務とプライムサービス業務の顧客取引は堅調でした。また、証券管理部門では預かり資産が増加し、取引高は高水準を維持しました。

CIB部門はドイツ銀行から譲渡されるプライムブローカレッジ事業の顧客移管第1段階を終了し、また、2021年7月にはExane買収を完了し、当面の成長戦略を終えつつあります。

CIB部門はその業務展開の多様さを武器に高業績を達成しました。営業収益は当四半期に37億1,400万ユーロとなり、高水準だった2020年度第2四半期を9.9%下回りましたが、2019年度第2四半期比では19.8%の大幅増収でした。

コーポレートバンキング部門の営業収益は当四半期は12億3,800万ユーロで、高水準だった2020年度第2四半期比では1.6%の小幅減¹、2019年度第2四半期比では13.2%の大幅増収でした。当四半期の営業収益²に貢献したのは米州やEMEA³地域の健闘、キャピタルマーケット・プラットフォームによる好調継続、および、トレードファイナンス、キャッシュマネジメント、クロスボーダー取引の大幅増でした。取引高は高水準を維持し、クレジット・債券・株式市場でお客様のために調達した額は2019年度第2四半期比で大きく増加しました(+24%⁴。ただし、極めて高水準だった2020年度第2四半期比では37%減)。融資残高は1,540億ユーロ⁵で、2020年度上半期の借入急増後の正常化により2020年度第2四半期比では8.2%減ながら、2020年度第4四半期比では4.1%増と拡大を続けています。株式市場に関連した案件の取引高はEMEA⁶地域で急増し(2020年度上半期比+141%)、市場シェアも4.3%へ向上しています(同0.8ポイント上昇)。預金残高は1,850億ユーロ⁵に上り、健康危機の関係で7.1%増でしたが、2020年度第3四半期に記録したピークを3.6%下回りました。

グローバル・マーケット部門の営業収益は当四半期は19億400万ユーロで、極めて高水準だった2020年度第2四半期比でも17.4%減⁷と健闘し、2019年度第2四半期比では35.2%増と好調でした。顧客取引は堅調で、特にグローバルボンドの取引高は多く(2019~2020年度の四半期平均比で+15%)⁸、金利・為替・コモディティ取引は正常化し、デリバティブ取引は仕組み商品を中心に大きく伸びています。市場リスクの尺度であるバリュー・アット・リスク(VaR。保有期間1日、信頼区間99%)は3,300万ユーロに低下し、6月初めに最低値に達しており、健康危機が招いたボラティリティ上昇局面は観測期間から徐々に外れています。

FICC⁹業務は全事業とも好調で、営業収益は当四半期に11億4,800万ユーロに上りました。極めて高水準だった2020年度第2四半期比では減収ですが(-43.0%)、2019年度第2四半期比では大幅増でした(+44.8%)。株式・プライムサービス業務の営業収益は当四半期に7億5,700万ユーロへ急増し、前年同期比2.6倍の増収を果たしました。顧客取引が記録的な高水準だったことに加え、前年同期は危機的環境の影響を受け続けていたため比較上でリバウンド効果が生じました。

¹ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+2.5%

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

³ EMEA：欧州、中東、アフリカ

⁴ 出所：Dealogic社、2021年6月末時点、ブックランナーランキング（取引高、配賦額）

⁵ 平均残高（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く）

⁶ 出所：Dealogic社、2021年6月末時点、ブックランナーランキング（取引高）、EMEA：欧州、中東、アフリカ

⁷ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-15.9%

⁸ 出所：Dealogic社、2021年6月末時点、ブックランナーランキング（取引高）

⁹ Fixed Income, Currencies, and Commodities（債券、通貨、コモディティ）

証券管理部門の営業収益は当四半期は5億7,100万ユーロ、前年同期比1.9%増でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+5.3%）。預かり資産平均残高の増加（前年同期比+20.3%）、良好な市場動向、新規顧客のオンボーディング、高水準の手数料が増収に寄与しました。このように証券管理部門は高水準の事業活動を維持し、2020年度に発表していたBanco Sabadellの受託事業買収を終え、最近ではユーロ圏や米国で大型マンドートを獲得し、業容拡大を続けています。

CIB部門の営業費用は当四半期は事業活動の減少やコスト節減策の奏功に伴って20億4,200万ユーロに留まり、前年同期比8.0%減でした。

これらを受けて、CIB部門の営業総利益は当四半期に16億7,200万ユーロとなり、前年同期比12.2%減でした。

CIB部門のリスク費用は当四半期は5,700万ユーロに留まり、更に減少しました。正常債権（ステージ1と2）の引当金取崩は全体的になく、前年同期比2億6,200万ユーロの削減です。コーポレートバンキング部門のリスク費用は6,400万ユーロで（顧客向け融資残高の17bp相当）、グローバル・マーケット部門では500万ユーロの戻入がありました。

以上から、CIB部門の税引前利益は当四半期に16億3,700万ユーロとなり、高水準だった2020年度第2四半期比で3.2%増、2019年度第2四半期比で54.8%の大幅増益でした。各部門の好調が貢献しました。

2021年度上半期において、CIB部門の営業収益は73億8,400万ユーロ、前年同期比4.4%増でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+8.6%）。営業収益は事業の多角化やそのプラットフォーム開発で押し上げられ、3部門全てで増収を果たし、グローバル・マーケット部門は7.9%増¹、コーポレートバンキング部門は11.3%増¹、証券管理部門は5.2%増¹でした。

コーポレートバンキング部門の営業収益は当上半期は24億8,100万ユーロ、前年同期比6.6%増でした。EMEA²地域や米州の健闘、EMEA地域のキャピタルマーケット・プラットフォームの貢献（高水準だった前年同期に比べても好調）、トランザクションバンキング業務（キャッシュマネジメントやトレードファイナンス）の回復が増収につながりました。

グローバル・マーケット部門の営業収益は当上半期は37億5,000万ユーロ、前年同期比3.9%増でした。FICC³業務の営業収益は22億9,600万ユーロで、特に債券発行、為替、コモディティデリバティブが好調でした。極めて高水準だった2020年度上半期比では32.6%減でしたが、2019年度上半期比では25.6%の大幅増収でした。株式・プライムサービス業務の営業収益は14億5,400万ユーロと記録的高水準でした。デリバティブが2020年度上半期比で回復したことが寄与しました。2020年度上半期は2020年度第1四半期の厳しい市場ショックの余波および欧州当局が発表した配当支払抑制勧告⁴の影響を受け、2020年度第2四半期に少しずつ回復していった時期でした。

証券管理部門の営業収益は当上半期は前年同期比1.3%増でした。預かり資産の残高増（特に最近獲得した大型マンドートのオンボーディング）や取引高の増加が寄与しました。

CIB部門の営業費用は当上半期に48億900万ユーロとなり、前年同期比4.3%増でした。事業活動の力強い伸びに伴う費用増やIFRIC 21⁵に基づく「賦課金」の増加が押し上げ要因となりましたが、コスト節減策により、正のジョーズ効果を生み出しました（IFRIC 21に基づく「賦課金」を除くと+2.2ポイント）。

¹ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

² EMEA：欧州、中東、アフリカ

³ Fixed Income, Currencies, and Commodities（債券、通貨、コモディティ）

⁴ 欧州金融当局が2019年度の配当抑制を勧告した影響：2020年度第1四半期に-1億8,400万ユーロ

⁵ IFRICに基づく「賦課金」：6億2,800万ユーロ（2020年度上半期比+1億700万ユーロ）

これらを受けて、CIB部門の営業総利益は当上半期に25億7,500万ユーロに上り、前年同期比4.5%の増益でした。

CIB部門のリスク費用は当上半期は2億2,900万ユーロと低水準で、前年同期比4億5,400万ユーロの削減でした。前年同期は健康危機の影響が濃く、特に正常債権（ステージ1と2）の引当を計上していました。

以上から、CIB部門の税引前利益は当上半期に23億8,800万ユーロに上り、前年同期比33.5%の増益を果たしました。

*
* * *

コーポレート・センター

コーポレート・センターの営業収益は、当四半期は1億6,200万ユーロ、前年同期は-7,800万ユーロでした。主な増収要因はプリンシパル・インベストメンツによる力強い寄与で、健康危機の影響を受けた前年同期から大きく回復しています。

営業費用は当四半期は2億2,200万ユーロでした。この中には、一時項目として、事業再編費用¹と事業適応費用²が2,400万ユーロ、IT強化費用が4,700万ユーロ含まれています。なお、前年同期の営業費用には、一時項目として、健康危機関連の寄付とスタッフ安全対策費用が8,600万ユーロ、事業再編費用¹と事業適応費用²が3,000万ユーロ、IT強化費用が4,500万ユーロ反映されています。

リスク費用は、当四半期は6,400万ユーロでした（前年同期は3,300万ユーロ）。

その他の営業外項目は当四半期に2億9,800万ユーロの利益となりました（前年同期は1億200万ユーロの利益）。当四半期の営業外項目には、Allfunds株売却³による譲渡益が3億ユーロ含まれており、前年同期の営業外項目には、一時項目として、建物売却による譲渡益8,300万ユーロが反映されています。

以上から、コーポレート・センターの税引前利益は当四半期は1億5,500万ユーロでした（前年同期は3億2,000万ユーロの損失）。

2021年度上半期において、コーポレート・センターの営業収益は4億7,700万ユーロで（前年同期は4,800万ユーロ）、特にプリンシパル・インベストメンツによる力強い寄与を反映し、健康危機の影響を受けた前年同期からの大幅回復を示しました。営業費用は5億5,300万ユーロでした。この中には、一時項目として、事業再編費用¹と事業適応費用²が8,200万ユーロ、IT強化費用が6,600万ユーロ含まれています（前年同期の営業費用には、一時項目として、健康危機関連の寄付とスタッフ安全対策費用が8,600万ユーロ、事業再編費用¹と事業適応費用²が7,600万ユーロ、IT強化費用が7,900万ユーロ計上されていました）。リスク費用は1億1,900万ユーロでした（前年同期は4,600万ユーロ）。その他の営業外項目は5億8,900万ユーロの利益でした（前年同期は4億8,300万ユーロの利益）。当上半期の営業外項目には、一時項目として、建物売却による譲渡益3億200万ユーロとAllfunds株売却³による譲渡益3億ユーロが含まれており、前年同期の営業外項目には建物売却による譲渡益4億6,400万ユーロが反映されています。以上から、コーポレート・センターの税引前利益は当上半期は3億9,400万ユーロとなりました（前年同期は7,800万ユーロ）。

*
* * *

¹ 特に特定の事業（とりわけCIB部門）の中止・再編に関連

² 特にバンクウェストとCIB部門に関連

³ Allfunds持分6.7%の売却（残部持分は15.77%）

財務構造

当グループの財務構造は極めて盤石です。

普通株式等Tier 1比率は2021年6月末現在12.9%¹で、2021年3月末の水準から10bp上昇しました。この主因は以下の通りです。

- 配当性向50%を考慮後、当四半期純利益を剰余金に計上 (+20bp)
- モデル更新/規制改正に伴う影響 (-10bp)

他の要因が普通株式等Tier 1比率に及ぼした影響は全体として限定的でした。

レバレッジ比率²は2021年6月末現在4.0%でした。

即時利用可能な剰余資金は2021年6月末現在で4,880億ユーロに上りました。これは資金調達との関係で1年超の余裕資金があることを意味しています。

*
* *

¹ 資本要求指令4 (CRD4) ; 国際財務報告基準 (IFRS) 第9号経過規定を含む

² ECBの2021年6月18日の決定によって認定されたユーロ中央銀行制度 (ユーロシステム) への預金関連の一時的免除を選択せず、規則 (EU) 2019/876に従って算定。

連結損益計算書

	2Q21	2Q20	2Q21 / 2Q20	1Q21	2Q21 / 1Q21	1H21	1H20	1H21 / 1H20
(単位：百万ユーロ)								
グループ								
営業収益	11,776	11,675	+0.9%	11,829	-0.4%	23,605	22,563	+4.6%
営業費用および減価償却費	-7,172	-7,338	-2.3%	-8,597	-16.6%	-15,769	-15,495	+1.8%
営業総利益	4,604	4,337	+6.2%	3,232	+42.5%	7,836	7,068	+10.9%
リスク費用	-813	-1,447	-43.8%	-896	-9.2%	-1,709	-2,873	-40.5%
営業利益	3,791	2,890	+31.2%	2,336	+62.3%	6,127	4,195	+46.0%
持分法適用会社投資損益	101	130	-22.2%	124	-18.4%	225	225	-0.0%
その他の営業外項目	302	106	n.s.	363	-16.9%	665	501	+32.7%
営業外項目	403	236	+70.7%	487	-17.3%	890	726	+22.6%
税引前利益	4,194	3,126	+34.2%	2,823	+48.6%	7,017	4,921	+42.6%
法人税	-1,193	-746	+59.9%	-969	+23.1%	-2,162	-1,157	+86.9%
少数株主帰属純利益	-90	-81	+11.1%	-86	+4.6%	-176	-183	-3.8%
株主帰属純利益	2,911	2,299	+26.6%	1,768	+64.7%	4,679	3,581	+30.6%
コストインカム率	60.9%	62.9%	-2.0 pt	72.7%	-11.8 pt	66.8%	68.7%	-1.9 pt

BNP パリバの 2021 年度第 2 四半期に関わる財務情報の開示は、本プレスリリースに含まれています。

法令上要求される開示情報は全て、登録書類 (universal registration document) を含めて、<http://invest.bnpparibas.com> の「Results (業績)」セクションからオンラインで入手可能であり、フランスの通貨金融法典 L.451-1-2 条およびフランス金融市場庁 (Autorité des Marchés Financiers) の一般規則第 222-1 条以降の規定に従い、BNP パリバが公表しています。

2021年度第2四半期－コア事業別業績

	国内市場部門	国際金融 サービス部門	ホールセール バンキング部門	事業部門合計	その他業務	グループ 合計	
(単位：百万ユーロ)							
営業収益	3,952	3,948	3,714	11,614	162	11,776	
	対前年同期比	+9.7%	-2.0%	-9.9%	-1.2%	n.s.	+0.9%
	対前四半期比	+3.6%	-2.0%	+1.2%	+0.9%	-48.3%	-0.4%
営業費用および減価償却費	-2,431	-2,478	-2,042	-6,951	-222	-7,172	
	対前年同期比	+2.3%	+2.6%	-8.0%	-0.8%	-32.5%	-2.3%
	対前四半期比	-16.5%	-4.2%	-26.2%	-15.9%	-33.0%	-16.6%
営業総利益	1,522	1,470	1,672	4,663	-59	4,604	
	対前年同期比	+24.1%	-8.9%	-12.2%	-1.7%	-85.4%	+6.2%
	対前四半期比	+68.3%	+2.0%	+85.1%	+43.6%	n.s.	+42.5%
リスク費用	-276	-417	-57	-749	-64	-813	
	対前年同期比	-16.3%	-45.5%	-82.2%	-47.0%	+93.8%	-43.8%
	対前四半期比	-11.5%	+16.6%	-67.0%	-10.9%	+16.5%	-9.2%
営業利益	1,246	1,053	1,615	3,914	-123	3,791	
	対前年同期比	+38.9%	+24.3%	+1.9%	+17.6%	-71.9%	+31.2%
	対前四半期比	n.s.	-2.8%	n.s.	+62.6%	+71.8%	+62.3%
持分法適用会社投資損益	-2	113	10	121	-20	101	
その他の営業外項目	3	-12	12	4	298	302	
税引前利益	1,247	1,154	1,637	4,039	155	4,194	
	対前年同期比	+38.8%	+20.2%	+3.2%	+17.2%	n.s.	+34.2%
	対前四半期比	n.s.	-7.0%	n.s.	+56.3%	-35.5%	+48.6%

	国内市場部門	国際金融 サービス部門	ホールセール バンキング部門	事業部門合計	その他業務	グループ 合計	
(単位：百万ユーロ)							
営業収益	3,952	3,948	3,714	11,614	162	11,776	
	前年同期	3,602	4,027	4,123	11,753	-78	11,675
	前四半期	3,816	4,028	3,670	11,514	314	11,829
営業費用および減価償却費	-2,431	-2,478	-2,042	-6,951	-222	-7,172	
	前年同期	-2,376	-2,414	-2,220	-7,009	-329	-7,338
	前四半期	-2,912	-2,587	-2,767	-8,266	-331	-8,597
営業総利益	1,522	1,470	1,672	4,663	-59	4,604	
	前年同期	1,226	1,613	1,904	4,743	-406	4,337
	前四半期	904	1,441	903	3,248	-17	3,232
リスク費用	-276	-417	-57	-749	-64	-813	
	前年同期	-329	-765	-319	-1,414	-33	-1,447
	前四半期	-311	-357	-172	-841	-55	-896
営業利益	1,246	1,053	1,615	3,914	-123	3,791	
	前年同期	897	848	1,585	3,329	-439	2,890
	前四半期	593	1,084	731	2,408	-72	2,336
持分法適用会社投資損益	-2	113	10	121	-20	101	
	前年同期	1	116	-3	113	17	130
	前四半期	-5	100	9	104	20	124
その他の営業外項目	3	-12	12	4	298	302	
	前年同期	1	-3	6	4	102	106
	前四半期	3	57	11	72	292	363
税引前利益	1,247	1,154	1,637	4,039	155	4,194	
	前年同期	899	960	1,587	3,446	-320	3,126
	前四半期	591	1,242	751	2,584	239	2,823
法人税						-1,193	
少数株主帰属純利益						-90	
株主帰属純利益						2,911	

2021年度上半期 - コア事業別業績

		国内市場部門	国際金融 サービス部門	ホールセール バンキング部門	事業部門合計	その他業務	グループ 合計
(単位：百万ユーロ)							
営業収益		7,768	7,976	7,384	23,128	477	23,605
	対前年同期比	+5.6%	-1.3%	+4.4%	+2.7%	n.s.	+4.6%
営業費用および減価償却費		-5,343	-5,065	-4,809	-15,216	-553	-15,769
	対前年同期比	+1.6%	-2.2%	+4.3%	+1.1%	+25.0%	+1.8%
営業総利益		2,426	2,911	2,575	7,912	-76	7,836
	対前年同期比	+15.6%	+0.4%	+4.5%	+6.0%	-80.7%	+10.9%
リスク費用		-587	-774	-229	-1,590	-119	-1,709
	対前年同期比	-8.3%	-48.5%	-66.5%	-43.8%	n.s.	-40.5%
営業利益		1,838	2,137	2,346	6,322	-195	6,127
	対前年同期比	+26.1%	+53.1%	+31.7%	+36.4%	-55.6%	+46.0%
持分法適用会社投資損益		-6	213	19	225	0	225
その他の営業外項目		7	46	23	76	589	665
税引前利益		1,839	2,396	2,388	6,623	394	7,017
	対前年同期比	+26.0%	+50.2%	+33.5%	+36.7%	n.s.	+42.6%
法人税							-2,162
少数株主帰属純利益							-176
株主帰属純利益							4,679

連結四半期業績の推移

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
グループ						
営業収益	11,776	11,829	10,827	10,885	11,675	10,888
営業費用および減価償却費	-7,172	-8,597	-7,562	-7,137	-7,338	-8,157
営業総利益	4,604	3,232	3,265	3,748	4,337	2,731
リスク費用	-813	-896	-1,599	-1,245	-1,447	-1,426
営業利益	3,791	2,336	1,666	2,503	2,890	1,305
持分法適用会社投資損益	101	124	68	130	130	95
その他の営業外項目	302	363	496	38	106	395
税引前利益	4,194	2,823	2,230	2,671	3,126	1,795
法人税	-1,193	-969	-558	-692	-746	-411
少数株主帰属純利益	-90	-86	-80	-85	-81	-102
株主帰属純利益	2,911	1,768	1,592	1,894	2,299	1,282
コスト/インカム率	60.9%	72.7%	69.8%	65.6%	62.9%	74.9%

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
リテールバンキング事業およびサービス事業 PEL/CELの影響を除く						
営業収益	7,881	7,843	7,753	7,677	7,615	7,823
営業費用および減価償却費	-4,909	-5,499	-5,089	-4,855	-4,790	-5,650
営業総利益	2,972	2,344	2,664	2,822	2,825	2,172
リスク費用	-693	-669	-1,137	-938	-1,095	-1,050
営業利益	2,280	1,675	1,527	1,883	1,730	1,122
持分法適用会社投資損益	111	96	56	111	116	74
その他の営業外項目	-8	61	66	-5	-2	12
税引前利益	2,382	1,832	1,649	1,990	1,845	1,208
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	54.6	54.9	55.3	55.6	55.8	55.8

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
リテールバンキング事業およびサービス事業						
営業収益	7,900	7,844	7,753	7,678	7,630	7,810
営業費用および減価償却費	-4,909	-5,499	-5,089	-4,855	-4,790	-5,650
営業総利益	2,992	2,345	2,664	2,823	2,840	2,159
リスク費用	-693	-669	-1,137	-938	-1,095	-1,050
営業利益	2,299	1,676	1,527	1,885	1,745	1,109
持分法適用会社投資損益	111	96	56	111	116	74
その他の営業外項目	-8	61	66	-5	-2	12
税引前利益	2,402	1,833	1,649	1,991	1,859	1,195
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	54.6	54.9	55.3	55.6	55.8	55.8

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
国内市場部門（フランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクのプライベート・バンキングの100%を含む） ¹ PEL/CELの影響を除く						
営業収益	4,076	3,956	3,976	3,867	3,721	3,913
営業費用および減価償却費	-2,502	-2,997	-2,610	-2,543	-2,446	-2,970
営業総利益	1,574	959	1,366	1,324	1,276	943
リスク費用	-284	-315	-458	-353	-331	-313
営業利益	1,291	644	908	971	944	630
持分法適用会社投資損益	-2	-5	1	4	1	0
その他の営業外項目	3	4	45	4	1	1
税引前利益	1,292	643	953	978	946	630
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-64	-53	-64	-56	-62	-56
国内市場部門税引前利益	1,228	590	890	922	884	574
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	25.7	25.8	26.2	26.3	26.1	26.0

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
国内市場部門（フランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクのプライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	3,952	3,816	3,838	3,735	3,602	3,757
営業費用および減価償却費	-2,431	-2,912	-2,534	-2,473	-2,376	-2,885
営業総利益	1,522	904	1,304	1,262	1,226	872
リスク費用	-276	-311	-459	-346	-329	-311
営業利益	1,246	593	845	916	897	561
持分法適用会社投資損益	-2	-5	1	4	1	0
その他の営業外項目	3	3	44	4	1	0
税引前利益	1,247	591	890	924	899	561
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	25.7	25.8	26.2	26.3	26.1	26.0

1. プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
フランス国内リテールバンキング事業（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む） ¹						
営業収益	1,607	1,481	1,516	1,498	1,423	1,511
うち受取利息純額	860	797	855	853	788	810
うち手数料	747	684	661	645	634	702
営業費用および減価償却費	-1,075	-1,169	-1,126	-1,125	-1,074	-1,166
営業総利益	532	312	390	373	349	345
リスク費用	-101	-125	-169	-137	-90	-101
営業利益	431	186	221	236	259	244
営業外項目	-2	1	40	-2	0	-1
税引前利益	429	187	261	235	259	244
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-32	-30	-36	-30	-33	-35
フランス国内リテールバンキング税引前利益	397	157	225	205	226	209
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	10.8	10.8	11.0	11.0	10.8	10.6

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
フランス国内リテールバンキング事業（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む） ¹ PEL/CELの影響を除く						
営業収益	1,587	1,480	1,516	1,496	1,408	1,524
うち受取利息純額	840	796	855	852	774	823
うち手数料	747	684	661	645	634	702
営業費用および減価償却費	-1,075	-1,169	-1,126	-1,125	-1,074	-1,166
営業総利益	513	310	390	371	334	358
リスク費用	-101	-125	-169	-137	-90	-101
営業利益	412	185	221	235	244	257
営業外項目	-2	1	40	-2	0	-1
税引前利益	410	186	261	233	245	257
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-32	-30	-36	-30	-33	-35
フランス国内リテールバンキング税引前利益	377	156	225	203	212	222
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	10.8	10.8	11.0	11.0	10.8	10.6

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
フランス国内リテールバンキング事業（フランス国内プライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	1,534	1,410	1,446	1,430	1,354	1,437
営業費用および減価償却費	-1,041	-1,133	-1,091	-1,093	-1,040	-1,129
営業総利益	493	278	355	337	314	308
リスク費用	-94	-121	-170	-130	-88	-99
営業利益	399	156	185	207	226	209
営業外項目	-2	1	40	-2	0	-1
税引前利益	397	157	225	205	226	209
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	10.8	10.8	11.0	11.0	10.8	10.6

1. プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

PEL/CELに係る引当金に関する留意事項：当該引当金は、フランス国内リテールバンキング事業収益において計上されているが、住宅財形貯蓄制度（Plans Epargne Logement: PEL）および住宅財形貯蓄口座（Comptes Epargne Logement: CEL）から全存続期間にわたり生じるリスクを考慮している。

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	2020	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
PEL-CELの影響	19	1	3	0	1	15	-13

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
BNLパンカ・コメルシアール (イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む) ¹						
営業収益	669	676	694	669	649	659
営業費用および減価償却費	-435	-459	-434	-426	-422	-465
営業総利益	235	217	260	244	227	194
リスク費用	-105	-110	-161	-122	-122	-120
営業利益	130	107	99	122	105	74
営業外項目	0	0	0	0	-2	0
税引前利益	130	107	99	122	104	73
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-10	-9	-9	-7	-9	-10
BNLパンカ・コメルシアール税引前利益	120	97	90	115	95	64
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	5.3	5.5	5.3	5.3	5.3	5.3

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
BNLパンカ・コメルシアール (イタリア国内プライベート・バンキングの2/3を含む)						
営業収益	647	654	672	649	629	637
営業費用および減価償却費	-422	-446	-421	-413	-410	-453
営業総利益	225	207	251	236	218	184
リスク費用	-104	-110	-161	-121	-122	-120
営業利益	120	97	90	115	96	64
営業外項目	0	0	0	0	-2	0
税引前利益	120	97	90	115	95	64
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	5.3	5.5	5.3	5.3	5.3	5.3

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
ベルギー国内リテールバンキング事業 (ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む) ¹						
営業収益	864	858	861	851	835	885
営業費用および減価償却費	-488	-835	-556	-523	-499	-830
営業総利益	376	23	305	329	336	55
リスク費用	-45	-47	-67	-29	-80	-54
営業利益	331	-24	238	300	256	0
持分法適用会社投資損益	2	-3	4	7	4	4
その他の営業外項目	4	3	6	4	2	1
税引前利益	337	-24	247	311	262	5
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-20	-11	-17	-18	-19	-10
ベルギー国内リテールバンキング税引前利益	317	-35	230	293	243	-4
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	5.2	5.2	5.4	5.5	5.6	5.7

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
ベルギー国内リテールバンキング事業 (ベルギー国内プライベート・バンキングの2/3を含む)						
営業収益	821	815	820	811	794	842
営業費用および減価償却費	-466	-802	-532	-501	-477	-797
営業総利益	354	13	288	310	317	45
リスク費用	-44	-48	-68	-28	-79	-54
営業利益	311	-34	221	282	237	-9
持分法適用会社投資損益	2	-3	4	7	4	4
その他の営業外項目	4	3	6	4	2	1
税引前利益	317	-35	230	293	243	-4
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	5.2	5.2	5.4	5.5	5.6	5.7

1. プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
ルクセンブルクを含むその他国内市場部門（ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの100%を含む） ¹						
営業収益	956	942	905	850	829	845
営業費用および減価償却費	-505	-533	-494	-469	-451	-508
営業総利益	451	408	411	380	378	337
リスク費用	-34	-33	-61	-66	-40	-38
営業利益	418	376	350	314	339	299
持分法適用会社投資損益	-2	-2	-3	-2	-3	-4
その他の営業外項目	0	0	-1	0	0	0
税引前利益	415	374	346	312	336	295
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-2	-2	-1	-1	-1	-2
その他国内市場部門税引前利益	414	372	345	311	335	293
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.3	4.3	4.5	4.4	4.4	4.4
(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
ルクセンブルクを含むその他国内市場部門（ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	951	937	900	846	825	841
営業費用および減価償却費	-501	-531	-491	-466	-448	-505
営業総利益	450	406	409	379	377	335
リスク費用	-34	-33	-60	-66	-40	-38
営業利益	416	373	349	313	337	297
持分法適用会社投資損益	-2	-2	-3	-2	-3	-4
その他の営業外項目	0	0	-1	0	0	0
税引前利益	414	372	345	311	335	293
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.3	4.3	4.5	4.4	4.4	4.4

1. プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
国際金融サービス部門						
営業収益	3,948	4,028	3,915	3,943	4,027	4,053
営業費用および減価償却費	-2,478	-2,587	-2,555	-2,382	-2,414	-2,766
営業総利益	1,470	1,441	1,360	1,561	1,613	1,287
リスク費用	-417	-357	-678	-592	-765	-739
営業利益	1,053	1,084	682	969	848	548
持分法適用会社投資損益	113	100	56	107	116	75
その他の営業外項目	-12	57	22	-9	-3	12
税引前利益	1,154	1,242	759	1,067	960	634
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	29.0	29.0	29.2	29.3	29.8	29.8

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
パーソナル・ファイナンス						
営業収益	1,319	1,332	1,365	1,343	1,302	1,475
営業費用および減価償却費	-700	-763	-687	-641	-641	-787
営業総利益	619	568	678	703	661	688
リスク費用	-344	-321	-581	-383	-450	-582
営業利益	276	248	97	320	211	105
持分法適用会社投資損益	-2	16	-4	7	-5	8
その他の営業外項目	-9	1	-60	-11	4	0
税引前利益	264	264	33	315	210	113
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.8	7.8	7.9	8.0	8.1	8.1

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
欧州・地中海沿岸諸国部門（トルコおよびポーランドの国内プライベート・バンキングの100%を含む）¹						
営業収益	464	516	527	561	609	665
営業費用および減価償却費	-394	-433	-402	-405	-414	-490
営業総利益	71	84	125	156	196	175
リスク費用	-58	-39	-95	-113	-143	-86
営業利益	12	45	30	43	53	89
持分法適用会社投資損益	77	40	33	52	53	55
その他の営業外項目	-7	-41	18	-1	-25	3
税引前利益	82	43	80	93	80	147
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-2	-3	-2	-2	-1	-3
欧州・地中海沿岸諸国部門税引前利益	80	41	78	91	79	144
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.0	5.1	5.1	5.2	5.3	5.3

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
欧州・地中海沿岸諸国部門（トルコおよびポーランドの国内プライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	461	512	523	557	606	660
営業費用および減価償却費	-392	-431	-401	-403	-411	-488
営業総利益	69	82	122	154	194	172
リスク費用	-58	-39	-95	-113	-143	-86
営業利益	10	43	28	41	51	86
持分法適用会社投資損益	77	40	33	52	53	55
その他の営業外項目	-7	-41	18	-1	-25	3
税引前利益	80	41	78	91	79	144
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.0	5.1	5.1	5.2	5.3	5.3

1. プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
バンクウェスト（米国プライベート・バンキングの100%を含む） ¹						
営業収益	587	625	594	627	629	611
営業費用および減価償却費	-406	-407	-423	-403	-432	-465
営業総利益	182	218	171	224	197	146
リスク費用	-8	7	-3	-90	-167	-62
営業利益	173	224	168	134	30	83
持分法適用会社投資損益	0	0	0	0	0	0
その他の営業外項目	3	2	0	2	-3	0
税引前利益	176	226	168	136	27	83
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-5	-7	-6	-6	-5	-5
NRBI	171	219	162	130	22	78
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.0	5.0	5.5	5.6	5.7	5.7
(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
バンクウェスト（米国プライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	571	609	578	612	614	596
営業費用および減価償却費	-395	-398	-413	-394	-422	-455
営業総利益	176	211	165	218	192	141
リスク費用	-8	7	-3	-90	-167	-62
営業利益	168	217	162	128	25	78
営業外項目	3	2	0	2	-3	0
税引前利益	171	219	162	130	22	78
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.0	5.0	5.5	5.6	5.7	5.7
(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
保険部門						
営業収益	767	792	622	697	828	579
営業費用および減価償却費	-367	-383	-385	-347	-339	-393
営業総利益	399	409	237	350	489	186
リスク費用	-1	0	0	0	-2	1
営業利益	399	409	237	350	487	187
持分法適用会社投資損益	25	33	16	35	39	1
その他の営業外項目	0	0	0	0	21	9
税引前利益	424	442	253	384	548	197
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	9.1	9.0	8.6	8.6	8.5	8.6
(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
ウェルス&アセット・マネジメント部門						
営業収益	830	784	826	734	678	743
営業費用および減価償却費	-624	-612	-669	-598	-601	-642
営業総利益	206	172	157	136	77	101
リスク費用	-6	-4	1	-6	-4	-9
営業利益	201	167	159	130	74	92
持分法適用会社投資損益	13	12	11	14	28	11
その他の営業外項目	2	96	63	1	0	0
税引前利益	215	275	233	146	102	102
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	2.1	2.1	2.0	2.0	2.1	2.1

1. プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
ホールセールバンキング部門						
営業収益	3,714	3,670	3,315	3,372	4,123	2,953
営業費用および減価償却費	-2,042	-2,767	-2,190	-2,117	-2,220	-2,393
営業総利益	1,672	903	1,125	1,255	1,904	560
リスク費用	-57	-172	-432	-310	-319	-363
営業利益	1,615	731	692	945	1,585	197
持分法適用会社投資損益	10	9	8	3	-3	3
その他の営業外項目	12	11	9	7	6	2
税引前利益	1,637	751	710	955	1,587	202
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	25.3	25.0	24.5	24.7	24.3	22.3
コーポレートバンキング部門						
営業収益	1,238	1,243	1,281	1,118	1,258	1,070
営業費用および減価償却費	-589	-755	-645	-598	-632	-748
営業総利益	649	488	636	520	627	321
リスク費用	-64	-185	-430	-311	-366	-201
営業利益	585	303	206	209	261	121
営業外項目	9	6	6	2	-2	3
税引前利益	594	309	212	211	259	124
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	13.5	13.6	13.5	13.6	13.6	13.0
グローバル・マーケット部門						
営業収益	1,904	1,846	1,498	1,711	2,304	1,306
うちFICC	1,148	1,149	1,002	1,245	2,013	1,392
うち株式およびプライムサービス	757	697	497	466	290	-87
営業費用および減価償却費	-999	-1,527	-1,089	-1,065	-1,137	-1,162
営業総利益	905	319	410	646	1,167	143
リスク費用	5	14	-2	1	45	-161
営業利益	910	333	407	647	1,212	-17
持分法適用会社投資損益	5	2	2	0	-2	1
その他の営業外項目	2	3	0	0	3	0
税引前利益	917	339	409	648	1,214	-17
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	10.7	10.4	10.0	10.1	9.8	8.4
証券管理部門						
営業収益	571	581	536	544	561	577
営業費用および減価償却費	-454	-485	-457	-454	-451	-482
営業総利益	117	96	79	89	109	95
リスク費用	2	-1	1	0	2	-2
営業利益	120	95	79	89	111	93
営業外項目	6	8	9	7	3	2
税引前利益	126	103	89	96	114	95
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	0.9

(単位：百万ユーロ)	2Q21	1Q21	4Q20	3Q20	2Q20	1Q20
コーポレート・センター						
営業収益	162	314	-241	-165	-78	126
営業費用および減価償却費	-222	-331	-283	-165	-329	-114
うち事業改変、再編および適応費用	-71	-77	-150	-84	-75	-79
営業総利益	-59	-17	-524	-330	-406	12
リスク費用	-64	-55	-29	3	-33	-13
営業利益	-123	-72	-554	-327	-439	-1
持分法適用会社投資損益	-20	20	4	16	17	18
その他の営業外項目	298	292	421	36	102	381
税引前利益	155	239	-129	-275	-320	398

**代替的業績指標（Alternative Performance Measures: APM） – フランス金融市場庁（AMF）の
一般規則第223-1条に基づく開示**

代替的業績指標	定義	使用理由
事業部門損益計算書 (P/L) (各事業部門の営業収益、営業費用、営業総利益、営業利益、税引前利益の合計)	国内市場部門、国際金融サービス部門、ホールセールバンキング事業の損益計算書の合計 (なお、国内市場部門の損益には、フランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクのプライベート・バンキングの2/3を含む) BNPパリバ・グループ損益計算書 =事業部門 + コーポレート・センターの損益計算書の合計 グループ全体の損益計算書との関係は「コア事業別業績」の表で開示	BNPパリバ・グループの本業の業績を示す指標
PEL/CELの影響を除く損益計算書の合計 (各事業部門の営業収益、営業総利益、営業利益、税引前利益の合計)	PEL/CELの影響を除く損益計算書の合計 グループの調整後の損益計算書の合計は「四半期業績の推移」の表で開示	PEL/CEL口座の全存続期間にわたり発生するリスクに対する引当金変動を除く、当期の損益計算書の合計を表す指標
プライベート・バンキングの100%を含むリテールバンキング事業の損益計算書の合計	プライベート・バンキング全体の損益を含むリテールバンキング事業の損益計算書の合計 グループの調整後の損益計算書の合計は「四半期業績の推移」の表で開示	リテールバンキング事業の業績を示す指標であり、プライベート・バンキングの業績の全部を含む (プライベート・バンキングは、リテールバンキング(2/3)とウェルス・マネジメント(1/3)の共同責任のもとに置かれるが、その割合にもとづきウェルス・マネジメントに損益を配分する前の数値)
営業費用の変化 (IFRIC 21を除外後)	IFRIC 21に基づく税金・拠出金を除いた上で、営業費用の変化を算定	IFRIC 21に基づく税金・拠出金は上半期に通年分のほぼ全額が計上される。上半期の営業費用からIFRIC 21を除外し、他の期間との比較の際の混乱を避け、営業費用の変化をとらえる指標。
コスト/インカム率	営業費用を営業収益で除した比率	銀行業務における業務の効率性を表す指標
リスク費用÷期首顧客向け融資残高 (単位: bp)	リスク費用 (単位: 百万ユーロ) を期首の顧客向け融資残高で除したもの 詳細な算定方法については、決算資料に添付された「融資残高に関わるリスク費用」で開示	事業別の貸出金残高総額におけるリスクレベルの指標
不良債権カバー率	金融資産 (ステージ3) の引当金と当該資産 (ステージ3) の減損後残高との関係を表す指標。 対象となる資産は、バランスシート上およびオフバランスシートの債権を含み、受け取った担保と相殺する。顧客向けおよび金融機関向け債権には、償却原価で測定される負債および資本を通じて公正価値で測定する有価証券を含む (保険事業を除く)	不良債権に対する引当の状況を表す指標
一時項目を除く株主帰属純利益	一時項目を除いて算定された株主帰属純利益 一時項目の詳細については、決算資料に添付された「主な一時項目」で開示	多額の非経常的項目あるいは本業の業績を反映しない項目を除外した、BNPパリバ・グループの純利益を表す指標。除外される項目の主なものに、事業再編、事業適応、IT強化および事業変革費用がある。
自己資本利益率 (ROE)	ROEの詳細な算定方法については、決算資料に添付された「株主資本利益率」で開示	BNPパリバ・グループの自己資本の収益力を表す指標
有形自己資本利益率 (ROTE)	ROTEの詳細な算定方法については、決算資料に添付された「株主資本利益率」で開示	BNPパリバ・グループの有形自己資本の収益力を表す指標

比較分析－連結範囲の変更および為替レート変動による影響の排除

連結範囲の変更による影響を排除するための方法は、買収、売却など、取引の形態に依る。その計算の根本的な目的は、期間比較可能性を確保することにある。

企業を買収または新設した場合、当該企業の業績は、同企業が過年度に未だ買収あるいは設立されていなかった期間に対応する分について、連結範囲の変更による影響を除く当会計年度の期間から排除する。

事業売却の場合、当該事業体の業績は、売却以降の期間に対応する過年度の四半期について対称的に排除する。

連結の会計処理方法を変更した場合、同一条件の下に調整した四半期業績に対して、2会計年度（当期および前期）の間で存在した最も低い持分比率を適用する。

為替レート変動による影響を除いた比較分析においては、前年度の四半期（比較対象となる四半期）業績を、当四半期（分析対象となる四半期）の為替レートで修正再表示する。これらの計算は全て、会社の報告通貨を基準に行う。

注：

営業費用： 従業員給与および従業員給付制度に関わる費用、その他経費、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費、および不動産・機械設備を含む固定資産の減損などの総額を指す。本資料全体にわたり、「営業費用」および「費用」は特に区別することなく使われている。

事業部門： 以下の3部門から成る。

- － 国内市場部門：フランス国内リテールバンキング（FRB）、BNLバンカ・コメルシアレ（BNL bc）、ベルギー国内リテールバンキング（BRB）、その他国内市場部門（アルバル、リーシング・ソリューションズ、個人投資家部門、Nickel、ルクセンブルク国内リテールバンキング（LRB）を含む）
- － 国際金融サービス部門（IFS）：欧州・地中海沿岸諸国部門、バンクウェスト、パーソナル・ファイナンス、保険部門、ウェルス&アセット・マネジメント（WAM）を含む。WAMには、アセット・マネジメント、ウェルス・マネジメント、および不動産管理部門が含まれる。
- － ホールセールバンキング部門（CIB）：コーポレートバンキング部門、グローバル・マーケット部門、証券管理部門を含む

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ビー・エヌ・ピー・パリバは、フランス通貨金融法典第5款第1章（Code Monétaire et Financier, Livre V, Titre 1er）により金融業務を行うことを許可されているフランスの株式会社である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの業務の概要は以下の通りである。

リテール・バンキング事業およびサービス事業

リテール・バンキング事業およびサービス事業は、フランス国内外におけるリテール・バンキング・ネットワークおよび専門的な金融サービスを含んでいる。リテール・バンキング事業およびサービス事業は、国内市場部門および国際金融サービス部門に分類される。

国内市場部門

国内市場部門は、フランス（FRB）、イタリア（BNL バンカ・コメルシアレ）、ベルギー（ビー・エヌ・ピー・パリバ・フォルティスのブランドで運営しているベルギー国内リテール・バンキング）およびルクセンブルク（BGL ビー・エヌ・ピー・パリバのブランドで運営している LRB）からなるユーロ圏のビー・エヌ・ピー・パリバのリテール・バンキング・ネットワークならびに専門事業部門（アルバル（法人および個人向けのモビリティリースおよび車両リース）、ビー・エヌ・ピー・パリバ・リーシング・ソリューション（専門的な設備のリーシング・ソリューションおよび資金調達ソリューション）、ビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インベスターズ（オンライン貯蓄および仲介業）およびニケル（代替的な銀行取引サービス））を含んでいる。

キャッシュ・マネジメント、トレード・ファイナンスおよびファクタリング部門は、ホールセールバンキング部門のコーポレート・バンキングと協働して、「企業にとって唯一の銀行」という取組により法人顧客に提供されるサービスの最終段階を担っている。

また、ウェルス・マネジメントは、国内市場におけるプライベート・バンキングのビジネス・モデルを総合的に展開している。

部門横断型のチームである「Partners in Action for Customer Experience (PACE)」の目的は、リテール・バンキング事業によって、より良い顧客経験価値を提供できるように支援することにある。

ハロー・バンク！は、フランス、ベルギー、ドイツおよびオーストリアにおけるビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの中心的なネット銀行である。ニケルによって、ビー・エヌ・ピー・パリバのシステムは、フランスにおける新たな銀行業務に対応し、欧州において展開されている。

現在、ビー・エヌ・ピー・パリバは多様な顧客基盤（個人、プロ投資家、小規模企業、法人）の需要に適応した一連のソリューションを提供している。

国際金融サービス事業

国際金融サービス事業は、以下の事業により構成され、個人、法人および機関投資家と
いった幅広い顧客にサービスを提供している。

- ・海外リテール・バンキング事業：ユーロ圏外のリテール・バンキング業務を取り扱い、
当該国において、個人、中小企業、専門家および法人にサービスを提供するため、ビー・エヌ・ピー・パリバの総合的なビジネス・モデルを展開している。
- ・パーソナル・ファイナンス：セテレム、コフィノガまたはフィンドメスティック等の有名ブランドを通じ、個人を対象とした融資のソリューションを提供している。
- ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・カーディフ：人、プロジェクトおよび資産に保険をかけるための貯蓄および保障のソリューションを提供している。
- ・ウェルス&アセット・マネジメントにおける以下の3つの主要な専門事業：
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・ウェルス・マネジメント
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・アセット・マネジメント
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・リアル・エステート

国際金融サービス事業は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループにとって重要な発展地域であるアジア太平洋地域および南北アメリカにおいて確固たる地位を築いており、当該地域においてビー・エヌ・ピー・パリバの商品およびサービスを顧客に提供している。

ホールセールバンキング事業

ビー・エヌ・ピー・パリバのホールセールバンキング事業は、資本市場業務、証券管理業務、資金調達業務、リスク管理業務、キャッシュ・マネジメント業務および財務アドバイザリー業務において、2種類の顧客、すなわち法人および機関投資家（銀行、保険会社、資産運用会社等）に対し、オーダーメイドのソリューションを提供している。

ビー・エヌ・ピー・パリバのホールセールバンキング事業は、法人顧客および機関投資家の間の架け橋として、法人顧客の資金調達ニーズを、投資機会を求める機関投資家へとつなぐことを目指している。

ホールセールバンキング事業の合理化されかつ効率的な体制は、ビー・エヌ・ピー・パリバの法人顧客および機関投資家のニーズに応えるために設計されたものである。そのため、ホールセールバンキング事業は、以下の3つの主要事業を中心に構成されている。

- ・コーポレート・バンキング（各地域毎に独自の組織を有する。）
- ・グローバル・マーケット（すべての資本市場業務を統括する。）
- ・証券管理事業

ホールセールバンキング事業は、以下の3つの主要地域に区分されている。

- ・欧州・中東・アフリカ
- ・南北アメリカ
- ・アジア太平洋

2. 主要な経営指標等の推移

(1) ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
営業収益	44,275	44,597	42,516	43,161	43,411

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
営業総利益	14,081	13,260	11,933	13,217	14,033

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	7,067	8,173	7,526	7,759	7,702

(単位：%)

	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
株主資本利益率(注1)	7.6	8.5(注2)	8.2	8.9	9.3

(単位：十億ユーロ)

	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
時価総額 (12月31日現在)	53.9	66.0	49.3	77.7	75.5

出典：ブルームバーグ

(注1) 株主資本利益率は、親会社株主帰属純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバにより発行され、会計上、配当として扱われる永久最劣後債の利息に関する調整および償還された永久最劣後債の外国為替の影響に関する調整が行われる。)を、関連期間の1月1日および12月31日の再評価前の平均永久株主資本(株式、永久最劣後債、永久最劣後債の債権者に支払われる税金控除後の純報酬額および配当計画に直接認識される資産および負債の変動を調整した株主資本)で除して算出される。

(注2) 2019年度の業績に関して当初予定されていた配当を2020年の準備金に計上した場合は、8.4%となる。

(単位：ユーロ)

	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
1株当たり純利益 (注1)	5.31	6.21	5.73	6.05	6.00
1株当たり純資産 (注2)	82.3	79.0	74.7(注6)	75.1	73.90
1株当たり配当金純額	1.11	0.0(注3)	3.02	3.02	2.70
配当率(%) (注4)	20.9	0.0(注3)	52.72	50.0	45.0
株価					
最高値(注5)	54.22	53.81	68.66	68.89	62.00
最低値(注5)	24.51	38.14	38.18	54.68	35.27
年度末	43.105	52.83	39.475	62.25	60.55
CAC 40インデックス (12月31日現在)	5,551.41	5,978.06	4,730.69	5,312.56	4,862.31

(注1) 事業年度中発行済平均株式数に基づく。

(注2) 配当前。年度末における発行済株式数に基づく再評価後正味帳簿価額。

(注3) COVID-19のパンデミック時における配当支払の方針に関する2020年3月27日付の欧州中央銀行のECB/2020/19勧告に従い、2020年5月19日の定時株主総会において当初提案された1株当たり3.10ユーロの配当は、「その他準備金」に計上された。

(注4) 株主帰属当期純利益に対する割合で表示され、定時株主総会において提案された配当金の分配。

(注5) 取引中に記録された数値を示している。

(注6) 2018年1月1日現在の株主資本におけるIFRS第9号の初年度適用の影響はマイナス2.5十億ユーロ、すなわち1株当たり2ユーロであった。

2021年第1四半期の業績等

(単位：百万ユーロ)

	2021年度 第1四半期
ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ	
営業収益	11,829
営業費用および減価償却費	-8,597
営業総利益	3,232
リスク費用	-896
営業利益	2,336
持分法適用会社投資損益	124
その他の営業外項目	363
営業外項目	487
税引前当期純利益	2,823
法人税	-969
少数株主帰属純利益	-86
株主帰属純利益	1,768
コスト／インカム率	72.7%

(2) ビー・エヌ・ピー・パリバ

	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
<u>年度末の財政状態</u>					
a) 資本金 (ユーロ)	2,499,597,122	2,499,597,122	2,499,597,122	2,497,718,772	2,494,005,306
b) 発行済株式数	1,249,798,561	1,249,798,561	1,249,798,561	1,248,859,386	1,247,002,653
c) 発行済転換社債の数	なし	なし	なし	なし	なし
<u>年度業績 (百万ユーロ)</u>					
a) 収益合計 (付加価値税を除く。)	32,108	40,100	33,333	27,707	32,458
b) 税金、減価償却費および減損控除前利益	7,159	7,611	4,631	3,003	10,153
c) 法人税費用	(653)	(325)	557	345	(278)
d) 税金、減価償却費および減損控除後利益	4,404	7,490	5,027	3,157	9,266
e) 総配当支払額	1,387	-	3,774	3,772	3,367
<u>1株当たり利益 (ユーロ)</u>					
a) 税引後利益 (減価償却費および減損控除前)	5.21	5.83	4.15	2.68	7.92
b) 税金、減価償却費および減損控除後利益	3.52	5.99	4.02	2.53	7.43
c) 1株当たり配当金	1.11	-	3.02	3.02	2.70
<u>人件費</u>					
a) 年度末被雇用者数	52,590	53,880	54,299	53,078	51,498
b) 給与合計 (百万ユーロ)	4,721	4,797	4,208	4,441	4,263
c) 社会的給付に関する 拠出額 (社会保障、従業員 の福利厚生等) (百万ユーロ)	1,485	1,535	1,604	1,577	1,599

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（[ムーディーズ日本語ホームページ](#)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「ライブラリ・規制関連」の「[無登録格付け情報](#)」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

● 格付会社グループの呼称等について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該去域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2021年7月8日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以上

店頭デリバティブに類する複雑な仕組債への 投資に際しての確認書

本債券は、通常の債券に比べ非常に複雑な商品性を有しております。

本債券への投資に際しましては、『契約締結前交付書面』、『目論見書』及び『最悪シナリオを想定した想定損失額』等の内容を十分にご確認頂き、以下の事項についてご理解いただいておりますことをご確認ください。

1. 本取引に関して対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。
(『契約締結前交付書面』『目論見書』『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁ご参照)
2. 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
3. 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
4. 本商品を中途売却する場合の売却額(試算額)の内容について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
5. 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額を下回る可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
6. 本取引により想定される損失額(中途売却した場合の売却額(試算額)を含む。)を踏まえ、お客様が許容できる損失額であること、並びに、お客様の資産の状況への影響に照らして、お客様が取引できる契約内容であることを、ご確認いただいていること。
7. 本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しているため、**本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちでないお客様には必ずしも適合するものではないこと**を、ご確認の上、ご理解いただいていること。
8. 本債券は、元本リスクのある商品であり、**元本の安全性を重視するお客様には必ずしも適合するものではないこと**を、ご確認の上、ご理解いただいていること。
9. 本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をさせていただいていること。